

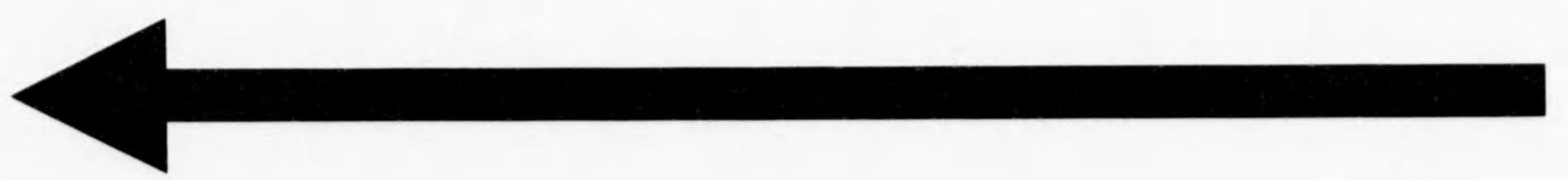


南支那及南洋調查第七十六輯

支那內國關稅制度 其二

臺灣總督官房調查課

始



14-25-478



凡 例

一、本書は支那内國關稅制度に關し、臺灣總督府翻譯官井出季和太氏が調査研究せられたものの中、其一部を敘述したものである。

一、本書は古來支那に發達した釐金、常關其他内國通過稅の體係を解説したもので、今日の支那關稅制度改正問題の研究に就ても亦有益な參考資料である。

一、本書は執務竝に關覽の便宜を圖り、印刷を以て筆寫に代へたもので、敬て之を公刊せるものでない。

昭和四年十月

臺灣總督官房調査課



發行所寄贈本

支那内國關稅制度 其二

目次

第三章 内國關稅の利弊	一
第四章 常關稅	五
第一節 常關	五
第一款 序說	五
第二款 常關の管理及組織	七
第一項 移管前の種別	七
第一目 戶關	七
第二目 工關	二一
第二項 移管後の種別	二四
第一目 沿岸常關	二四

目次

支那内國關稅制度 其二

第一、五十支里内常關(海關兼管常關)…………… 一四

第二、五十支里外常關…………… 二〇

第二目 内地常關…………… 二三

第三目 邊界常關…………… 二四

第三項 常關の組織…………… 二五

第二節 常關稅…………… 三八

第一款 常關稅の意義…………… 三六

第二款 常關稅の徵收制度…………… 四一

第一項 常關稅の客體及附加稅の重徵…………… 四二

第二項 常關稅の改訂と其稅率…………… 四五

第三項 常關稅の減免…………… 七九

第一目 免稅…………… 七九

第二目 減稅…………… 八九

第四項 禁制品及制限貨物…………… 九一

第五項 徵收手續…………… 九六

第一目 稅則の公示…………… 九六

第二目 通關法…………… 九六

第三目 徵收の監理…………… 一一一

第四目 徵收法…………… 一二四

第五目 禁令…………… 一二七

第三款 常關稅收入…………… 一三三

第一項 前清の常關收入…………… 一三三

第二項 革命後の常關收入…………… 一四三

第三項 常關收入と借款との關係…………… 一五一

第四款 常關の存廢…………… 一五九

支那内國關稅制度 其二

第三章 内國關稅の利弊

内國關稅は近世の財政組織より見れば、固より通商經濟の發達を阻止し、其弊の大なることは明白な事實であるが、支那の如き從來近世國家の形態を具備せぬばかりでなく、地方分權制に基く大區域に在つては、一方に又利の存する所もある。換言すれば、支那の社會及國民性の上から打算して己むを得ない事情の下には在つたのであり、今日國民革命が稍成功し、近世國家に向つて一步を進め、従つて内國關稅制度を所謂國民的國境關稅制度に代へんとして居る趨向に在るも、尙依然として傳統の方針を加味した過渡時代を離れぬ支那は、古來私經濟的財政方針に立脚し、帝王の國用制定は、五穀の悉く收獲された毎歳の終りに一年の收支を比較して明年一歳の收支を豫計するのであり、即ち近世の如く財政の範圍を政費に限定し、先づ出るを量つて入るを定むるの法に依らず、入るを量つて出づるを制するを主義とし、(註一)、苛斂の弊を起したのである。而して課稅制度は中央政府より地方政府に對して定額を配賦し、又は私人團體等に對して委任又は請負に附し、現在の收入を固有の歳入として法外の支出を禁じ、固定した歳入は新造の政治に適應することが出來ぬ。

地方政府は、増加した政費を支辨することを得ぬ場合には、勢ひ臨時經費に對して新稅源を求め、附加稅等を増加することになり、國家の收入と經費とは連絡なく、總豫算がなく、純計豫算となり、一般會計がなく特別會計となり、現在迄形式上は豫算あれども眞の豫算がない情形であるから、國稅たるべき性質のものも地方稅となり、地方稅は清朝に及んで時々整理を實行したが其效果なく、却つて多くの稅目を増設し、其新稅目は課稅の客體に依つて名けた外に、地名を用ゆるものがあり、又經費名を附して居るものが少くない。殊に寄附金の假裝的呼稱である捐名を以てするが如く、臨時稅の性質を具ふると同時に、特定の支目に充當する所の特別稅が甚だ多いことは、他の文明國に例のない特色の第一である。

支那の國家組織及國民性からして内國關稅を發達せしめた事情は、緒論に於て述べた通りで、納稅者たる一般國民及徵稅者たる官吏階級を通じて、公益心、義務心が缺乏して居り、一方に免協的投機的精神が熾であり、一言にして蔽へば、國家的には社會が腐敗して居たから、今日に於ても彼の古ローマ及十六世紀より十八世紀頃迄佛、伊等に行はれた諸稅の請負制度、又は十七世紀頃印度に實施された通過稅の請負法に同じき現在の厘金其他の通過稅が國情に適合し、微妙に各階級を通じて細胞的に織り込まれて居るのは、又特色の第二である。(註二)

國費制定の法則が私經濟と同じく收入標準主義に基いて居る上に、官吏の俸給も固定して經濟上

の變遷に應じて増額を爲さず、驚くべき程に低廉である結果、誅斂中飽の弊を免れず、人民の負擔を増加した。

内國關稅に附帶する弊害も前記の如く財政上の缺陷より來り、一般租稅法上の各種原則に背馳して居るが、常關稅、厘金其他に於て各特色があり、其利弊も亦異り、最も弊害の大きいものは新設の厘金其他の雜稅である。常關稅は古來定制があり、厘金と類似して居るも、其施行の範圍は比較的狹少であり、其弊害は比較的少いものと謂ふことが出来る。海關稅中の内國關稅である移出稅、沿岸貿易稅、子口稅等は厘金及常關稅に見るが如き弊害は伴はないが、條約に拘束されて均一の稅率を課して居ることは、收入上からも又産業保護の上からも良制度ではない。蓋し厘金及常關稅に關しては、支那稅制に伴ふ諸弊と同様のものがある。今廣東財政説明書中に述べて居る例を挙げば餉捐包商たる請負の存する外に、(一)衡制の區々統一せぬこと、(二)幣制の紊亂せること、(三)稅捐名目の紛岐せること、(四)收稅機關の不統一であること、(五)公私申限の不濟なること、(六)款目の糾葛せることとして居る(註三)。要するに近世に於ける内國關稅の疾患は、沿革に於て述べた唐以降明代を通じて表はれた事例と類似のものがある外、清代に於ては特に屢次發生した征亂の結果に依り、又最も多く増稅し竝に新稅を設けたことは、大平亂に依る軍費の激増及破壊された産業稅源の恢復竝に補完に存し、下つては日清戰爭後團匪事件に依る巨額の賠償金に對する補填に存し、最近民國に

至ては各地動亂の爲に軍閥の誅求に存し、其弊は古に勝るものがあつた。

(註一)、入るを量つて出るを制するの原則は古代より近世迄一貫して居り、册府元龜には「周官大宰之職以三九式一均節三財用一又置三國用一必於三歲之抄(未)量入以爲出此邦家經費之制也」あり、大清會典には「制三天下之經費凡國用之出納皆權以銀量三其歲之入一以定三存留起運之數」こあるが如く、由來收入の限度内に於て經費を適合せしめ、以て溢費を防止することを旨としたが、國家財政として公益を限度とする原則に基いて居らぬ爲に、剩餘金が多額に達するこゝがあつて、増進した必要の歳費を支辨することが出来ないう臨時増税を企てたと同時に、古來支那の專政君子又は地方官等は侈靡濫費を目的として誅斂を事とし、獨逸學者の所謂 *Pismacherei* の現象を來したのは、是れ制度上の缺陷である(册府元龜卷四八四、大清會典卷一九、文獻通考卷二二)。

(註二)、古ローマに於て、既に西紀前百三十三年頃グラツクス時代にエクイーストリアンの資本家が勢力を有し、或會社に對して或州の租稅を請負契約し、徵收事務は其副エーセントの手に委した。後世に至つて佛國は例へば、一六九七年關稅を始めとし、間接稅、内地稅、入市稅又は酒煙草其他製造品稅等の徵收をば一括して請負者 (*Fermiers Generaux*) である金融業者の團體に委した。其請負人は六十人あり、國王より六箇年の期間を定めて任命された是等請負人は、更に多數の收稅吏を使役し、請負人は毎年國王に對して租稅の前拂をなし、民衆よりは過重の徵收をなして暴利を收め、納稅者は請負人を敵視し血を見るこゝが多かつた。伊太利に於ては煙草稅を請負に附したこゝがある。蓋し請負制 (*Farmers System Steuer verpachtung*) なるものは、政治上は治者と被治者との間に特權階級を介して苛誅に傾かしめ、經濟上は請負人の利益の爲に國家の收入を減退せしむるこゝは、古來學者が反對した如くである。但し請負制を是認し得べき場合は、經濟の幼稚なる時代であり、又收入源が多くは國有地より生ずるこゝである。而して貨物稅の請負は、監督が十分であらば極めて經濟的方法である。要するに廣く官吏の腐敗して居るこゝは請負法を可とすべきも、終局は改革に達する過渡時代の方法である。(Palgrave Dictionary of Political Economy, vol. II, pp. 22-3, 32-3.)

印度に於ては、英國東印度會社の記録に依れば、ホンマイ地方には境界通過又は入市に關して通過稅を請負に附したが、支那の實例にも見るが如く請負が盛に行れ、請負者は競争に依つて稅額を低減し、納稅人に苦痛を與へず、納稅後商人には通過證を發給し、途中の重徵を免れしめ、貨物の抑留もなく貨物の流通を便宜ならしめた。又其他地方に於ても最高の入札者に請負させたが、通過稅は輕率であつたから著しき弊害を認めなかつた。但し一缺點としては、貿易に對する正確な統計を得るこゝが出来なかつたこゝである。(Affairs of the East India Company, 1830, pp. 238, 1th 1832, pp. 983.)

第四章 常關稅

第一節 常關 (Regular or Native Customs, Douanes Indigenes)

第一款 序 說

常關は支那在來の稅關であり、明代建置の沿革上から後世尙同じく鈔關と云ひ、或は新海關又は洋關に對して舊關、老關、大關又は常關と呼び來つた。常關の名は洋稅に對して土稅又は常稅を徵收するに基いて居り(註一)、而して民國四年六月全國劃一に常關名を使用することに決した。蓋し清初漸く海外貿易の發達に従ひ、康熙二十四年以來設置した四海關其他沿江沿海の海關其他の名稱の稅關に於ては、内國貿易の外に一層多く外國貿易を管理するものあるに至り、自ら常關は次第に純内國貿易上の管理機關たる性質を失ふに至り、洋常兩稅の分離を來し(註二)、往時と其位置を顛

倒し、更に南京條約以降新海關に於て漸次外國貿易上の關稅を徵收する外に、又内國關稅の一部をも監收し、常關は主として内國貿易上の關稅を徵收し、厘金と併存した。

常關には明代より清末に至る迄戸工兩種の關があり、戸關は戸部の所屬に在り、全國要衝の地に設け、一般貨物に對して船稅を徵する外に、内國關稅以外の諸稅其他手数料收入をも之を徵し、工關は工部の所屬に在り、戸關に比して其數少く、又戸關の兼管多く、主として竹木に課稅し、又船稅其他の課稅をも存したが、同一地方にあるものは次第に戸關に併合され、最近光緒三十二年官制改正の結果、工關も亦戸部の後身である度支部の管轄に移つたのである。

常關數は國初明代の鈔關を踏襲し、又關稅、商稅其他雜稅を整理して關稅制度の統一を計つたが、内外通商の發達に伴つて關局數を増加し、例へば國初に二十足らずのものが乾隆時代には三十餘に上り、最近は五十有餘に達し、分局卡の數を合算せば七八百を占むるのである。(註二)、

(註一) 總稅務司所擬經營徵收各關常關以作賠款節略中には「新約漢文雖有常稅字樣一而約內載明以法文爲斷」あり、又「新約所指土稅似應一律解爲通商口岸進出各華船舶料各華船舶貨稅並一切規費均在內」所「指常稅字樣有無他義一未「能」知悉」を記して居る。一九〇一年最終議定書第六條戊項の常關の意義に關しては、開港場の常關を海關の管理に引續ぐに際し、支那政府の全權委員と列國公使との間に見解を異にし、問題を惹起したが、結局海關、鹽務局、厘金局の三者を除いた總ての内國關稅であると決した。但し實際引續を了したのは更に狹義のものであつた。(約章成案匯覽乙編卷一二、上皇朝掌故彙編內編卷一四、高柳博士支那關稅制度論三〇二頁)

(註二) 洋常兩關の監收分離に就いては土地に依つて異なるものがある、廣東に於ては、同治四年(一八六五年)正月兩廣總督毛鴻賓等の奏定には「粵海關稅、其貨由華船裝運者爲常稅一由洋船裝運者爲洋稅」あり、會典事例の文も亦同じであるが、英人ゼミイソンの著中國度支考(一八九七年)には、其改革年度を三年前の一八六二年と記し、廣東財政說明書には既に咸豐十年(一八六〇年)八月十七日に洋常兩稅名目を劃分したことを記して居る。(戶部則例卷三十九、大清會典事例卷二三五、廣東財政說明書卷五、哲美森中國度支考)

福州に於ては咸豐九年(一八五九年)福州口に新關を設け、洋稅を徵し、常稅を區別するに至り、次いで同治元年には厦門に又新關を設け、同じく洋常兩關を區別したのである。(福建財政說明書)

寧波に於ては咸豐十一年の諭に依れば、其關稅鈔をば上海關が代徵して居た。蓋し浙海關は各國稅鈔を徵收し、向きには舊關と内地商稅とは分別稽徵に歸し、書舍人等は從つて其要領を得ることなく權に從つて辨理し、江海關より代つて徵收を爲し、現在寧波は既に上海に倣ひ新關を設立し、且つ外國人日意格司が稅務を理し、自ら應に王有齡奏する所に照し、各口の徵收に歸し、以て界限を清むとある。(光緒會典事例卷二三八)

(註三) 會典に依れば定額のあるもので、嘉慶時代には戸關二十四及工關五あり、其後戸關は二處を増設した。工關の増置は少いばかりでなく、大半は同一地方鈔關の兼管に歸して居るのである。(嘉慶會典卷十六、光緒會典二三、石渠餘紀卷六)

第二款 常關の管理及組織

第一項 移管前の種別

第一目 戸關

常關事務處理の監督たる關差は、其收入の多寡地位の輕重土地の遠近又は同地方に在る稅務機關の有無等に從つて從來著しき變遷があり、大別すれば中央政府より派遣するもの、他の特別官廳が

兼管するもの及地方官の兼掌するものに分る。

(一) 中央政府特派の關差

京師崇文門は重要な關局であるから、正副監督及左右翼監督各一人は戸部より奏派し、又は特旨を以て滿洲大臣をして之を兼管せしめて居り、就中崇文門正監督は宗室を以て之に充て、北方坐糧廳、山海關、張家口、殺虎口等の各關には戸部より宗人府理事官等六部及内務府に於ける滿官旗員等を派駐した。然れども其他中南方の淮安、鳳陽、九江及粵等各關も當初は戸部より之を欽派したが、行政整理の一段として康熙四年多くの地方を通じて其管理を地方官兼官に歸する方針を定め、中央よりの派員は一年交替を原則とした。

例へば康熙二十三年には福建及廣東二省に、同二十四年には江南、浙江二省に各滿漢海稅監督を設き、又同二十四年には西新、龍江二關に專官を設け、同二十八年には新關を龍江關に歸辨し、三十三年には山海關を設け、差官に依つて管稅し、五十五年には北新、鳳陽、天津の三關監督は任期滿了に依つて巡撫に監收を移し、雍正元年には崇文門に同じく内務府官を差し、山海關には尙部員を差し、左右翼古北口、潘挑口、殺虎口、盛京渾河等には均しく小差を派し、或は四川打箭鑪等の差も亦部院より派遣した。六年には鳳凰城中江稅務は從來城守尉等官の管理に屬して居たが、外國關係があつて重要な地である爲に、盛京五部司官を派して監督せしめた。乾隆四年には鳳陽關は崇文門、山海

關の例に照して專官を差し、九江關は内務府員外郎の管理とし、三十一年歸化城の稅務は理藩院の司員をして管理せしめ、其後咸豐十一年には長蘆鹽政を裁撤し、天津、登州、牛莊の三口に通商大臣を改設し、同治元年には沿海五口通商は通商大臣の兼理に屬し、同二年には山東省登州府、煙臺地方に東海關を設けて監督を駐紮し、其後同治の頃より新關洋稅と相竝んで常稅の監收は次第に各道の監督に歸したのである。(註一)

(二) 特別官廳兼管の關差

特別官廳兼管の事實は多くない、例へば康熙七年に北新關は兩浙鹽運使に歸し、同三十三年には鳳陽倉關は固より糧道の管收に歸し、又雍正十一年には天津關を長蘆鹽政に歸し、雍正二年には滸墅關は蘇州織造に歸し、又同六年には龍江、西新兩關を江寧織造に、同七年浙江南北兩關を杭州織造に歸し、道光六年には浙江鹽政を裁去し、杭州織造を改設して南北新關稅務を兼管したのである。

(註二)

(三) 地方官兼管關差

將軍又は督撫(多くは巡撫)以下關局所在地の府縣地方長官若くは委員を派し、常關を管理せしむることは古來甚だ多い、例へば康熙四年(一六六五年)の改正に依り天津關、通州居庸關、龍泉各關、紫荆各關、臨清關、西新關、蕪湖關、揚州關、滸墅關、淮安關、九江關、贛關等は何れも道の管理に

歸し、北新關は浙江布政使の管理に歸し、荊州關は荊州同治の管理に歸し、同五年に淮安關は委員をして管理せしめ、北新、南新兩關は杭州府同の管轄とし、同七年關稅收入の多いものに對しては各部院より司員を簡差したが、少いものは地方官の管理とし、居庸關、堰運廳、龍泉、紫荊、荊州等各關は當地方官の管理に屬せしめ、同十三年には正陽關稅を鳳陽府通判に歸し、同五十三年九月の上諭に依れば、臨清關餞糧の缺額に就ては地方棍徒の弊であつて、必しも監督を派遣するを要せぬ、該巡撫の責任を以て監收するを得策とする旨を記してあるが如く、同五十五年には鳳陽關を巡撫の管理に歸し、又同五十七年には南北兩新關を杭州埔盜同知の管轄に歸し、同六十年には淮安關を江蘇巡撫に歸し、翌雍正元年（一七二三年）帝即位に當り、詔して稅務は總て地方官の經理に屬せしむべきものとし、淮安、天津の外九關をば巡撫に歸した。殊に雍正の諭旨には、地方官監收の趣旨に關して「關稅之改令_二地方官管理_一罷_二遣_三京員_一者原爲_二便_三商裕_一課起見」と説いて居る。粵海關は雍正二年に監督制を改めて巡撫の管理に歸せしめて以來、乾隆十五年に又專任監督を任命する迄の間に、督撫、督糧道又は監督等屢次其機關を變更したのである。閩海關に於ても雍正七年に巡撫に歸し、乾隆元年には總督に歸し、其後將軍の管理に歸した。其他に於ては乾隆四年に臨清、江海、蕪湖、贛、浙海、荊、大平等の關は尙巡撫の兼管とし、同三十四年には歸化城關は山西巡撫の兼管に歸し、同五十八年には杭州織造を改めて鹽政となすと同時に、南北二關は巡撫の管理に歸

し、嘉慶二十四年には鳳陽、九江兩關の監督任期滿了に當り、更換を用ゐずに道員をして接管せしむることとし、道光十九年には廣東省韶州に東西二關を設立し、道の管理に歸し、同治五年には山海關監督を裁撤し、道員を改設して徵稅することにし、同九年には天津は通商大臣を裁して總督兼北洋大臣の管理に改め、後津海道の監督に歸し、新鈔兩關始めて專員あるに至つた。要するに清末新關發達の結果、便宜海關監督の兼管に改め、自ら地方官の監收を離るに至つたのである。（註二）

第二目 工 關

工關は工部に屬すれども、其關差は戸關と同じく、中央より特派するもの他官廳の兼管するもの及地方官の兼掌に係るものとあり、又戸關中に併置されて居るものがある。例へば順治初年には龍江、蕪湖、宿遷、南新等の關は工部漢司官一人を差し、同二年には蕪湖、杭關、龍江、荊州、清口五處の稅銀を定め、工部官を差して監收し、同四年には荊關、通惠河、中河、清口廠、杭關、蕪湖、龍江等の關を戸部に歸併し、同八年仍工部に歸し、十六年には古北、潘家、挑林等には滿漢官各一人を差遣して木植の監收をなさしめ、十七年には潘家、挑林二口の收稅は裁して古北口監督の管理に歸した。康熙四年には、戸關の整理方針と同じく地方官の管理に改むる所があり、古北口の關差を裁して密雲縣の管理に歸したが、同七年には工部官を差遣し、同八年又各關に對して滿漢司官各屬を差遣し、同九年には淮安倉及工部清江廠を兼轄し、同十年には戸部西新關務をば工部龍江關の兼理

に歸し、工部蕪湖關稅をば戶部蕪湖關の兼理に歸し、荊關稅務は更に地方官の管理に歸し、十七年には北河分司を載し、臨清關稅をば濟寧道の兼管に歸し、翌年潘家、挑林二口には工部滿官を差遣することとし、同三十八年には大青山を開採し、入口木植の多き爲に河賓營を設け、滿洲官を差遣して收稅し、同四十年には通惠河分司を裁し、通州木廠は通永道の管理に歸し、翌年大青山木植稅は殺虎口監督に歸併し、同四十六年には重慶に渝關を設立し、各項木植は川東道をして監收せしめた。其他當時荊關、渾河等は派員の監督に屬して居たが、同五十五年には杭關稅務は浙江巡撫の兼收に歸し、次いで雍正元年には龍江關、蕪湖關は共に地方官の管理に歸し、同五年宿遷關稅務は淮關の監督に歸併し、由甬稅務は蘇州巡撫をして地方官を選任して管理せしめ、同六年龍岡關稅務を江寧織造の管理に歸し、翌年浙江南北兩關の稅務を杭州織造の兼理とし、同十年には交城縣水泉灘に木廠を設け武元城に稅口を立て、何れも交城縣の監收に歸せしめた。乾隆元年には甌板關稅務を臨清大關の管理に歸し、四年歸化城の落地木稅は殺虎口の監督が之を徵收し、翌年湖北荊關は部員を派遣して監收した。同十七年渝關木稅は夔關に歸併し、徵收することにし、同二十八年吉林稅務は旗員を派し、同知と協同辨理せしめ、三十年には潘挑口の木稅監督を裁汰して張家口監督に歸併兼管せしめ、翌年又潘挑口稅務は改めて多倫諾爾同知の管理に歸し、同四十五年には荊關、打箭鑪兩處の徵稅は部院司員の管理に屬して居たが、弊害を生じた爲に臨清關等の例に照して督撫に委すこととし、其後乾隆末年

に至る迄、荊州、南北新關等何れも巡撫、知府等の管理に歸したのである。當時各地十數箇處の工關中、戶關の兼管に屬したものは、例へば殺虎口、甌板關、龍江關、宿遷關、瓜儀由甬、蕪湖關、南新關、渝關等である。蕪湖の例を見るに分口多く、全柱口は戶關稅を徵し、清弋、新莊二口は工關稅を徵し、裕溪、泥汊二口は戶口兩關稅を兼收し、蕪湖、大江口を戶工大關とし、戶工兩稅を兼收して居た。咸豐九年には湖北新關稅務は該省督撫より派員監收し、湖南辰關の鹽竹木稅は地方委員をして徵收せしめ、同治元年には湖南辰關の鹽竹木稅は辰州府知府をして監收せしめ、浙江南新關稅は抽收を暫停し、同十年には天津等の板木船窰稅等は通永道の管理に歸し、又潘家口、界嶺口、沿巖兒口、山海關、澗河口、冷口等六小口の木稅は通永道の管理に歸し、光緒二年には咸豐三年以降停止して居た蕪湖關稅務を復た開辦した。同四年には吉林所屬の輝發、穆欽等の稅務は、吉林將軍が委員を派して監收し、其他盛京、渾河(呼納呼河)等諸地方及遼陽、岫巖、鳳凰、開原四城の稅務は、盛京將軍より奉天府々尹を會同し、委員を派して監收した。又寧古塔、三姓等の稅務は吉林將軍より派員監收し、山西交城縣の木稅は該縣の知事が管理して居たのである。

天津の工關は數箇處の分局があり、從來通永道より委員、書役を派して木稅及船稅を徵し、工關は前述の如く度支部の管轄に歸し、天津に於ては宣統二年(一九一四年)四月一日に鈔關に歸併したが、今日と雖ども工關稅(Kungkwan dutiee)の款目を存して居る。(註四)

第四章 常關稅

(註一) 皇朝通志卷八三、皇朝文獻通考卷二六、嘉慶會典卷一六、光緒會典卷二三、嘉慶會典事例卷一八九、光緒會典事例卷二
三六

(註二) 嘉慶會典事例卷一八九、光緒會典事例卷二三六、江南通志卷七九

(註三) 嘉慶會典事例卷一八九、光緒會典事例卷二三六、天津府志卷三三、聖祖聖訓卷二七、雍正硃批諭旨第卅五冊、廣東通志

卷一八〇、廈門志卷八、粵海關志卷五、卷七

(註四) 大清會典事例卷二三六、九四一、江志寧府卷一五、天津府志卷三三、安徽財政說明書第六編、戶部則例卷七一、庸堂尙
書奏議卷一四、China Maritime Customs, II—Special Series, No. 41, pp. 28.

第二項 移管後の種別

一九〇〇年團匪事件の結果、翌年十一月より開港場を中心とし、五十支里の半径を以て描いた圓
型内に於ける十九箇處の常關が海關稅務司の兼管に歸して以來、五十支里外常關と併立し、又内地
常關を存し、三種に分類せられて居るが、茲に五十支里内外常關を沿岸常關とし、内地常關及邊界
常關の三種に分つて説明することにする。

第一目 沿岸常關

第一、五十支里内常關(海關兼管常關)

沿岸常關は沿江沿海に在る常關であり、海關の發達に伴ひ同一地域に存するが爲に、五十支里内
の常關をば海關の管轄に歸屬せしめたのである。五十支里内常關を設置する地方には九江、梧州、
宜昌、江門等を除くの外、何れも五十支里外常關を併存して居る。現在五十支里の常關を擧ぐれば、

左の通りである。

津海關 (天津)	分局十六處稽查船捐處一處
山海關 (牛莊)	一處
東海關 (芝罘)	大關一處稽查分卡一處
江海關 (上海)	大關一處分處一處
蕪湖關	分關十處分卡二處
九江關	分卡六處
閩海關 (福州)	分關九處分卡二處
福海關	分關八處(閩海關の附屬)
三都澳	分關三處分卡二處
廈門關	分關二處分卡二處
浙海關 (寧波常關(江東大關) 鎮海常關)	分口五處
甌海常關 (温州)	分關七處分卡一處
宜昌關	
沙市關 (宜昌關の附屬)	分卡二處稅廠一處
粵海關 (廣東)	
江門關 (粵海關の附屬)	
潮海關 (汕頭)	分口六處分卡六處
瓊海關 (海口)	總口一處分卡一處

第四章 常關稅

以上の外に大連及膠州常關を加へるものがあるが、兩處は海關に於て特別協定に依つて例外として帆船貿易の課稅事務を取扱ひ、實質は常關に等しいが、形式上は本來の常關でない。(註一)

一九〇一年十一月前記諸關を海關稅務司の管理に歸すべき旨を定めたが、支那政府は列國の壓迫を受けて義務を負担したのであるから、固より其移管を好まぬばかりでなく、地方官も從來の收入を喪失するが故に、反對意見を有するものが少くなかつた。例へば一九〇二年初に江蘇督軍李興銳の如きは、各督撫の代表として上奏し、若し最終議定書の規定に従つて處理するときには、從來京師に對する解送額並に地方費に振り向けた収入は其跡を絶つに至るべき旨を以てしたので、清廷は戸部に命じて研究せしめ、戸部より外交部を経由して遂に各省の責任とし、其剩餘額を賠償に充當するものとし、上海に送金することに決定した。當時總稅務司は、該決定は最終議定書の條項に背馳するものがあるが、虧缺のない以上は條約國側の反對はないと云ふて居た通り、革命前迄は其支拂を繼續した。(註二)

形式上の移管は、多くは一九〇一年末迄に行はれたが、實際上の移管は地方の事情に依り、又海關洋員が舊關稅務の慣例等に通せぬ關係等もあつて遷引し、殊に完全の移管を見たのは、革命亂の

結果不拂の事實を生じた爲に、之が必要を感じた後のことである。

左に各關移管の狀況を略敘する。(註三)

天津常關は匪亂の後、一九〇一年十月より都統衙門の手に移り、同衙門に於ては一般常關稅、子口稅等の外に工部所屬の竹木に課稅する工關稅をも代徴して居た。一九〇二年八月迄に稅務司に移管し、工關稅は通永道に引繼ぐことゝなつたが、一九一〇年初頃濫用の虞があつた爲に、天津海關道臺に委し、道臺は經費節約の爲に、更に五十支里内工關稅を稅務司の徵收に委し、同年五月以降は常關に於て道臺に代り監收することになつた。然るに其後一九二三年十一月に天津海關監督は、一九一八年一月五十支里外常關稅が内國債(第三年及第四年度)の基金として總稅務司勘定に拂込まれる當時に於て、右五十支里内工關稅は誤つて五十支里外常關稅並に他の工關稅の中に包含されたのであるも、五十支里内外工關稅は一九二三年一月一日分より財政部に解送する爲に、己に手許に保管しある旨を主張したことがある。(註四)

宜昌常關は、形式上は一九〇一年十一月十一日に移管した、當初二、三箇月間改善を計つた結果、翌年二月十七日に實際事務の引繼をしたのである。(註五)

九江常關は名義上は一九〇一年十一月十一日に移管したが、實際内部の組織内外勤の稅務等は舊態を脱しないで、殊に移管の甚しく遷引した事由は收入の處分問題であつた。即ち當初道臺は俸給

其他關費として收入正銀の二割を存留し、一割は議定書の條項に従つて稅務司に引渡し、七割は賠償金に充當するものとして北京に解送すべき旨を提案した。但し諸種耗銀に就ては何等言及しないが、従前同様に何れも地方に分配された。革命亂に際しては一層混沌状態を呈し、遂に一九一三年九月三十日に至り、漸く稅務司は北京より訓令を受けて完全に管理の引繼を遂げた。(註六)

沙市常關は關卡從來十三處を存したが、一九〇一年十一月十一日に五十支里内の四關卡(西關、中關、東關及北關)をば移管し、翌年九月一日には新關より任命した吏員を以て舊組織の一部に入れ替へた。蕪湖常關は五十支里内の六關卡をば一九〇一年十一月に移管したが、當初は李鴻章等大官の勢力下に在つたので、ロバートハートは殊に實際上の管理を實行しなかつたのである。上海常關は、道臺の監督下に在る關卡十二處の中五十支里内關局の江海大關及吳淞分關は一九〇一年十一月十一日に移管した。而して一九〇三年四月二十七日より徵稅法の改訂と同時に稍管理の實效を擧ぐるに至つたのである。寧波常關は、道臺の監督下に在る關卡十六處の中五十支里内關局の東大關及鎮海大關は一九〇一年十一月十一日に移管したが、實際は翌年初頃に行はれた。厦門常關は一九〇一年十一月十一日に移管したが、實際は一九〇三年六月迄ヴァン、アルストの稅務司時代に改革し、常關部を新關に移した。廣東常關は一九〇一年十一月十一日に移管に決したが、實際は關局に依つて遷引し、例へば本關は一九〇二年二月十七日(廣東財政説明書は一月十日に作る)、廣東港の五監

所は同年五月十五日、陳村、佛山、紫洞は一九〇四年九月十日、紫泥は一九〇六年一月二十八日に移管し、江門及甘竹の常關は一九〇四年三月七日に何れも移管し、瓊州常關は一九〇六年十一月十日一日に移管したのである。(註七)

安東に於ては一九一三年稅務處が移管の命を下したにも拘らず、地方官憲の反對に依つて實行出來ず、現に常關の職制に當る沙河稅捐徵收局は海關の管理に屬しない、尤も一九二一年九年十三日以前は、本稅は海關の輸出稅及沿岸貿易稅と合體して居り、又其後は統計上の便宜よりして同様に取扱はれて居たが、財政上は別個のものとして分離されて居る。又支那政府は一九一五年十一月一日山東の龍口を國際商埠地として開港したが、同地常關稅は之を賠償金に充當せず、一九一六年六月以來假令統計上は外國貿易の部に編入して居るが、其收入は海關監督に移交して居る。(註八)

殊に注目すべきは、一九二六年一月には汕頭五十支里内常關の回收運動さへ起きた。蓋し其趣旨は近年收入が増加した爲に、常關稅を抵押とするの必要なく、而して潮梅各分口は稅務司の管理に歸して以來積弊甚しく、就中砲臺關、三盛唐の舞弊を口實として收回を計畫したのである。(註九)

(註一) S. F. Wright: The Collection and Disposal of the Maritime and Native Customs Revenue since the Revolution of 1911, pp. 26.

(註二) S. F. Wright, op. cit, pp. 99—100; Kiangsi Native Trade and Its Taxation, pp. 124.

(註三) F. Otte, Notes on the Chinese Native Customs system (The Economic monthly vol. 111, No. 2); Die Finanz wirtschaft mit

第四章 常關稅

besonderei Berücksichtigung des Zollwesens (T. Hellner, China, S. 132)

- (註四) S. F. Wright p. cit, pp. 28.
- (註五) Customs, "Trade Returns" (1902—06). pp. 24.
- (註六) S. F. Wright, Kiangsi Native Trade and Its Taxation, pp. 122—5; Customs, Decennial Reports (1912—21), vol. 1, pp. 241
- (註七) Customs, Native Customs Trade Return (1902—06) pp. 32, 41, 46, 79, 82, 96, 100, 110; Customs Decennial Reports (1902—11) Vol. II pp. 58, 135.
- (註八) S. F. Wright, "The collection and Disposal" pp. 28—9. H. B. Morse, The International Relations of the Chinese Empire, vol. III, pp. 399, 400.
- (註九) 上海銀行週報第十卷第五號及北京銀行月刊卷六第一號

第二、五十支里外常關

五十支里外常關は、清時には海關道の管理に屬し、民國初に至り各省より吏員を派駐して監收したが、税制が益々紊亂したので、二年春財政部は更に海關監督をして沿江沿海の五十支里外常關を兼管せしめ、其徴收した税金は直接部庫に解送することとした。爾來此種常關は遂に中央政府の直轄機關となつた。現在の五十支里外常關を擧ぐれば下の如くである。

津海常關	稅局十二處分局二十四處支局一處分卡二處
山海常關	稅局十一處分局五處分卡四十二處
東海常關	分關十四處分卡四十四處
江海常關	分關八處分口八十四處
揚由常關	分關十二處稅局一處分卡十二處

蕪湖常關	分關四處分口五處
閩海常關	分關十八處分卡六處
廈門常關	分局十四處分卡五處
浙海常關	稅局十三處分卡十三處
甌海常關	正口五處旁口三處
荊州常關	分關九處分卡二處
粵海常關	分口十一處分卡十一處
瓊海常關	分關三處分卡十七處

前述の如くに五十支里内常關の移管と雖ども、支那政府の喜ばぬ所であつたから、年收七百萬元に達した五十支里外常關の移管は、地方官憲殊に軍需の逼迫して居る軍閥は反對の態度を持した。但し一九一八年には五十支里外常關の關局三十六處中、二十五處に於ける實徴額六百八十五萬七千餘元より百七十七萬四千餘元を總稅務司内國債勘定に振り當つることにし、其後數箇年後は漸減し一九二六年には十三萬三千餘元に激減して居るが、收入上から見れば海關管理權の一延長と見るこゝとが出来ても、(註一)、朱進の著に述べて居るが如く、革命後常關に缺陷があつた爲に、海關は十四關(江海、東海、閩海、津海、浙海、甌海、粵海、潮海、瓊海、山海、北海、蕪湖、廈門、沙市等)に於ては五十支里内の外に五十支里外の分迄を管理し、他の六關(九江、梧州、宜昌、江門、三都澳、膠州)は五十支里内の常關のみを管理すると述べて居るが、五十支里内外を通じて全然同

一の狀態に於て行政を兼管したのではない。晏才傑は前記より江門、沙市を除外し、別に内地常關の例として鎮江關が揚由關を、宜昌關が荊州關を兼管すると記して居る。(註一)

(註一) S. F. Wright, The Collection and Disposal of the Maritime and Native Customs Revenue. pp. 143, 145.

(註二) Chin Chu, The Tariff problem in China pp. 128. 民國三年稅務月刊第三號、晏才傑稅論第二編、四八四—九頁

第二目 内地常關

前清時代崇文門、左右翼等は邊關の張家口、總遠等と同じく中央に直隸したが、其他の内地常關は各省が派員管理して中央に關係がなかつたのである。民國に及び自治制の施行と同時に稅法が紊亂した爲に、中央に統轄するの必要を認め、次第に整理を實行し、即ち民國二年秋より淮安、臨清、武昌、大平、鳳陽、夔州、贛州、漢陽、新關(後の新堤)の八關に對しては中央政府が監督を簡派し四年以降舊省轄の潼關、辰州、潯州、寶慶、成都、雅安、寧遠、廣元、永寧、打箭爐等の各關には又監督を派駐し、就中五年十二月には京師崇文門、左右翼稅務に大員を派して京師稅務の名目に改め、各總辦一員を設けて分任せしめ、四川の爐、雅兩關は相去ること遠きが爲に、六年二月には爐關を改めて川邊財政分廳の兼管に歸し、雅安を成都關に歸し、派員管理せしめ、寧遠、雅安は同じく川南に在つて地勢近きが爲に、同年十月寧遠を成都關の管理に歸して經費を節約し、揚由常關は曩に鎮江關監督の管理に屬したが、鎮關は交渉事務を兼攝したので、六年八月には揚由關に對して

別に監督を派することにしたのである。

現在の内地常關を舉ぐれば、下の如くである。

京師稅關	崇文門稅關 分局十八處 左右翼兩局 分局分口十處	(明代創設)
臨清常關	(山東) 分關三處厘局一處分卡五處(明宣德四年創設)	
淮安常關	(江蘇) 分關四處分口二十一處	(明宣德四年創設)
鳳陽常關	(安徽) 分關六處分口十一處	(明嘉靖四年)
贛關常關	(江西) 分關三處	(明正德中)
閩安常關	(福建)	
武昌常關	(湖北) 分關六處分卡三處	(康熙中)
新堤常關	(漢陽) 分關七處	(咸豐中)
辰州常關	(湖南) 分關二處	(康熙中)
寶慶常關	(湖南) 分關一處	
潼關常關	(陝西) 分局二處分卡十處	
嘉峪常關	(甘肅)	
夔關常關	(四川) 分關二處分卡六處	(順治元年中)
成都常關	(四川) 分關分局五處分卡十九處	
寧遠常關	(湖南) 永寧關 分關十處分卡七處 廣元關	

第四章 常關稅

雅安常關 (四川)

〔打箭爐關〕分關七處分卡六處(康熙四十年中)〔を附屬す〕

大平常關 (廣東)

分廠四處(康熙三年南雄州より韶州に移し三處に設關す)

潯州常關 (廣西)

分局二處分卡一處

第三目 邊界常關

邊界常關は内地常關の一種に屬するも、陸境に存するが故に、他の沿岸常關が特例として一部に帆船の外國貿易を管理するに對し、陸路邊境の外國貿易を管理するものである。

張家口方面の對露貿易に關しては、一八五一年並に一八六九年の露支協約に依つて課税に就いて規定したものがあり、蒙古伊犁地方の對露通商は無税であつたが、新疆方面は一九二〇年五月伊犁中俄臨時通商條約に於て、露領七河省撒爾內城及伊犁伊寧城に各自税關を設置し、伊犁常關に在つては新疆通過税章程に依つて課税する旨を定めて居る。而して其後一九二四年の露支協定以來舊片務的協定の拘束を撤除したので、邊界常關は他の例と異り、海關と同一の取扱に歸すべき情態に在る。現在の邊界常關は、左の如くである。

張虎多常關

張家口税關 (萬金縣)

税局六處分卡二處

殺虎口税關 (右玉縣)

税局十處分卡十六處

多倫徵收局 (熱河)

分局四處分卡十六處

塞北税關

分局二十三處

伊犁税關

從來常關は財政部又は稅務處の監督下に在つたものを、國民政府に於ては民國十六年財政部の下に關務署を設け、海關と同じく之を監督することとし、同十七年には更に關務署主管各關局新章を定むると同時に分等表を定め、即ち毎年常關收入百萬元以上を一等、五十萬元以上を二等、三十萬元以上を三等、十萬元以上を四等とし、其未だ監督を設けず或は稅收少きものを等外に置いて居る。

第三項 常關の組織

關差變遷の沿革に就ては前に述べた如くであるが、清初各關の組織分課に關しては明瞭に之を知ることが出來ぬ。只清初は明代の私設稅局又は濫征を革除せんとしたが、一方通商の發達に伴ひ關局吏員の數を直に裁撤することは困難の事情もあり、現に順治四年(一六四七年)には戶工二部十九處の關差漢官の外に、滿洲官十九員、漢軍官十九員を増加し、同七年以降北部諸關には筆帖式(書記)の配置を開始し、同八年の諭には吏員増加の非を明にし、次いで同十一年戶部給事中杜篤祐は釐關弊四事を奏し、吏役の裁去を説いて居るが如きも(註一)、順治以降康熙年間を通じて南方福建、廣東等に於ても亦筆帖式を設けることがあり、其後各地を通じて司官書役又は家人等の數を次第に増加し、清末稅務に關係する冗員は著しきものあるに至つたのである。

第四章 常關稅

茲に前清時代の諸地常關(又海關)の組織を略敘することにする。粵海關は南京條約前口岸より見れば、正税の口(港)、稽查の口及掛號の口あり、正税の口は三十一處(瓊州十、潮州九、惠州四、廣川、雷州、廉州各二、肇慶高州各一)稽查の口は二十二處(雷州八、廣州高州各五、惠州三、廉州一)、掛號の口は二十二處(潮州十、廣州九、惠州三)とする。蓋し本關は康熙二十四年舊鹽署を改建したのである。乾隆五十一年(一七八六年)七月總督穆滕額等の會奏に依れば、粵海關は總口七處を管理し省城の大關を總匯とし、城外十三洋行及黃埔地方各國夷船の輸出入貨物を驗査し、今後は旗員、防禦兩員を設け、一は大關總口に駐し、一は澳門總口に駐し、毎年將軍衙門に請ひ、選員して一切の關稅事務を處辨し、大關、澳門兩總口に於ては又十小口に分ち、之に對しては監督及關務兼管の督撫より家人を分派し、書役を帶同して管理し、其他惠州、潮州、高州、瓊州及雷廉の五總口並に之に分隸する小口四十餘處に對しては、又家丁を分派し、書役を帶同して分路査察し、仍一總口に付一官を委し、毎年藩司より現任及試用佐雜人員内に於て詳請し、取締に従事したのである。

廣東大關の職員は、左の如くである。

- 一、大關案書 掌冊案書掌平案書、掌稿案書、單房案書、算房案書、買房案書、各一名
- 一、大關各房繕寫書(人數未定)
- 一、大關 平 櫃 一名
- 一、大關 清 書十二名

一、大關 家人 四名

一、大關 庫 丁十八名

清末の例を見るに、光緒三十年(一九〇四年)十一月四日には監督を廢して總督の兼管とし、大關の例に照して各口を改員し、丁役規費、雜款等を裁革し、各屬總分口五十餘處の歲入總額は洋幣正雜各稅六百餘萬兩に達し、監督衙門を改めて關務處を設け、總匯の區とした。次いで廣東藩司を派して總辦とし、舊章を變通して除弊した。所轄八關(粵海、潮海、北海、三水、江門、九龍、拱北)十六口(潮州、高州、雷州、揚江、廉州、瓊州、惠州、市橋、石龍、石岐、鎮口、東黃、開平、欽州、甘行、陳村)中洋稅を專收するものがあり、常稅を兼收するものがあり、又常稅を專收し稅務司の管理に歸したものは、派員徵收して居る。

十四口の例を擧ぐれば、各口主任には多く總辦を置くが、又分辨或は專辦を置くものもあり、辦事委員は多きは七名(瓊州口)を置くものがあるが、又委員を配置せぬ處もあり、司事は少きは數名より多きは三、四十名を置く處もあり(潮州、惠州、瓊州等)、巡丁は少きは二、三名より多きは三十名餘に達す處があり(瓊州、惠州)、其他護勇、打雜、更夫、仕夫、厨役、水勇、巡海、勇目、水州、查驗、艇水勇、土藥、緝私委員(廉州例)、巡船管帶、巡船勇目等の雜役がある。而して人員數は惠州、瓊州等は各百十餘名を占め、石岐は十五名、市橋口の如きは數名に過ぎぬ。是等吏員の俸

給は甚だ低く、總辦は月收百六十兩、專辦は百四十兩、分辦は六十兩とし、辦事委員は三十兩とし、司事は十二兩、十六兩及二十兩の三種に分ち、巡丁は五、六兩とし、護勇其他の雜役は三兩乃至五兩位である。(註二)

大平關は四分廠を附屬して居る、本關及分廠の例を掲ぐれば、本關には監收一名、司事八名、清稿書一名、管卷二名、庫書一名、護勇壯勇四名、守庫勇目二名、守庫勇八名、聽差(小使)二名、少差一名の合計二十九名とし、大平分廠には總理委員一名、分查委員一名、司事六名、銀匠二名、巡欄頭役(監視)二名、巡欄橋兵巡(監吏)、丁茶房炮手二十八名、橋船水手頭役更夫六名、水手門役十一名、打掃夫紅船看役三名、合計七十二名とし、北關分廠は總員十數名に過ぎぬ。是等關員の月給は監收の公費八百兩を除けば、又極めて低く、例へば總理委員は八十兩四錢、分查委員は約其半額とし、其他司事は六兩餘乃至十二兩餘、清稿書十四兩、管卷書九兩、庫書八兩、巡欄四兩二錢、其他の雜役は二、三兩に過ぎぬ。(註三)

山東臨清關に於ては總辦の外に會議辦委員、文案、稽核員、司事、書役、辦勇等があり、俸給は本關々員の養廉(手當)原額六百兩と定めて居たが、光緒二十九年に停止し、總辦の月給車馬費銀二百六十兩としたが、同三十四年六月車馬費を裁去した。文案は各員二十四兩、分關各員内南水關委員一員三十四兩、德拓委員一員は五十兩とし、本關會辦一員は八十兩、文案稽核各一員三十四兩、

分關委員二員中一員は二十四兩、一員は二十兩とし、三十四年前後に裁減した。司事は本關に四員あり、六兩以上二十二兩迄とし、分關にては南水關に二員あり、十兩及二十二兩とし、徳口にも二員あり、各十二兩、拓園にも二員あり、八兩及十二兩とし、北尖莊に一員あり、十兩とし、其他書役、辦勇等の雜員があり、例へば馬差辦一員は月給馬乾銀(馬糧に供す)十二兩、步差辦一員は七兩、字識一名を六兩、什長二名は各口糧四兩五錢、號令二名は各四兩二錢正勇十六名は各四兩、人夫一名三兩として居る。(註四)

九江老關の同治八年(一八六九年)に於ける一例を見るに、本關には監督一名の外に、爺門(監督の祕書)一名、櫃書四名(徵收官)、清書十名(會計)、書繕十一名(書記)、案房三名(起案)、五行七十二名(雜務處理)、水巡百七十名乃至百八十名(監吏以下)、弓手六名、量船員、扒手一名(筏係)、庫夫四名、聽差(小使)若干とし、即ち合計約二百九十餘名に達し、大姑塘分關に於ても櫃書四名、清書六名、案房一名、弓手五名、扒手一名、即ち合計十七名である。(註五)

次に五十支里内常關が海關の管理に屬した後に於ては、洋關員が常關事務に直接參與し、又は監督の地位に立ち、土地に依り海關員を常關に配置するものと海關内に常關課を設くるものがある。移管後特に改善された點は、税法を改め冗員を淘汰し、關員の俸給を増加し、同時に關稅收入を増加したことである。移管前關員の多くは能力なく、實際事務に従事するもの少く、一月に一、二回出

勤するに過ぎぬものがあり、甚しきは姓名を列するのみに止るものがあり、或は退官者又は死者あるときにも補缺を爲さず、又名義人を變へぬものがある。而して關員中には遊食者寄食者等多く、殊に相續權に依つて歷代其地位を取得して居るものが多く、寺の住職などで斯る特權を有して居るものがある。左に移管前後に於ける各關の情態を述べん。

天津常關

天津常關は従前は他關と同じく、海關道臺及總辦の下に在つて其收入金を一部北京に解送するのみで、他は關員の間分配されて居た。關務に關係して直接間接に衣食して居るものは約一萬人と號せられ、少くとも數百人は祖先が多大の負擔をして獲得した職務上の相續權を有して居つたのである。一九〇〇年(明治三十三年)天津が聯合軍の手に陥る所となり、同年七月各國天津都統衙門が設立され、同時に常關稅厘金其他の地方稅の徵收をも司ることとなつたが、翌一九〇一年十一月都統衙門と總稅務司ロバートハートの代理者であるデフトリングとの間に結ばれた契約に依れば、都統衙門の收入金中より賠償金の一部として一箇年七十萬兩を翌一九〇二年二月より支出することゝ定められた。然るに天津還付と共に一九〇二年八月五日都統衙門が解散された結果、袁世凱の天津に駐劄するに及び、鈔關を新設し、都統衙門が當時掌つた稅目中地方稅を除くの外、悉く鈔關に於て管理することゝした。當時短期間に殊に戎克貿易は、鈔關の外に分離した厘金局、其他海稅局、津貼

局、船捐局、武汛局、三府關、工部關、天津海關、道臺等の各處に於て捕促されたのである。(實際都統衙門より引渡したのは家屋稅、商店稅であつて、其他は一九〇二年九月一日、鹽稅は九月二日とし、厘金は十月三十一日として半稅を徵した)移管後は人員の淘汰と稅法の改正を計り、一八九二年頃實收は約四十五萬兩を占め、表面上の收入は九萬三千餘兩に過ぎなかつたものが、一九〇六年頃には海關に對して代收する通過稅(外向)を除外し、尙九十三萬餘兩に上つて居るのである。移管後數年を経て天津常關の總辦は支那人であつたが、外人稅務司を補助とする外に外人助手六名、支那人總辦秘書二名、支那人書記五十名内外を存して居たのである。(註五)

上海常關

上海常關は移管直後冗員を裁汰し、稅法を改革した爲に、一九〇二年の收入九萬二千餘兩が一九〇六年には十九萬二千餘兩に増加した。移管前上海常關の役員に就て財政説明書に依れば、上海大關は向きに管家一名、家人三名、舍人六名を差し、吳淞分關は向きに家人三名、舍人五名を差し、各小口は瀏河が本關第一錢糧口岸に係り、佐雜一員を委するを除くの外、餘は共に家人二十九名、舍人四十五名を差すとあり、移管當時は洋關派遣員三名、委員一名、書辦七名、其他檢査吏、監吏、船員、傭人等五十八名の合計六十九名であつたに對し、一九〇六年には洋關派遣員五名、委員一名、書辦六名、其他十八名合計三十名に減員し、吳淞常關に於ても一九〇一年の總員七十一名が一九〇

六年には三十一名に減じた。

三都澳常關

三都澳常關は重要稅局に列せざるにも拘らず、移管前には人員六百名に上り、其監督は省官憲に對して地位買收費として二十兩を提供したと云はれた。移管の際直に人員の整理に著手して九十六名に減じ、一九〇七年には約十分の一の七十名に減員し、其俸給を上げると共に徵收費を下げて收入の八分の一とした。

廈門常關

廈門常關に於ては、移管の際支拂帳簿檢閲の結果、關員二百九十四名に達し、俸給は名義上に止り、手数料として毎年三萬元を徵し、其の少部は福州に解送するも、殆んど大部は關吏の間に分配されて居たのである。然るに一九〇一年に既に五萬兩に増加した爲に、徵收費を控除されても尙半額を收納することが出来たのである。人員は移管後一九〇二年終りには整理して五十四名に減じ、更に一九〇七年には二十四名に減じ、外に外人幫辦、支那人書記、外人監吏等を以て補充し、收入を増加し得たのである。

汕頭常關

汕頭常關に於ては、移管前には關員百十七名に上つて居たが、一九〇五年には九十八名となり、

一九〇七年には三十七名に減じた。

三水常關

三水常關に於ては、一九〇一年には關員四十一名であつたものが、一九〇二年には十四名、一九〇四年には十二名、一九〇七年には十名に下つた。其後約十箇年後一九一七年頃の組織に於ても大差がなく、主任は外人副稅務司及外人監吏數名の外は支那人書記等十數名、検査員及秤量員、見習監吏等各二、三名を配置して居た。

是等諸關に於ても其關員の俸給は極めて低廉で、例へば寧波は書辨級が一箇月十二元乃至三十五元とし、巡欄六十名は無給であり、入港の戎克船に對する手数料を取得して居た。三都澳は普通の吏員は最低半兩より五、六兩のものが多かつたのである。廈門は名義上は委員と雖ども一箇月三兩の如きものがあり、三水は書辨の月俸一九〇一年に二十一兩、一九〇二年に二十五兩、一九〇四年に二十八兩となり、一九〇七年には二十五兩乃至三十兩に増加し、其他苦力の如き、一九〇一年には二兩臺のものが一九〇七年には八兩に上つた。聽差(小使)は一九〇二年には三兩であつたものが、一九〇七年には九兩に上り、瓊州は従前書辨が一箇月二十兩、検査吏が最高七兩、船員が三兩、傭人及苦力が一兩乃至一兩九錢、巡丁が一兩位であつたが、移管後に増加して書辨が四十五兩、検査吏が十兩、船員が五兩、傭人が十三兩、苦力が五兩、巡丁が八兩乃至十兩になつた。

當時洋關員の加擔に依つて整理した諸關の組織人員を擧ぐれば、例へば芝罘常關は委員二名、書辦四名、監吏等十二名、船員四名、傭人(聽差)等四名の合計二十六名とし、宜昌常關は委員二名(一名は彝關、一名は平善壩に駐在す)、書辦五名、計量吏四名、船員六名、傭人一名、門衛一名、苦力一名、厨夫一名の合計二十一名とし、寧波常關は、本關に於ては海關より派遣した監吏及支那人書記の外に検査吏四名、委員一名、書辦等十三名、船員、傭人等十二名、巡丁等(無給)二十八名の合計五十八名とした。(註六)

其後海關員の常關事務に干與するものが次第に増加し、一九一八年全國常關の支那人吏員は、一千二百十四人であるに對し、海關員の常關勤務者五百七十六名中外人は六十二名を占めた。(註七)終りに五十支里内常關の代表としての天津常關及内地常關中最も規模の大いなる京師崇文門稅局の現組織を略説することにする。

甲 天津常關

天津常關の組織は、最も多く海關に模倣して管理の實效を擧げて居る。民國六年頃には常關の主任に天津海關より副稅務司を派駐し、内班としては其他外人幫辦(外人を主とす)數名、支那人書辦十名内外、文案二、三名、録事六十名内外を置き、外班としては外人總巡級一名、外支人検査員各十名内外及外人監吏七、八名を置き、本關の分課は總務課、統計課、秘書課、會計課及外勤部に分ち、

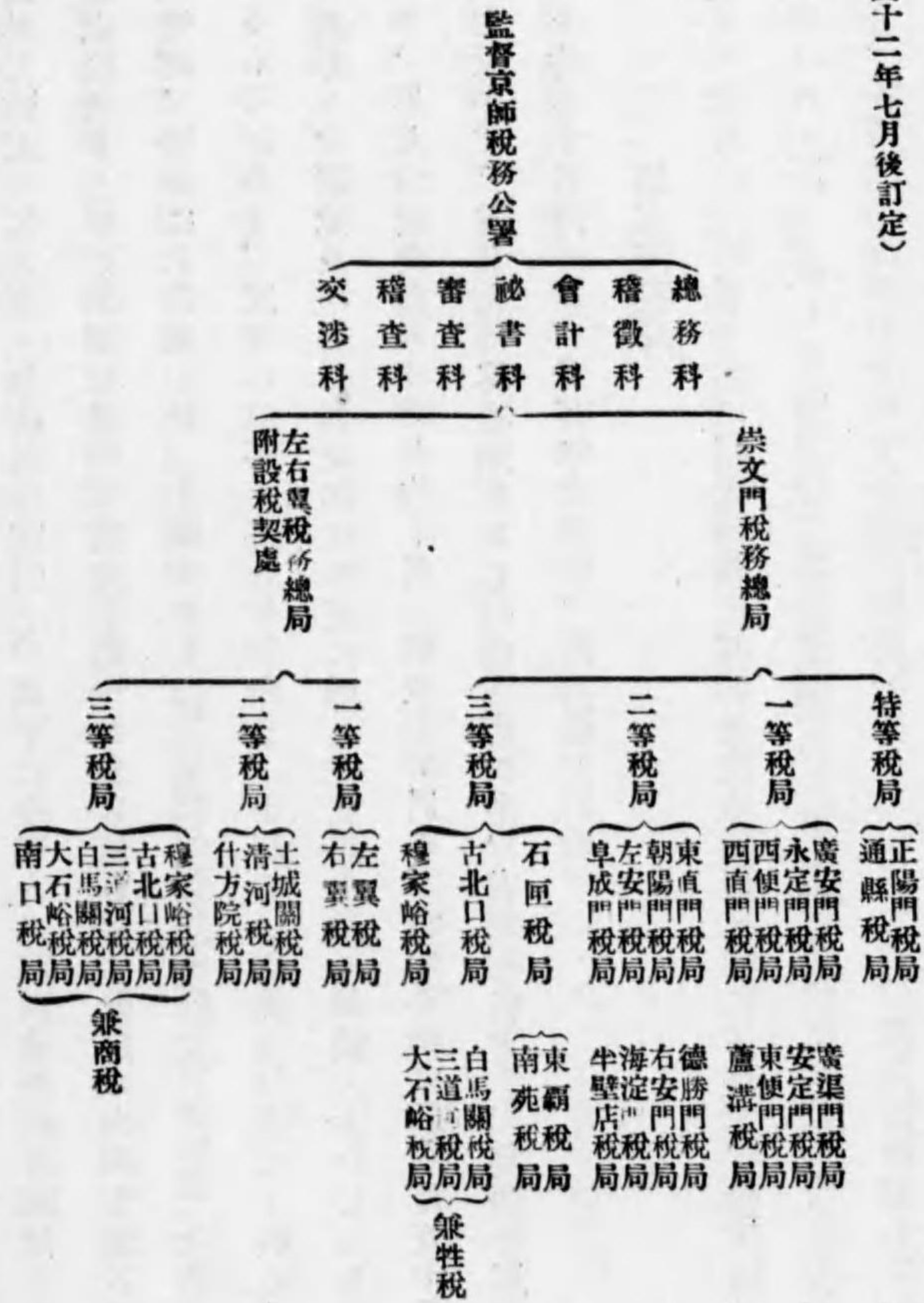
主任は會計課の外は何れも外人を以てして居り、分局は各停車場其他要地に十八箇處あり、各分局には外人監吏一名乃至三名内外を駐派し、其下に支那人書記及検査吏を配置して居る。

最近民國十五年夏同關に就いて實地取調べた處に依れば、分局は白河支流及運河に十箇處、鐵道に三箇處、陸路に七箇處の計二十箇處とし、駐在吏員は各支局に少きは五、六名より多きは三十名を越ゆるものがあり、主任には多く外人を任命し、小局では支那人を充て、居る。本關には外人は二十一一名あり、關稅及幫辦の外大部は外班に屬し、支局中最も規模の大いなるものは東停車場に在るもので、外人の検査員のみでも約十名を配置して居る。常關全員は約二百五十名内外に達し、前記外人を除けば、支那人は英語通なるものは幫辦四名、書記七名とし、英語を解せぬも文筆の素養あるもの約七十名内外あり、其他は雜役、傭人級である。

乙 崇文門稅局

崇文門稅局は左右翼と共に明代鈔關と其の發達の緣起を異にすれど、後世は一般常關として同一に取扱はれて居る。但し前清時代には崇文門稅局は通州稅局及左右翼稅局と鼎立し、各獨立の機關を組織し、各戸部の認許を受けて各別に收支計算をして居たが、革命後改變して一九一三年通州徵稅所を崇文門稅局に合併し、豐臺驛分卡を廢し、次いで一九一四年初には京津間に於ける木材徵稅事務を監督する天津海關管轄の通州、北京蘆溝橋徵稅所を崇文門稅局の管轄に屬せしめ、更に一九一

六年末に左右翼稅局をも崇文門稅局と合併し、全く京師稅務監督公署の下に統一されたのである。京師稅務監督公署の組織は三科四處に分れ、各稅局の等級所屬を表示せば、左の通りである。
(民國十二年七月後訂定)



監督は簡任官であるから大總統が之を任命し、監督の下には總辦二人を置いて監督を輔佐し、崇

文門總局及左右翼總局を分管し、各科には科長一人副科長一人を置き、各處には處長一人を置き、秘書處には秘書二人を置き、交渉處には交渉員四人を置き、稽査處には稽核十六人を置き、城關の各稅局に分駐し、又稽査三十人を置き、外に公署内に直屬の科員二十四名、辦事員三十二人を置き、其他録事、密査等若干名を設け、各局内には局長の外に所屬局員若干人を置く。關員の俸給は三表三等各等三級に分ち、本公署の總辦、秘書長、正副科長、特等局長は三百元以下百四十元迄九級とし、處長、秘書科員、審査員、總稽員一二三等局長特等局々員は百三十元以下五十元迄九級とし、辦事員、稽核員、稽査員、録事、巡査一二三等局員卡長は五十元以下十元迄九級とす。(註八)

昨年(一九二八年)國民政府の北京を占領した結果、九月には局長を更替すると同時に百名以上の吏員を淘汰したので、毎月经費二萬元を節約するに至つたと云ふ。(註九)

(註一) 皇朝通志卷八三、皇朝文獻通考卷二六、東華錄卷二、

冗員の弊に關しては、順治八年の諭に「關稅原有定額一差一司官一已足何故濫差多人一忽而三員忽而二員每官一出必市馬數十匹、招募書吏數人、紹興稅徒謀充書吏一爭競饋贖一未出都門一先行納賄一戶部又填給一糧單一沿途騷擾(中略)仍舊每關設官一員、其添者悉行裁去以後不得濫差」を記して居る。(東華錄卷三)

(註二) 粵海關志卷五、卷七、廣東財政說明書

(註三) 廣東財政說明書

(註四) 山東財政說明書

(註五) Customs "Report on Trade for Kukiang," 1869 (Appendix No. III) pp. 142.

(註六) Customs Native Customs Trade Returns (1902-06) pp. 67, 79, 28, 46, 54, 67, 80, 81, 84, 91, 101, 112, 113. 江蘇々屬編財政說

明書上編

(註七) China Year Book, 1919 pp. 117, 1923, pp. 249.

(註八) The Chinese Economic monthly, The Peking octroi (July 1924) 京師稅務法規

(註九) The Chinese Economic Bulletin XIII, No. 10.

第二節 常關稅

第一款 常關稅の意義

常關稅は常關に於て徵收する内國關稅の一種に屬し、原則として内地輸送の貨物並に支那型船及之に依る貨物に課稅し、又内水航行章程に依る小蒸汽船の内國貿易に對して課稅し、例外として支那型船に依る海港並に陸地邊境に於ける外國貿易に對して課稅するものである。(註一)

常關稅は廣義に解釋すれば、總て常關に於て徵收する一切の收入を指すも、狹義に解釋すれば、常關に於て徵收する通過稅であり、便宜常關に於て徵收する關稅以外の租稅、例へば契稅、其他登錄稅、商店稅又は地租の如きものを除外すべきである。又厘金を徵收したことがあるが、假令通過稅としての性質は同一であつても、常關稅と同稅とすることは出來ぬ。今海關及厘金と同異を辯せんに、

第一、海關稅と比較せば、(一)海關稅は特例を除くの外は通商港間の貿易に限り課徵するに對し、常關稅は通商港の外に非通商地に於ける貿易にも之を課稅し、(二)海關稅は特例を除くの外は(註二)汽船に依る貿易に課稅するに對し、常關稅は又特例を除くの外、支那型船の貨物又は船舶に課稅し、(三)海關稅は原則として條約又は協定に依つて拘束せらるるに對し、常關稅は國內法に依て定められて居る。

第二、厘金と比較せば、(一)沿革上は厘金は太平亂の結果一八五三年(咸豐二年)軍費支辨の爲に設けた臨時稅であるに對し、常關稅は古來因襲關稅の後身であり、就中明代鈔關の發達に成るものであるから、自ら當初厘金は陸上交通の要衝に多く設置されたに對し、常關稅は水上交通の要地に設置されたので、結論に述べた通り外國の學者は厘金を陸關稅、常關稅を河關稅と區別したが、實際は厘金も常關稅も一樣に水上交通の地處に設けられたのであるから、之を以て區別の標準とすることは出來ぬ、(二)厘金は専ら内國貿易に課稅するに對して、常關稅は外國貿易に對しても課稅する、但し國內法の規定に基くことは兩者同一である、(三)厘金は地方政府の管理に屬し、地方政費に充當する地方稅の性質を有するに對して、常關稅は中央政府の管理に屬し、國費負擔の國稅の性質を有す、尤も厘金は民國以來再三國稅の中に編入したが、實際上は依然として地方稅の機能を發揮して居る。又常關稅と雖も地方分權主義の餘弊を蒙り、地方稅の觀を呈して居るのである、(四)厘金は當初從價稅

主義を採つて居たに對し、常關稅は從量稅主義に依つて居たが、後は必しも此區別を存せず、殊に民國に迫んで常關稅は改定されたものがあり、一層區別の標準と看做すことは出來ぬ。惟厘金は由來地方稅たる關係上、各地の稅率が區々であると同時に、厘金は常關に比して其數多く、即ち厘局相互間の巨離は常關相互間の巨離に比して接近して居り、同一地方の厘金は常關稅に比して近年概して輕率であるが、遠巨離を通せば重課せらるゝ結果を見るのである。

(註一) 支那帆船の外國貿易に従事したことは海關設置前の慣行に係り、新嘉坡、ルアン、ホルネオ、暹羅、マニラ、朝鮮、日本等に對し、殊に臺灣に對しては改隸前と同じく舊慣に依つて福州、廈門、温州、汕頭等の開港場又は不開港と臺灣諸港との間に通商を繼續し、臺灣稅關統計に依れば、入出港船隻は明治二十九年には八千七百七十六隻十四萬九千噸、同廿一年には八千二百二十二萬八千噸に達したことがあつた。明治四十年頃より汽船貿易の反映に依り漸減したが、最近大正十四年に二千九百八十八隻十萬五千噸を占めたのである。(S. W. Williams, The Middle Kingdom, Vol. II pp. 389, 390; C. F. Renner, The Foreign Trade of China, pp. 48.)

(註二) 常關が海關中の非通商地の貿易をも管理し、又支那型船の貿易に課稅する一變例は、九龍及拱北兩關に於て見る。九龍關は英國の殖民地であり、九龍半島と廣東との境界線上に在り、拱北關は葡萄牙の殖民地である澳門に接した孤島に在り、何れも通商港でない。只關務の便宜上總局は香港及澳門兩港に設置し、庶務會計等一式の事務を執行するが、貨物の検査及徵稅は兩關稅線に於て行はる。兩地が自由港たる關係上、廣東其他に對する戎克貿易貨物殊に阿片の密輸入が多く、一八七一年より一八八四年迄支那の香港に對する貿易の大部は地方關局の特許を得た小帆船に依るもので、海關の管理を脱した如くである。故に一八七六年の芝罘條約及一八八五年の倫敦續約の阿片に關する條項に基き、一八八七年兩地の貿易をば海關の管理に移した。廣東と兩地との戎克貿易貨物は兩關に於て検査せらるゝも、其關稅は廣東常關に

於て課徵する規定なるが故に、此兩關の出入稅は主として非通商港と香澳兩地との外國貿易及非通商港相互の內國貿易より徵收するのである。(高柳博士支那關稅制度論三二四—三三一頁) C. F. Renner, The Foreign Trade of China pp. 44) 澳門に於ける支那稅關に就いては、一六八八年(康熙二十七年)に粵海關の一部を設置した以來、海關設置迄にテリケートな問題があり、其適用稅率も一六九九年以降福建及浙江の船料に依りしことがあり、近年に於て戶部則例に多少の修正を加へた廣東の常關率に依り、經費の名義を以て課稅し、常關と異なる所がない厘金をも課稅して居る。(C. A. Montalvo de Jesus, Historic Macao (1926) pp. 125, 435-6.)

(1902), pp. 274, 281, 316; Lappa Commissioner's Report in the Imperial Maritime Customs, Decennial Reports (1882-91), pp. 608.

又海關にして戎克船貿易を管理するものは、大連及青島兩關である。而して大連關は租借地であつて特定稅率を定めて居る。(返還前の青島に於ける例に同じ。)

第二款 常關稅の徵收制度

第一項 常關稅の客體及附加稅の重徵

常關稅は原則として貨物及船舶に對して課稅するが、常關に於ては特殊貨物に對して課稅し、又關稅以外の租稅、手数料其他の課徵がある。舊來の例に従ひ多くは貨物に對する課稅は商稅と云ひ、船舶に對する課稅は船料と云ふも、商稅中には船舶に關して規定するものがあると同時に、船料は積載貨物を課稅條件とし、又は貨物に對する場合に寧ろ外觀的標準の一として船舶自體に課稅するに至つたのである。故に船料中には今日の噸稅に該當するもの、外に、貨物稅の性質を有するものが

あることに注意すべきである。而して從來船料は戸關の外に工關に於ても亦之を徵收して居たこと
もあつた。常關稅の課稅物件は會典及則例に依れば、普通貨物は凡そ衣物、食物、用物、雜貨及船
料に分つて各稅率を定め、衣物は衣服及服裝に附屬する帽子、靴鞋の類を云ひ、食物は米、麪、芝
蔴、酒、茶、烟、葷味、蔬菜、作料菓品、糖蜜等の類を云ひ、更に各類を細別して居り、用物は衣
服及家屋裝飾用の材料として用ゐらるゝもの並に一切の器物を云ひ、雜貨とは藥材、顔料、香料、紙、
割紙、雜貨等零碎の貨物を云ひ、其課稅單位は物に依つて異り、衣物には疋、身卷、箇、件、副、
條、斤等を以てし、或は十双、百双、十項、百項を以てすることがあり、食物、用物、雜貨には或は
斤、篋、包、箇、擔、塊、件、張、罈、埕、石等とし、或は十套、百套、十把、百把等を以てする
ことを例とする。(一註)

普通貨物以外の稅目としては、契稅、牲畜稅、車馱稅、地租、商舖稅、鹽稅、木稅等がある。
契稅は財産移轉稅であり、左右翼及西新關に在る前者は土地家屋の賣買に對し、買賣を標準とし
て課稅し、後者は龍江司の船舶稅であり、造船契約價額を標準として課稅するものである。

牲畜稅は、左右翼に於ては之を專徵するが、崇文門、坐糧廳、天津關、殺虎口、歸化城、臨清關
淮安關、濟甯關、江海關、西新關、鳳陽關、贛關、北新關、夔關、打箭爐關、大平關、梧州關等は
之を兼徵して居る。牲畜稅は牛、羊、猪、驢、馬、騾、驢、駝等畜類の通過又は賣買に對し、其個數又は

買價を標準として課稅す、故に本稅は從量稅の外に從價稅をも存する。

車馱稅は張家口、臨清關に於て之を兼徵し、經紀稅(仲買稅)及地租は西新關に於て之を兼徵し、
其他江蘇龍江關、瓦屑壩等の工關に於ても亦地租を徵した。油酒舖房稅は營業稅であり、歸化城に
於て之を兼徵して居り、鹽稅は大平關、淮安關、揚由關、正陽關等に於て兼管したことがあり、木
稅は辰州關其他に於て之を兼徵した、尤も木稅は戸關雜貨稅目にも存したものが少くない。(註二)
次に船料は船舶の種類大小又は載荷の種類性質或は載貨の有無等に依つて區別し、之に課稅し
て居る。

清初より明代の不當課稅を削除し、諸種の附加稅、其他手数料等の公私陋規を廢滅したが、後世
に至る迄容易に整理の效を擧ぐることは出来なかつた。蓋し乾隆二十八年(一七六三年)各關の陋
規を革除し、稅制を整頓する目的を以て各省督撫に命じて報告せしめたものに依れば、武元城、
殺虎口、贛關、荊關、九江關、打箭爐、夔關、渝關、八溝、多倫諾爾、潘挑口、潯州、梧州、辰關、
崇文門、左右翼、中江等の陋規なきものを除くの外は、保存すべきものには西新關の飯食、浙
海關の件頭、飯食、閩海關の平餘、罰料、截曠、粵海關の規禮、擔銀、併平、罰料、截曠、舟車飯
費等、大平關の併封、平餘、淮安關の飯食、罰倍、坐糧廳の飯銀、單錢、票錢、山海關の飯銀、張
家口の飯錢等の如きものに止むること、したが、其後清末に至つても尙各關に於ては何れも附加

税を増加したものがあり、今顯著なるものを挙げば、例へば粵(廣東)海關は外洋船の入港多く、海常兩關に適用した當時から正税の中に號税、擔餉、絞水、補平等十餘種を存した外に、雜款中には陋規と認むべき分頭、擔頭、船頭、單銀、單錢、耗羨、查船、驗費、開船、量船、水手櫃、上筆金、茶資、釐頭、船規、渡規、月規、年節規、洋常兩稅隨收炭火、常稅隨收火耗、飯食常稅、擔頭、挑夫、承餉等の税目があり、閩海關には正税の外に例款として船例を始めとし、單禮、尺禮、印錢、件錢、緣金、乾水、館前禮、頭回禮、春彩年尾禮があり、淮安關には報稅項下の大照票費、正單船契、分單、北鈔抽單等の外に、未報稅項下に火耗、補平、罰倍、飯食があり、九江關には加耗銀、平餘銀、鹽船木筏、神福銀等があり、浙海關には正税の外に茶稅餘耗、雜費、本船補稅、茶酒、豈批、火耗、件飯等があり、潯州關には加寧稅、加費、捱費等があり、鳳陽關には加收歸公銀、傾銷銀、平餘、錢餘、補平銀等があり、寶慶關には雜稅、商舖稅、帖牌稅、盈餘、續加盈餘等がある。其他附加稅目として火耗、羨耗、平餘、旗費、津貼等の名目を存するものが少くないのである。更に同じく清末海關管理五十支里内常關に關しては、當時(一九〇二—六年)調査した二、三常關の例を見るに、厦門關には進出口稅、標頭船例等の外に進口單錢、出口單錢、出口禮錢、(再輸出の貨物に課す手数料)、青單錢(輸入のマニファイスト作成の手数料)、銷單錢(輸出入許可證の取消手数料)等があり、三水關には掛號(通過の戎克に課す)、蓋印、絞水、單尾、船頭節禮(端陽、中秋、

新年)等があり、瓊州關には火耗の外に毛擔(汕頭戎克を除く外に總量每擔に對して課稅す)、平息(火耗及毛擔を加算したものに一定歩合を課す)、其他の手数料がある。(註二)
而して革命後、上海、天津其他に於て附加稅を減じて整理したものはあつたが、五十支里外及内地常關の例は明かでない。

(註一) 嘉慶會典卷一六、大清會典卷二二、粵海關志卷八

(註二) 戶部則例卷四三—七二、工部則例卷七一、清鹽法志卷一三三(兩淮三四)、同卷一三六(兩淮三七)、丁恩改革鹽務報告書卷

一、大清會典事例卷二三—四一五、九四—一一二、

(註三) 粵海關志卷八、一一、清史列傳卷一三三三、雍正硃批諭旨第卅五冊、大清會典事例卷二三九、廣東、江蘇、福建、浙江

廣西、山東、湖南、安徽各省財政說明書 Customs, Native Customs Trade Returns (1902-06), pp. 80, 101, 108, 111

第二項 常關稅の改訂と其稅率

常關稅は清初康熙年間に實施されて居た舊制を雍正初年に編纂し、乾隆四十一年に至り戶部則例として完成し、後屢次改訂追加したものを基準とし、近年各關を通じ又現在尙多くの内地常關等に於て適用して居る稅則は、同治年間に各省に頒布施行したものを主とす。(註一)

南京條約前内外貿易を通じて課徵した諸海關中、殊に廣東の外國貿易に對する關稅率に就ては、開禁後間もなく即ち康熙二十六年(一六八七年)に根本法を定め、其後雍正十一年(一七二三年)以來時々新稅則を追加することになった。(註二)

稅率は各關に於て異なるばかりでなく、同一常關又は分關に於ても同じくなく同時に、内外貿易に依り、戸工兩關に依り、進出兩稅に依り、或は貨物及船舶の種類其他徵收法の如何に依つて同一でないが、正稅又は本稅としては何れも輕微で、工關木稅の物納制に依るもの其他の特例を除くの外は、從價二、三分乃至五分内外を標準とし、多くは之に依つて算出した從量稅を以て占むるものである。而して當時則例中に掲げて居た稅率も近年に至り物價に變動があり、現實價格よりせば海關稅に比して遙かに低く、二、三分程度より更に一層輕率のものがある故に、新改訂率は海關稅の半額二分五厘と定めたのである。但し戸部則例より著しく低減したのも少くない。(註二)、然れども第一に前記附加稅其他手數料を加算せば、其額は著しく高いものがあり、即ち定額と地方實徵額とを比較せば大差があり、既に雍正七年(一七二九年)の諭にも「加_三從前_二各處稅課經_三地方官征收_二有_下於_三解額之外_一多數倍者、多至_二數十倍者_上既無_二一定之章程_一」とあり、又粵海關に於ては大關の外潮州、雷州、瓊州等各港の家人、書役が徵收する飯食、舟車銀等は銀一、二錢から「兩錢に至り、又一、二十文から五、六百文に至る迄等があつた。而して外國貿易の場合には、殊に手數料や其他不當課稅の多かつたことは著名な事實であり、廣東貿易時代の東印度會社其他外國商人等の記録に依つて明かである。(註四)、従つて明代以降の陋規中飽等廓清の爲に、關口に木榜を掲げて稅則を公示した方法を踏襲したが、其效果を奏することは出来なかつた。尙清末上海一港のみで、常關輸

出入の内國船貿易關稅は優に百萬兩に達すべきも、徵稅の實績は三萬三千餘兩に止つて居たのは、侵吞偷漏の結果であると云はれた。(註五)、第二には通過稅に依る重徵が開港地の正稅を遙かに超過し、多きは十倍に近きものがあるに至つた。そは内國品の外に外國品の内地又は沿岸に對する再輸出額も相當程度に上つた關係上、貿易を阻害したのである。(註六)、蓋し支那政府は、外國の輸入に對しては内國品の輸出に比して高率の課稅又は手數料等を徵したと同時に、乾隆二十二年(一七五七年)以降外國貿易を廣東一港主義に改めたのは、通過稅收入を目的としたのも亦一事由である。(註七)、又南京條約前の道光十一年(一八三一年)英國商館の委員より廣東政府に對して課稅の種類及之に關する稅則を公表せんことを要求することがあり、次いで同二十二年七月の南京條約の第十條に於て英國品は通過稅を納付した後、清國商人に依つて清國內何れの省又は市邑にも運送することを得るも、其通過稅(主として常關稅)は估價則例(物價表)に依り、該商品の輸入稅率の若干(パーセント)を超ゆることを得ずと定め、通過稅の稅率に就ては明にしたものがない。獨り翌年七月香港に於て公表した宣言に依れば、通過稅は現在實施して居る輕率に照し、超過することを得ざる旨を規定して居る。(註八)且つ支那の地方政府は之を實行しないばかりでなく、咸豐二年(一八五三年)よりは新に通過稅の大宗である釐金の盛行を見たので、其一八五八年天津條約に依つて子口稅制を規定する迄、通過稅問題に關して英支間に少からず紛議を惹起した。是等は頗る興味ある事項

であるから、後章に詳述することとする。

常關稅の改正に就いては、清末より民國初年に於て多少之が實行を見るに至り、先づ團匪事件に依る最終議定書の結果として五十支里内常關の移管に際し、ロバートハートは地方の慣習を重んじて漸進方針に出でたるにも拘らず、諸關中には組織を改めた外に、海關稅率の二分一制を採用し、其他附加稅又は陋規を艾除したのものもある。例へば天津常關に於ては一九〇一年都統衙門の常關を管理するに及び、曩に一八九九年青島の帆船貿易に就て獨人稅務司オルコーの考案に係る二分五厘制は約舊戶部則例の稅率に近きものが多いので之に依ることにし、同時に更に其二分の一を以て厘金としたのである。而して天津常關は他港と異り、匪亂前より内外子口稅は海關道臺の管理に在つたものが、又都統衙門の設置に迫んで常關事務の一部とし、内向子口稅 (Inward transit dues) は一九〇二年二月常關の管理に移る迄、外向子口稅 (Outward transit dues) は同年八月又同衙門の解散された時迄、共に歸屬して居り、其後今日迄五十支里内常關の管理下に在り、其收入は總て各月海關稅務司に送附するのである。(註九)

上海常關稅は光緒二年(一七八六年)改修した後、同二十九年(一九〇三年)四月二十七年以來更に改正に著手し、戶部則例に定めて居る二、三特例を除くの外は、新關と同じく實際の包裝重量を計り、事務の簡捷を期し、收入を増加した。民國に至る迄天津常關と同じく舊則を廢して新稅則を編纂し、其稅表に掲載せぬものは從價二分五厘を課稅し、一方又從來存在した多くの附加稅、手数料等を廢止したのである。而して民船を大小二種に分ち、其載貨の輸入稅を割引して居る。船艙の深さが五尺以上のものを大艙とし、上海本關に於て其載貨の關稅を徵收し、其以下のものを小艙として吳淞分關に於て之を徵收することとした。前者の場合にも必しも吳淞分關に於て納稅するを禁止するものでないが、上海本關に於て享受する減稅の特典を喪失するのである。是等輸入稅に關する割引歩合は、例へば(一)大艙に於ける場合は、(イ)北方より上海に往來貿易するものは、入出港共に各貨稅銀は七二折(七割二分)とし、(ロ)上海及本省各港間を往來貿易するものは、同じく八折とし、(ハ)福州木船が上海及福建各港間を往來貿易するものは、同じく十月以降三月迄は四五折、四月以降九月迄は六三折とし、(ニ)小艙に於ける場合は、(イ)輸入貨物に就いては吳淞分關に納稅し、紹興酒稅の八折徵收を除くの外、他貨の稅銀には折扣なく、(ロ)輸出貨物に就いては稅銀は八折とする、(三)汽船、駁船に依る輸出入貨物に對しては折扣がない、(四)特例として、(イ)白色染色棉絲及紬絲、(ロ)稅銀一兩未滿の有稅貨物、(ハ)犯則貨物等に對しても亦折扣がない。

牛莊常關稅は光緒三十二年(一九〇六年)以降山海關道を監督とし、一切の稅務は海關稅務司より副稅務司に委任して管理せしめたと同時に、稅率は天津鈔關の定章に照して出入内國品は均しく二分五厘とした。但し五十支里外常關の海陸各關卡を附設し、海關道より派員統征し、稅率は財政部よ

り頒布した則例に依ることにした。(註十)、三都澳常關稅は又光緒三十一年頃より新式の稅法に改め、殊に附加稅、手数料等を整理統一した。例へば寧德仕向の鹽魚船の如き東冲に入港せば、六種の手數料を賦課せられ、且つ其積載量十擔以上は各級に從つて九種の課稅法を設け、包裝又は特許に關する附加稅目があつたものを、新法の下には同一船舶に就ては三錢の單一特許稅とし、貨物は每擔一錢二分四厘に統一した。厦門常關稅は想像上の計算に依ることを改めて實際上の重量を基準とした。例へば舊制の下には百二十八斤の糖荷に對して四十八斤に就いて課稅し、煙草又は糖蜜の如きも實量よりも遙かに低く計算されて居た。(註十一)

革命後民國三年に至つて各地常關稅の改訂を計畫し、同年初より財政部は常關整理辦法に關して公文を發し、各關をして調査報告を提出せしむることにした。蓋し十分監督の及ばぬ邊關地方常關の如きは、其弊の著しきものがあつた。例へば張家口貨稅局よりの條陳に依れば、庫倫は從來支那人の貨物に對しては課稅しなかつたが、獨立以來稅關を設立し、土貨の輸入に對しては普通五分を徵し、綢、茶、土布等の大宗貨物に關しては十割を課したが、一方露國人の貨物に對しては免稅とした如き情態であるに依つて、支那の領土である外蒙に於ては、須らく稅關を裁撤すべき旨を上申したのである。又殺虎口貨稅徵收局長の具申に依れば、當地關稅は八百餘種の稅目に分つたが、時を經ること久しく繁簡輕重用に適せぬものがあり、同一消費貨物であつて、甲は一割二分、乙は一分に及ばぬ

ものもあり、又同一牲畜であつても賤物(羊、猪の例)は有稅であり、貴物(騾、驢の例)が却つて無稅のことがあり、又従前にはなくして現在存在する貨物が百有餘を下らぬ向きには課稅標準がなく、悉く書役の把持に委しつゝある故に、稅則を改定して均一にし、從價從量の二法を參酌して施行すべき旨を述べて居る。(註十二)、同年天津常關の報告に依れば、五十支里内常關に就ては、光緒三十二年(一九〇六年)海關稅務司は土貨の評價辦法を定め、簿冊に印刷して海關監督に送り、稅務處の認可を得、其稅票、手数料其他徵收費等各種雜稅徵收方法は、何れも聯合軍が設けた都統衙門の定められた規定を踏襲することとし、正稅則は内國品は其評價表(估價冊)に照して從價二分五厘を課し、其評價表に記載なきものは當時の市價を按じて從價二分五厘を課することにした。但し(一)凡て中外國に皆存する貨物、例へば銀硃、葵扇等の類にて遇々評價表に記載せぬものは、通商輸入稅則に照して其半額を徵し、(二)又其評價表及通商輸入稅則内に均しくある貨物で外國品に係るときは、通商輸入稅則を按じて徵收し、内國品に係るときは其の評價表を按じて課稅し、(三)其外國品にて通商輸入稅則に記載せるものは、之に依つて其二分の一を徵し、記載なきものは市價を按じて二分五厘を徵し、(四)貨物にて其評價表又は通商輸入稅則共に記載なきものは、當該商人より市價を申告せしめ、若し其申告價格が虚偽であるときには審査して處分を加ふ。該表に定むる所の評價は本關に於て隨時増減訂定し、凡そ重量に從つて課稅すべきものは海關の秤器に依つて計算し、寸尺を以て收稅す

るものは英尺に依り、英尺の規定なきものは天津木尺に依つて計算するものとする。而して天津鈔關の雜項としては船捐、旗費、稅單徵費、免照費、海船進口費及罰款等の附加稅、手數料に屬する雜項がある。稅單徵費は納稅銀五兩を過ぐるものに對して每單一紙二錢を徵し、免照費は免稅貨物に對して每紙銀四角を徵し、船捐其他に關しては後に述ぶることとする。(註十三)

次に天津五十支里外各局の徵收法は、本來戶部則例を遵用し、五十支里内稅率に比照して其半にも及ばぬ。而して近年各委員又之を折減し、多くは銀を改めて錢とし、紛々錯雜して劃一することを得ないで、監督は前年(一九一三年)八月及十一月の兩回に整理した新定辦法を提出した。左記は稅務署財政部及都督の認可した立案である五十支里外各關の稅法は、其稅率は戶部則例を標準として銀納をば錢納に改め、稅率をば輕減したものが多く、又其輕減の數は各港同じでなく、數割を減じたものがあり、半減したものがあり、甚しきは七、八割を減じたものもあり、又戶部則例に記載せぬもので近來常有の貨物に就いては各港共稅率を定めて適用し來り、一定の準繩がなく、若し一旦舊章に規復せしめば、商情不振の際であるから、力の及ばぬことを恐れ、先づ各港共減收の貨物中其舊則と甚だしく相違して居るものは別に提出せしめ、戶部則例に照して其一割を徵收することとし、其他戶例に記載して居るものは、戶例に依つて徵收し、戶例に記載してないものは天津釐金辦法を援用し、土貨評價表に照して從價二分五厘の半額を徵し、土貨評價表に記載せぬものは隨時從價一分

二厘五毛を徵した。單費も五十支里外常關は、五十支里内常關の如くに收稅の際一回の徵收に止るものと異り、舊慣に依り沿途各地に於て重徵されたものを、爾後通過の第一稅局に於て正稅と同時に一回徵收することに改めた。

次に工關は原と通永道の徵收に係つたものを宣統二年(一九一〇年)に天津鈔關の管理に歸屬せしめ、其五十支里内に在るものは海關稅務司之を代徵し、五十支里外に在るものは海關道より派員して之を辦理した。正稅の外に單費、潘關木稅、船料及審稅等がある。

正稅は通永道工關稅則を按じて之を徵收し、只五十支里内の各局は海關の管理に歸して後、其計算方法及稅銀の多寡等は均しく稍更改したものがあり、五十支里外の各局に於ては舊則に載せて居る貨物の種目が甚だ不備であるが故に、通過貨物中竹、木、籐、器等工關に於て徵收すべき貨物に舊則に記載なき爲に、各局自ら稅率を定め區々として統一が無かつたが、前年八月間監督は詳細に調査して稅率を訂定し、各地をして一體に遵行せしめ、其舊則に載せて居る各貨は舊則に照して辦理することとした。

單費は木稅、竹貨及船貨に分ち、木貨は正稅銀一錢以上九錢九分迄のもの、單費銅元二十枚より同二十兩以上、單費同百五十枚迄五級に分ち、竹貨は正稅銀一錢以上二錢四分迄のもの、單費銀元五枚より同三十兩以上、銅元二百五十枚迄七級に分ち、船料は正稅銀十兩以上四十兩迄、單費銅元

四十枚より五十一兩以上、銅元百枚迄三級に分つて居る。

潘關木稅は宣統二年工關と共に本關の徵收に歸し、其徵稅法は工關則例を按じて一律に辦理し、從前は灤關工稅局の收稅銀と共に一回徵收して居たが、本年(一九一四年)八月間商況不振の爲に、兩局經過の貨物に對しては唯一回の徵稅に止め、重徵せぬことにした。

審稅は通州、香河、天津、寶坻、靜海の五地に於ては、大審は每座稅銀四兩、中審は三兩、小審は二兩とし、武清、永清、東安の三地は大審は一兩、中審は七錢五分、小審は五錢とし、毎年春秋二期に按じて各所管州縣より查徵し、開市せぬものは免徵とした。

以上擧ぐる所の辦法に依つて、各地五十支里内鈔關の成績に就ては既に稅務處に報告し、歷年增收があり、通商を妨ぐることなく、五十支里外鈔關も亦監督は之を整理して中央に報告し、改辦以來又其收入は數倍に増加し、工關の徵稅法は稅務司に於て多少の更改を試みたが、商務を妨ぐことなく、通水道管理當時に比して收入は著しく増加したのである。(註十四)

同年六月に財政部は、各關に向つて常關稅の改訂を實行すべき旨を命令した。其命令に依れば、(一)常關稅率は天津、牛莊等の先例に倣つて海關稅の半額を標準とし、之を改むること、(二)各關に於ける現行稅率と海關稅率とを比較し、現行稅率が海關稅率の半額に及ばぬときは一律に海關稅の半額に改め、其現行率が海關稅率の半額に等しきか又は半額を越ゆるものは、總て現行率に依ること、

(三)海關の管理に屬する常關の稅率も右規定に依つて一律に改正すること、した。而して又同月中央政府は津海關、江海關、宜昌關、山海關、粵海關、浙海關、潮海關、瓊海關、厦門關、閩海關、甌海關、東海關、蕪湖關及鎮江關に對して稅務を整理すべき旨を訓令する處があつたが、三箇月を經過して改訂を實行した旨を報告したのは安徽の鳳陽關及四川の夔關のみに止つた故に、十月財政部は更に各關の監督に對して通令を發し、其後十日以内に一律に實行して之を報告すべく、若し該令に遵はぬものは大總統に申請して褫職すべき旨を嚴達し、江蘇揚州關を始めとし、其他常關も漸次海關稅率の半額を實施し、稅表に記載せぬものは從價二分五厘を課することにしたのである。(註一五)

民國三、四年以降稅表を更訂した實例を見るに、山東臨清關は稅目百八十八種の中、舊稅に比して増加したものは大部を占め、減稅したものは僅かに二十七種に過ぎぬ。太平關は稅目三百三十四種の中、又多くは増率し、増減なきものは十七種、減稅したものは只六種に過ぎぬ。而して稅表に規定した海關稅則折半の率は、市價を調査したものであり、海關稅則に照して定めたものでない。要するに舊率の高きものは之を低下し、輕きものは之を加重し、參差一ならずとも市價を以て標準とせぬものはない。大體價格に對して約二分に該當するが、稅則中に記載してないものがあるときは、從價二分内外を以て徵稅することとする。山海關五十支里外常關の更訂稅則に依れば、三十三稅目中、舊則に對して海關稅則折半の率に比較するに、増率したものは十三種あり、減率したものは十七

種を占めた。自ら新税法は増率したものに依り、減率したものは之を採らずに舊率に依り、又海關則例に載せてなく舊則に存するものは、又舊率に依ることとした。但し糧食は海關折半の數を按じて每百觔徵銀五分に當り、過重となるので五十支里内常關の現行稅則に照し、每百觔徵銀一分とし、每倉石一百五十觔は一分五厘とすることにした。而して同三年八月以降は本稅の五分を附加稅とした。荊州常關の暫訂稅則中、竹木稅は百二十種の稅目中、多くは増加したのである。蕪湖常關の土貨稅則表に依れば、二十類四百餘の稅目中、茶、梗、藥材、染料、苧麻、麻繩、花草、樹木、床、大小衣櫥、麻布、爛繭壳、鮮果、猪、光麻石等は、價額百兩に付二兩五錢即ち從價二分五厘として居り、而して輸出は輸入に比して一般に稅率を低減し、約二分の一強として居る。(註十六)

現行稅法は、天津、上海其他重要常關に於ても民國初年より改訂を經たものが多く、獨り天津常關に在つては市價に依つて定めた評價表をば時々訂正し、現行法は民國十四年に重訂したものである。尤も其價格は均しく悉く市價のみに依るものでなく、或は海關稅則内に載せてある稅銀數目の二十倍を以てするものもある。而して天津常關分局の存在する所には釐局が併立し、近年は常關稅と同率の課稅をして居る。更に同十五年五月頃より子口單なき貨物に對しては、常關稅と同時に別に釐金五分を徵收することに改めた、其他各關は稅法を同ふしないばかりでなく、同一物品と雖も其重量稅に於ては著しき差がある。但し天津、牛莊等の如くに稅率類似して居るものもあると同時に、

稅表中に從價稅率を掲ぐるものが相當ある。例へば牛莊常關では、稅目約二百九十種の中其數三十種の多きを占め、福州、厦門等の常關に在つては藥材、石油、洋鐵器、船具、紙類等の中に於て又其例を見るのである。

終りに崇文門稅は康熙五年以降出門稅を廢して以來、入市稅(Peking Octroi)と呼ばれるが如く、移入貨物に對し殊に城門を限度とし、他の普通常關と稍趣を異にする處がある。現行稅率の基本は康熙八年(一六八九年)戶部に於て編纂頒布したものに係り、該則例中には京師に於て消費されて居る重要商品を網羅し、戶部の基本率と呼ばれて居たものである。其後乾隆十七年(一七五二年)同三十六年(一七七一年)及同四十五年(一七八〇年)に改訂を經、更に光緒十年(一八八四年)には免稅目を設けると共に追加したるものあり、最近光緒二十七年(一九〇一年)及同三十四年に又修改し、而して民國八年(一九一九年)には大改訂を加へた稅則を公布したが、或る方面の反對があり、施行されなかつた。但し其追加稅表を施行することとなり、尙一九〇八年の主要なる改正稅則と共に現在適用されて居る其主要稅則は二十九類百七十七稅目に分ち、其中最後の紙卷煙草の特殊稅率及其他に於て從價稅率を設けて居るが、原則は重量稅率である。重量稅率も當初は從價三分の割合を以て計算したが、今日は物價に變動があり、必しも平均して居るものでない。稅率は從來銀兩を以て定めたが、一九二三年一月以降之を弗に改めた。但し崇文門稅局に於て發表して居る稅表は兩及弗の二種

を存し、兩の記載は換算に際し、増率せぬことを商人に公示する爲である。従價税は外商に對しては三分であり、支那商に對しては四分であるが、六分半の割引があるから、實際は三分七厘五毛となる。區別の事由は、外商は既に海關に於て子口税を支拂ふ故に、附加税の性質を有する入市税を軽減するものである。木材は工税として他の一般商税と區別するが、或る貨物は兩税を併課して居る。例へば硬木製家具は百斤に付商税一弗二十九仙、工税一弗三十二仙合計二弗六十一仙を課せらる。而して工税は北京附近の支局に於て一旦納附すれば、入市には重徴しないのである。尙特例は支那産機械洋式貨物二十有餘種に對して、従價五分又は一九二二年の改定輸入税率の何れかに依つて單行税を納附したものは、輸出税、沿岸貿易税及厘金を免除されたが、崇文門入市税は免除しない。又一方當地の或る工場製品を市外に移出するには、當初税局に五分を納附すれば、其他の諸税を免がれ、若し海外に輸出する場合には五分税をも免がれるものである。

以上は一般商品に關するものであるが、左に特税を擧ぐれば、(一)契稅として五種ある、即ち(イ)買契稅六分、(ロ)典契稅三分、(ハ)補契稅(證書の紛出に依る再發行に對す)六分、(ニ)新家屋契稅六分、(ホ)租官地家屋契稅三分、(ヘ)店舗讓渡稅(讓渡價格又は建築費に對し)二分等があり、(二)牲畜稅としては、北京崇文門其他の税局を通過する總ての家畜に對し、每頭に例へば羊四仙、豚一角二仙、牛四角、驢六仙、騾馬及犢各八仙、駱駝一角五仙とする。之を戶部則例に比せば、數倍に増加して居る。(三)

屠殺税としては、豚一頭に付四角、羊及牛各一頭に付三角を課して居る。而して本税は城外に於て屠殺する凡ての生物に適用し、又水肉にも之を適用し、豚千斤を豚一頭、羊肉四十斤を羊一頭、牛肉二百五十斤を牛一頭と看做して徵稅する。(註十七)

最近民國十五年十月國民政府は、廣東に於て海關稅の外に常關稅に對しても其半額の附加税を内地稅名義を以て課徵し、其後南北各地に於て亦之を慣用するに至り、上海常關に於ては同十六年十二月一日以降輸入品に關して總て一律加徵すること、した爲に、商人團體の著しき反抗があり、汕頭に在つては、惠潮梅地方の貨物が汕頭に到り、常關に申告して出口單を領取し、期限内に輸出すれば可なるも、期を逾へば又入口税を重課すること、なり、十七年九月一日より實施を見た爲に、四十八行商は不當課税として反對の氣勢を高め、一時貨物の出口通關を中止したことさへあつたので、其後同年十二月財政部は本税を取消したのである。(註十八)、更に本年(一九二九年)二月以降は新關稅率實施と同時に從來の内地稅を廢し、各地海關及蕪湖常關を除くの外、各地五十支里内常關に於ては原額の五割を増徴することに定めたのである。又一特例として常關を経由する外國品の輸入に對しては、新稅率を適用する旨を告示したが、實際の取扱としては舊海關稅の五分及其の附加稅二分五厘合計七分五厘を徵收すること、し、現に戎克船の外國貿易を管理する福州等に於ては、臺灣よりの輸入貨物に對して之を實施しつゝあり、而して五分の徵收額は中央政府に交付することにしたのである。(註十九)

第四章 常關稅

(註一) 戶部則例の序文に依れば、則例は乾隆四十一年に完成頒布し、咸豐元年に至る迄前後十三次に亘り纂輯書を成し、各省に頒布し、次いで咸豐十一年(一八六一年)に改修し、又同治三年九月に咸豐元年以降の各案を資料として追加纂集し、同四年十月に一律完竣し、同十二年迄八箇年訂正加除したものである旨を記して居るが、各關に頒布したものは更に舊稅則があり、又年代を同じくしない、例へば滄州關稅は明末の例に依り、順治十二年(一六五五年)鈔關則例を基としたものを後に改訂したものである。甌海關稅(三部澳關)は雍正二年(一七二四年)に戶部より頒布したものであり、閩海關稅は同八年の頒布に係り、上海關稅は、江海常關稅則の序文には戶部より乾隆四十六年(一七八一年)に頒布したことを記し、財政說明書には乾隆五十年に錯落を更正したものであると記し、寧波關は同五十年に頒布したものを基準として居た。其他年代に多少の相違がある。(江蘇財政說明書 Customs, The Native Customs Trade Returns, pp. 46, 52, 66, 73 滄州關志卷四)

(註二) F. Hirth, The Hopoo Book of 1753 (Journal of the N. C. B. of the R. I. S. vol. XVII, pp. 221-4) 粵海關志卷九

(註三) 康熙の大清會典(卷三十四)に依れば、崇文門左右翼張家口等商稅は每百兩に付三分と定められたが、鳳陽關の商稅は一分であつた。其後の戶部則例又は會典に記載し居る從價稅の例は、牲畜稅又は契稅の如きものに之を存し、奉天生馬稅は從價三分とし、左右翼の騾は三分の外に每頭一錢を課し、驢は買價一兩に付制錢四十文及每頭飯錢三十五文を徵し、猪は四十文のみで飯錢がない、契稅は契價一兩に付三分の外に飯錢一分とし、潘桃口の牲畜稅は從價三分であるが、歸化城の駝、馬、牛、羊は銀一兩に付制錢僅かに八文である。打箭爐は舊制に依れば、地方の例に倣ひ三分であつたが、乾隆四十一年の新制に於て改訂する所があり、崇文門稅は又舊例に依れば、落地貨は每兩に付八厘、起京貨(輸出)は三分とし、天津關稅も舊例に依れば、河西務以來商稅として一兩に付四分を課したが、何れも同じく乾隆四十一年に改訂し又は革除したのである。其他太平遇仙兩橋の如きは贛關、粵海關の例に依り、前には定期がなかつたものを乾隆十三年に各例を比照して輕重を計り、増率したものは四十條、減率したものは二十九條、舊例と同じきものは二十五條あつた。蓋し雍正時代には從價二、三分を普通とし、粗陶器に一割を課したのは特例であつた。又工關に於ては物納稅として又は變價を以てしたが、明代三分一稅の如きものあるに對して遙かに低く、最高は一割の例を見たが、三分の例が多い。

各關に著しき差があつた例として、南京條約當時の一八四三年贛關、太平關及北新關の比較をせば、下の如くである。

輸出品	贛 關		太 平 關		北 新 關	
	兩錢分厘	兩錢分厘	兩錢分厘	兩錢分厘	兩錢分厘	兩錢分厘
樟 腦 百斤	〇一〇五	〇三六四	〇一四〇	〇〇〇二 ^三	〇〇〇二 ^三	〇〇〇二 ^三
夏 布 一疋	五九 ^十	〇〇七 ^十	三一四二	一三六〇	一三六〇	一三六〇
麝 香 一斤	〇九一九 ^十	〇四五五	〇四二二	〇〇二五 ^六	〇〇二五 ^六	〇〇二五 ^六
棉 布 百斤	〇〇五二 ^二	一四三二	〇八五七 ^三	〇八五七 ^三	〇八五七 ^三	〇八五七 ^三
生絲(上) 百斤	一〇〇〇	〇七二四	〇〇一一	〇〇一一	〇〇一一	〇〇一一
絹綿交織品及毛織物類	〇〇〇〇	〇〇二七 ^六	〇〇四〇	〇〇四〇	〇〇四〇	〇〇四〇
醬 油 百斤	〇二六二 ^六	〇〇四二	〇〇四二	〇〇四二	〇〇四二	〇〇四二
茶(箱) 百斤	〇〇七八 ^八	一四四六	〇四〇〇	〇四〇〇	〇四〇〇	〇四〇〇
阿 魏 百斤	一七五九 ^二	〇〇〇〇	〇〇八〇 ^五	〇〇八〇 ^五	〇〇八〇 ^五	〇〇八〇 ^五
棉 花 百斤	〇〇〇〇	〇一四八	〇〇五五	〇〇五五	〇〇五五	〇〇五五
棉 布 十疋	〇一〇〇	一四四六	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
家 牙 百斤	〇二三四 ^五	〇二五九	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇
檀 香 木 百斤	〇五八六 ^二	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇
毛 製 品 一疋	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇	〇二〇〇

第四章 常稅稅

第四章 常關 關

次に常關税が多くは海關税に比して著しく低率であつたこととして清末汕頭の例を見るに、粗陶器一擔に付海關税が四錢五分に對して一錢六分弱、土産陶器は海關税と同じく四錢五分に對して七分、土布は海關税の一兩五錢に對して四錢一分、鹽乾魚は海關税の一錢八分に對して三分餘、粗紙は海關税の四錢五分に對して三分餘、酒の如きは海關税の一兩五錢に對して僅かに三分餘に過ぎぬ如くである。最近民國十六年一月廣西省梧州常關に就いて調査する所に依れば、米一擔に付厘金の一錢六分に對して常關税は一分六厘で、十分の一に當り、之に加ふるに内地税として其半額の八厘及特別捐四錢を加算するも五錢二分五厘で、當時の米一擔約十元に對せば總額に於て五パーセント餘に過ぎない。(大清會典事例卷二三四一五、同九四一、戶部則例卷四四一五、四八、工部則例卷七一四、Customs, "Native Customs Trade" (1902-06) pp. 66, 91; R. M. Martin, China Political Commercial, Social, vol. II Appendix.)

(註四) 粵海關の例を見るに、康熙末年には手数料等を除けば、外國貿易に對する關稅率は極めて輕微であつて從價六分とし、又輸出の四分に對して輸入を一割六分と記して居るものは、附加税を加算したのである。雍正の末年頃には一割附加税問題があり、乾隆元年(一七三六年)には一時之を廢止し、同二十四年(一七五九年)には六分の外に量船料千九百五十兩を除くの外、免徵することにした。其後正税に對して附加税は加三とし、三割を徵し、又擔頭として貨物一擔に付八厘なるに、規禮として正税の約四倍即ち輸出は二錢、輸入は一錢五分に達した。是等附加税又は手数料の種類には、雜多のものがある。南京條約當時一八四二年九月五日英國全權の代理員 Richard Wosnam の一通信に依れば、廣東海關の吏員及地方官吏の不當課税、手数料等は正税の二、三倍又は四倍に達するが如く、若し廣東海關の稅率を將來協定の基準とせば、永久に抗議と紛擾を免れぬと記して居り、一八四三年一月十三日英全權ボツチンガーに對するマゼイソン、ブレイン等商人側よりの通信に依れば、不當課税は茶の場合に殊に甚しく、茶一擔には正税は二錢であるが、附加税は一兩二錢四分に上り、數年間の實驗に徴すれば、公所の負擔を加へば二兩半乃至八兩半に達する。即ち最高は本税の四十四倍以上を示して居る。尙モリスカ東印度會社の對支貿易史に載せて居るもの、中、十一品の例を示せば下の如くである。

品名	正税 (國稅)	附加税 (三割附)	擔頭 (計量手)	公所料	規禮	計則	例	公稱稅額
棉	一擔 〇・一五〇	〇・〇四五	〇・一五〇	〇・二四〇	—	〇・五八〇	〇・九二〇	一・五〇〇
棉	一擔 〇・一五〇	〇・〇三〇	〇・一五〇	—	—	〇・二八〇	一・五二〇	一・七〇〇
檳榔	同 〇・〇七〇	〇・〇二一	〇・一五〇	〇・一五〇	—	〇・三九一	〇・一八九	〇・五八〇
藤	同 〇・一〇〇	〇・〇三〇	〇・一五〇	〇・一五〇	—	〇・四三〇	〇・一七〇	〇・六〇〇
檀香	木同 〇・八五〇	〇・二五五	〇・一五〇	〇・四五〇	〇・〇八〇	一・七八五	〇・四一五	二・二〇〇
胡椒	同 〇・四〇〇	〇・二五五	〇・一五〇	〇・三〇〇	—	〇・九七〇	〇・四三〇	一・四〇〇
鐵	〇・一〇〇	〇・〇三〇	〇・一五〇	—	〇・〇三四	〇・三一四	〇・一八〇	〇・四九四
鉛	〇・三〇〇	〇・〇九〇	〇・一五〇	〇・一三五	—	〇・六七五	〇・三二五	一・〇〇〇
錫	〇・八〇〇	〇・二四〇	〇・一五〇	〇・四〇五	—	一・五九五	〇・六〇五	二・〇〇〇
銅	〇・四〇〇	〇・一二〇	〇・一五〇	〇・四五〇	—	一・一二〇	〇・七八〇	一・九〇〇
水	一・二〇〇	〇・三六〇	〇・一五〇	—	—	一・七一〇	〇・三五〇	二・〇六〇

(F. Hirth, The Haplo Book pp. 221-25; J. R. Morrison, Chinese Commercial Guide, pp. 31-4; J. F. Davis, "The Chinese" vol. I. pp. 47-58; M. V. Brand, China und Seine Handelsbeziehungen zum Ausland, S. 8; H. B. Morse, "The East India Company" vol. I. pp. 81, vol. I. pp. 81, vol. IV pp. 371, pp. 81; The Chinese Repository, vol. XII. pp. 37, 43.

(註五) 中國度支考、中國度支全錄
 (註六) 南京條約前商人(買受主)の負擔した内國關稅率に就いて東印度會社委員の報告を擧ぐれば、下の如きものがある。
 (H. B. Morse, op. cit; vol. pp. 91)

品名	海關	川關	海關	狸
每百張に對する廣東の市價	二・一六〇・〇〇〇	三・一〇〇・〇〇〇	三・四二〇・〇〇〇	三・四二〇・〇〇〇

第四章 常關 稅

第四章 常關稅

一、廣東陝西間

廣東の輸入稅	一四一・五〇〇	一・八三六	六・三六〇
掛號(手数料)	一二・〇〇〇	六・〇〇〇	六・二〇〇
廣東の通過稅	九・六四〇	三・八九〇	三・八九〇
廣東より陝西迄の課稅	一一・〇〇〇	五・七二〇	五・七二〇
計	一七四・一四〇	一七・四四六	二二・一七〇

二、廣東蘇州間

廣東の租稅手数料等	一六三・一四〇	一一・九二六	一六・四五〇
江西 州の手数料	五・九〇〇	五・九〇〇	五・九〇〇
浙江杭州の手数料	一三・〇〇〇	二・〇〇〇	二・八〇〇
廣東より蘇州迄の課稅	一〇・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇
計	一九二・〇四〇	二四・八二六	三〇・一五〇

(註七) 乾隆二十二年に外國貿易を廣東に限り、當時の舟山、寧波又は厦門等に入出港することを禁止する目的を以て、是等地方に對しては稅額を倍加し、且つ武器彈藥等の陸揚を禁止した如く、廣東一港主義を採つた事由は、(一)當時廣東の地方官は北京官憲に對して大勢力を有し、外國貿易の増進に依つて莫大な利益を占めた經驗があり、自ら其貿易の獨占を希望したこと、(二)首都に近接せば外國と葛藤爭議の發生を虞れたこと、(三)内國貿易の通過稅は當時政府の重要財源であり、大運河の築造其他政費に充當したのである故に、開港後は商人は各地に於て取引が自由となつたが、廣東に對する通過稅の損失をば補填しなくてはならなかつたのである。(H. B. Morse, op. cit. vol. I, pp. 297, J. F. Davis, op. cit. vol. II, pp. 404-5; Chinese Repository, vol. XII, pp. 632)

(註八) H. B. Morse, op. cit. vol. IV, pp. 323; The Chinese Repository, vol. XII, pp. 34; vol. XIII, pp. 655; Customs Treaties

Between China and Foreign States, pp. 355, 357-8; 籌辦夷務始末卷五九

(註九) Customs, "The Native Customs" (1902-06) pp. 7; Customs, 1902, vol. I part IV pp. 1-2.

(註十) Customs, "Native Customs" (1902-06) p. 4; Customs, Handbook of Customs, Procedure at Shanghai (1927) pp. 120, 122

江海常關稅則

(註十一) Customs, "Native Customs" (1902-06) pp. 67, 81.

(註十二) 稅務月刊民國三年第四號

(註十三) 同上 第五號、直隸財政說明書

(註十四) 稅務月刊第五號

(註十五) 同上 第八號

(註十六) 同上 第九號、第十號及第三卷第二七號

(註十七) The Economic monthly, July, 1924, pp. 1-5, 戶部則例卷四三三四五、大清會典事例卷二三九、皇朝經世文續編(盛康)

卷五五

(註十八) 中華民國全國商會聯合會の汕頭苛捐取消請願書中の一節に左記の如きものがある。

伏查潮海常關、對三於內地運汕入口土貨征收常稅一同係三全國各口岸所三無而爲三汕頭所三獨有、即以三粵省廣州海口並江門等關征三之亦均無三此項苛例、原其初不三過一種陋規、俗名三老將單錢、由三後乃收爲三正稅(中略)又因三軍事頻繁、南北分裂、額外之征且逾三尋常二十倍云々、銀行月刊卷八第十一號、銀行週報第十一卷第四十八號、同報第十二卷第四十八號

(註十九) The Chinese Economic Bulletin vol. XIV, No. 7.

船料は又船鈔と云ひ、明代よりの慣用に係り、後世條約文中の噸稅をも同じく船鈔と稱して居るが、南京條約前の海常兩關は勿論、其後の常關に於て徵收する船鈔は近年に迄ぶ迄新式の噸稅のみを意

第四章 常關稅

味しないで、寧ろ輸出入關稅の性質を帯びて居り、恰も十四世紀歐洲に發生した載貨噸數又は封度數を單位とした關稅の性質を有する Tonnage 又は Tundage に似て居る。(註一)、蓋し船料中に普通の關稅を含むことは、(一)船舶の通行稅たる觀念を含まない爲に、自ら航路竝に港灣設備等の改良費用に對して其收入を充當する事實がないこと、(二)其稅率が後世の噸稅に比して著しく高きこと、(三)載貨の數量又は種類を標準として之を斟酌すること、(四)入港の外出港にも之を課稅する事實の存したこと、(註二)、(五)載貨なきものには多くは之を免稅してある、假令空船に對し或は貨物の有無を問はずに課徵した場合と雖ども、船舶の通行稅と謂はんよりは寧ろ入出港船隻に對する一種の手數料であると認むべきものである。而して近年に至つて漸く船稅々中には、船鈔中に又船鈔以外に船捐其他の種類を分別して新式の噸稅を徵するものがあるに至つた。從來船料の課稅法は梁頭の寸尺を以てするのが普通の例であり、稀れには桅倉又は桅の周圍の寸尺を以てし、又は船長のみ依るものがあつた。梁頭に依る計算に關しては、單に其長さを標準とし、又幅深等を乘じて標準とし、而して各級に對して各稅率を定むるものがあり、又は毎尺を單位として之を定むるものがあり、或は載貨を條件とするも、其數量の多寡を問はず船口を標準とし、又は各船に對して一括徵收する所謂總額課稅法 (Lump Sum Taxation) を採用するものがある。斯る場合は貨車にも其例を見る。會典則例等にある諸關の例を擧ぐれば、左の如くである。

天津常關は船舶を商船、河西務民船、兌買河船及折船の四種に分ち、各六尺以上一丈六尺迄十一級とし、梁頭六尺の稅銀は、商船は六錢二分、河西務民船は六錢、兌買河船は六錢八分とし、一丈六尺の稅銀は、商船は二兩九錢八分、河西務民船は二兩七錢五分、兌買河船は一兩八錢とし、折船は兌買河船の丈尺科則に照し、倍加して徵收した。

山海常關の船料は、梁頭五尺の稅銀九分二厘より一丈八尺の三兩六錢一分五厘迄十四級に分ち、民船加倉として每倉二兩、糧馬倉口として每倉三兩を課した。

臨清關の船料は、正料は梁頭七尺の稅銀六分三厘より一丈六尺の九錢五分二厘(平料)迄十級とし、又隨單料があり、梁頭七尺の每單五錢三分より八、九尺は七錢六分、一丈より一丈六尺迄は一兩九分とし、七尺以下の小料は一錢一分とし、空民船は三錢三分三厘とし、又人載船は九錢五分一厘とし、其他單料船、鹽船、米、麥等の船に對する正補課稅も梁頭の寸尺に依つて之を定めて居る。

揚州關の船料は、梁頭五尺の稅銀九分二厘より一丈八尺の二兩六錢一分五厘迄十二級とし、鹽船は每隻徵銀二兩六錢一分五厘とし、剝鹽船は每引の徵銀一分とし、民船は又加倉があり、每船船稅二兩として六船に至り滿料とし、糧馬船口は每船稅三兩として五船を滿料とし、右兩者共に船重く貨多きときは則に照して加徵する。特に注意すべきことは、梁頭稅は又載貨の數量に依つて其稅率を加徵すること、し、例へば課銀が最低九分三厘に當る載貨あるときには、梁頭五尺の例を合算し、

最高二兩六錢一分五厘に當る載貨あるときは、梁頭一丈八尺の例即ち平料を合算し、三兩に至るときは梁頭平料を合納するの外、九尺船料を更に加算し、而して平料を合納する外、貨銀多きこと一兩に至れば半船船料を合納し、二兩に至れば一船船料を合納するが如くである。

滄墅關の船料算法は、清初は明制に照し、梁頭七尺より一丈八尺迄十二級とし、各級に平料及補料を課したが、後に改訂したものは、大梁頭船は前後の面廣、腰廣、底廣を量り、深長を乗じて五掛とするを始めとし、其他十數種の船隻に分類し、深長又は寬長或は寬深等を乗じ、桅前又は桅門に依つて寸尺を量るものがあり、五掛の外三掛又は四掛にして居る等複雑な方法を設け、鹽船は梁頭七尺の徵銀一兩五錢より一丈八尺の十三兩迄十二級とし、只船料のみを徵收して居る。

鳳陽關の正陽大關は水旱(車載貨物)兩稅を設け、水稅は康熙以降實施したものは、船貨の梁頭寸尺に依り、七尺の徵銀三錢七分五厘以上一丈八尺の六兩二錢六分迄數十級に分ち、是に對して銅斤銀としての附加稅五割を加算した。而して滿載しない參差不齊の貨物は包捆の貴賤に應じて納稅する、之を關上雜貨例と謂ひ、又通關納稅濟の貨にて別商に轉販するものは關下裝船例と謂ひ、梁頭の寸尺に依り徵稅した。同臨淮分口の水稅は桅封(倉)の寸尺に依つて課稅し、七尺より一丈八尺に至り、一丈に對しては二兩二錢とし、一尺を増減する毎に銀三分を増減する、八尺以上九尺迄は九尺の桅に入り、七尺より八尺迄は小販とし、小販糧食の桅封に足らぬものは石を以て標準とし、一

石の徵銀を三分とし、落地貨が己に他港に於て納稅したものは二分とした。肝胎分口に在つては、梁頭に足らぬ小販及落地發賣するものは、每石の徵銀一分五厘とし、己に正陽等に納稅したものは免徵し、淮を下りて轉販するものは一分とするが如く均一でない。

蕪湖關の船料は加料、平料及下料に大別し、加料梁頭則に依れば、梁頭六尺徵銀十五兩以上一丈六尺乃至二丈迄每五寸に三兩六錢、每一尺に六兩三錢を加へ、徵銀計百十三兩迄數級とし、二丈より二丈五尺に至るも其増加率は同様である。減徵すべき額は六尺に付一兩五錢より一丈五寸乃至二丈に付二兩二錢に付三兩六錢迄數級とし、平料梁頭則に依れば、梁頭六尺徵銀八錢五分以上二丈迄は四錢五分を加へ、徵銀計十六兩五錢迄一層多くの階級に分ち、二丈五寸より二丈五尺に至るも其増加率は又同様である。減額すべき額は六尺五寸に付一錢五分より一丈五寸乃至二丈に付九錢迄數級とする。安徽財政説明書に依れば、清末蕪湖關の船稅は糧船、民船及脚船に分ち、船梁の周圍寸尺を按じ、則に依つて課稅し、二年一抽とある。上海、閩粵等海關は外國貿易船を管理したので、前記諸關の船料と稍趣を異にして居るものがある、例へば江海關の船稅は、梁頭一丈以上二丈迄は每尺銀一兩、二丈以上は每尺二兩とし、

貿易捕魚船は毎年徵收二次、梁頭一丈以下は毎尺銀一錢五分、一丈以上は毎尺二錢二分五厘とし、安南商船の出入港は共に七割に減じ、東洋商船の入港は六割に減じて課税し、五港は貨物を論せず銀百二十兩を徵收し、閩廣商船は、三月より八月迄に出入港するものは均しく七割に減じ、九月より二月迄に出入港するものは均しく五割に減じて課税し、山東關の商船は均しく十分の一を優免し、東洋閩廣商船は均しく五分を免じた外、更に五分を優免した。該制は乾隆二年以降實施した例がある。

閩海關の船料も梁頭の寸尺を按じ、七尺以上は五尺二寸、八尺以上は五尺四寸、九尺以上は五尺六寸、一丈以上は五尺八寸、一丈一、二尺以上は六尺四寸、一丈四、五尺以上は六尺八寸、一丈六、七尺以上は七尺五寸、一丈八尺は八尺に減じて課税し、南臺、廈門、泉州、涵江四港の各號海船は毎尺銀五錢とし、一年兩次徵收し、各縣の小商汽船は近地に留捕する故に、海船梁頭に照して丈尺減折するを除外、毎尺徵銀三錢より五錢に至り、而して一年は兩次又は一次徵收するものがある。蓋し舊例に依れば、海船は梁頭五尺以上より一丈に至るものは毎尺徵銀五錢とし、一丈以上より二丈に至るものは一兩、二丈以上は二兩とし、過重に流れた爲に既に雍正七年以降丈尺を減折したのである。

粵海關の船税は、東洋第一等大夾板船長七丈四、五尺濶二丈三、四尺濶相乗じた十八丈に對し徵收銀千四百兩より、第四等船長五丈餘濶一丈五、六尺長濶相乗じた八丈に對し徵收銀四百兩迄に及ぶ。(康熙二十四年二分を酌減した)、西洋船は一等より三等迄、夾板船は均しく東洋の例に照して課税した。

次に本省出洋の外國貿易大船を四等に分ち、一等は濶二丈二尺長七丈三尺以上の毎丈十五兩より、四等の濶一丈六尺長五丈以上に至る毎丈九兩迄に及ぶ。第二等出海貿易香料艚船(以上均しく長濶相乗じて算出す)毎尺三錢 第三等出海鹽船一年兩次徵收し、八尺より一丈七尺に至る迄毎尺課銀五錢とし、一丈三尺以上一丈七尺に至る迄毎尺課税八錢とし、一丈八尺以上二丈二尺に至る迄毎尺課銀一兩一錢とし、均しく毎尺五分を遞加し、第四等沿海貿易漿船は一年兩次徵收し、五尺より七尺九寸に至る迄毎尺三錢として加徴せず、八尺以上は鹽船の例に比照して遞加した。會典事例の註には、從前西洋船の課税は一等三千五百兩、二等三千兩、三等二千五百兩であつたものをば、康熙三十七年(一六九八年)以降東洋船の例に改めて減額したと記して居るが、附加税(規例)多額の爲に、實徵額は後世に至るも本税の培以上に達したのである。(註三)

(註一) Palgrave Dictionary of Political Economy, vol. III, pp. 5-8.

(註二) The Chinese Repository, vol. XII, pp. 388.

(註三) 専ら粵海關に於て古來實施された量船法は、前橋の中心より後橋の中心に至る迄の長さに船の中部(中桅に接近した部分)の幅を乗じ、之を十にて除して得た結果を單位とし、之に更に各級の税率を乗じて船の正税を算出する。時に或は其長さは中腹より中腹迄、又は外側より、或は一層接近した部分より之を計ることがあるも、深さを考慮に入れない。而して船の等級は、長さ七十四尺幅二十三尺以上を一等船とし、長さ七十一尺より七十四尺迄幅二十二尺より二十三尺迄を二等船とし、長さ六十五尺より七十一尺迄幅二十尺より二十二尺迄を三等船とし、其以下の船舶は三等船に入れて居る

第四章 常關稅

船料は各單位に對して一等船は七、七七七、二等船は七、一四二、三等船は五、〇〇〇を乗じて算定するのである。

今モースが東印度會社の對支貿易史に記して居る康熙時代より道光時代迄約百數十年間に於ける船料額を見るに、康熙二十六年(一六八七年)に英國商船ロンドン號及ウォールチイスター號に對して量船料各二千六十五兩及千四百七十五兩を要求されたが、協商の結果各千一百一兩及五百九十三兩を納入した。同二十八年澳門に於ては一千八百兩を徵收した例があり、同三十八年(一六九九年)廣東に於ては二百五十噸の英國船に對して五百六十九兩を徵し、同三十九年及四十年舟山に於ては三百十噸の船舶に四百兩、二百七十五噸の船に對して三百兩を課し、同四十一年には廈門に於て四百二十五噸の船に二千六百兩、同年廣東に於ては二百七十噸の船に對して三千二百兩を徵し、同四十三年(一七〇四年)には廣東に於て三百五十噸級の船に對して八百六十七兩を課し、其後康熙五十一年(一七二二年)頃より乾隆十八年(一七五三年)頃迄は、多くは五百噸足らずの船に對し、廣東に於ける船税は三千兩を越ゆるものも多く、雍正十二年(一七三四年)には、英國船に對して廣東海關監督は一等船は三千五百兩、二等船は三千兩、三等船は二千五百兩を要求したに對し、船舶側より抗議を提出したことがあり、其後乾隆十九年(一七五七年)以降同三十九年(一七七四年)迄二十一箇年間は、史料が缺けて居り不明であるが、同四十年以降は、船舶は七八百噸より次第に大型に變し、乾隆末年より嘉慶を経て道光十三年(一八三三年)に至る迄一千噸を越ゆるもの多く、自ら船料は三千兩乃至四千兩臺となり、又は四千七八兩に達したものがあつた。而して船料中には半部以上を占めて居る附加税たる贈物がある。今乾隆四年入港の英國船アウカス(噸四百九十五噸)の量船法を見るに、長さ七十六尺、三幅二十三尺三の一等船故に、單位は $\frac{76.3 \times 23.3}{10} = 177.779$ となり、之に一等船の稅率 $\frac{1}{10}$ を乗すれば正稅額一千三百八十二兩七二六を得、之より公定の免除額二割を控除したものに對し、海關當局に一割、絞銀費用として七分、海關監督署の書辦に二分を支拂ふことにし、其の合計が一千三百二十四兩〇九九となり、之に贈物として一千九百五十兩を加算するのである。贈物は朝廷に對して入港料千八十九兩六四〇、出港料百五十六兩五六一の外に、各局處の吏員に分配したも其他である。贈物額は雍正五年(一七二七年)より一千九百五十兩に決定し、道光十年(一八三〇年)迄百四年間を通じて同一であつたが、同十一年以降は減じて一千七百十

九兩に改めた。嘉慶十五年(一八一〇年)廣東入港船の例を見るに、長さ七十九尺九幅二十五尺五の一等船の船料は、贈物の定額一千九百五十兩を合算して三千二百七十八兩四六三となつて居る。道光十年七月廣東に入港した米國船マリア號(四百二十噸)に關してハンターの記する所を掲ぐれば、同船は長さ六十七尺幅二十二尺で、單位は一四七、四で、其正稅額は八百四十二兩二八五、絞銀、兩替費七十五兩八〇六、其他交換料十五兩一六一、贈物八百十兩六九一、海關開廳料四百八十兩四一〇、京師解送料及公定計量費五十兩四二四、倉場官吏に對するもの百十六兩四二四、絞銀兩替料一、一パーセントの附加手数料一兩二八〇、廣東北京間衡量の差額百七十四兩四五五、合計二千六百六十六兩六七七となる。此外に黃埔に於ける手数料(規銀)として輸入に一千二百二十五兩、輸出に五百三十三兩八錢を課したことがある、モースも之を中朝制度考に引授して居るが、正稅額を噸税と改めて記して居る。

南京條約前の一八四〇年に九百噸の船舶に對して船料總額を六千兩徴したものがあつた、是等船税と噸税との比較をせば著しき相違があり、例へば前記船料二千六百六十六兩餘の例は四百二十噸の船舶に係り、今假りに南京條約に依るにせば、其噸税は百八十七兩半、天津條約に依るにせば、百五十兩に過ぎぬのである。(粵海關志卷九一、大清會典事例卷二三四一五、戶部則例卷四六、五〇、五一、五三、五四、五五、五七、五八、六三、六九、清野關志卷五、H. B. Morse, "The East India Company" vol. I, pp. 63, 199, 211, 267-8; The International Relation of the Chinese Empire vol. I, pp. 77-8; The Trade and Administration of China, pp. 305; W. C. Hunter, The Fan Kwae at Canton, pp. 99, 100.

前記船料中其載貨を實際上課稅標準とせぬ場合には、又一種の總額課稅法とも謂ひ得るが、其他清末の例を見るに、三水常關に於ては通過貨物に對し、每船を一括して掛號其他の附加税を徵收し、廣西の潯州常關に在つては、磁器缸瓦類の場合には船舶を大、中、小及小半各船に分類し、大倉(長寬深各一丈)は正稅六百厘、中倉(同各七尺五寸)は正稅三百厘、小倉(同各五尺)は正稅百五十

第四章 常關稅

厘、小半船(同各二尺五寸)は正稅七十五厘を課して居る。現今(民國十六年一月現在)廣西梧州常關の如きは、魚苗に就いては戎克船一隻に付稅額を定むることにし、其貨物の多寡を問はぬことにし居る。又乾隆十年前には宿遷關に通船一載の例があり、船舶の積載能力百擔を標準とし、七十擔以上なるときは、凡そ通じて百擔の錢糧を納入せしめ、積載能力數百擔乃至千餘擔に至るものは、其多寡の如何に拘らず稅銀は前例に依りて課し、且つ船の頭尾又は甲板等に存する散貨は積載名目の中に加へず、即ち課稅しなかつたので、貨物の七分以上のものは奸吏が其數を低減して私得し、弊害が多かつた爲に同法を禁止し、實際の擔數に應じて課稅することにした。(註四)

船稅には前述の如くに附加稅其他雜多の手續料があり、清末に至つても尙存在するものが多く、福州常關は正稅の外例款を存し、船例を大宗とし、其他單禮として輪船入港のとき毎棧紅單禮六千文、出港收單禮二千四百文、印錢として毎船一兩四錢、春彩、年尾禮として十二月より二月迄毎船一兩一錢乃至一兩六錢、綠金として毎船二角、乾水として毎船百二十文、銷前禮として入港時に毎船一元、頭回禮として初次入港のときに五百文を納付せしむることとし、其他尺禮、花紅等がある。湖北の常關(荊州鈔關、武昌廠關、漢陽新關及荊州府關)には附加稅として火耗の外に船稅に對するものがあり、廠關は正稅を徵收することは向きに一船一票に係り、每票正稅外に於て票錢(驗票)及號錢(掛號)各十六文を徵し、外卡小船口岸錢文は向きに一船一單に係り、每單正稅外に於て梁頭廣九尺のも

のには別に號錢三十二文、八尺のものには二十四文、八尺以下は八文を徵し、其他零皇小船の稅を口岸銀と云ひ、新關蓬斧々記錢は每正稅一兩百十五文五毫を收めた。

前記廣西潯州に於ては、大船には加寧稅六百六十厘、加費一千六百九十厘、中船には加寧稅三百三十厘、加費八百四十五厘、小船には加寧稅百六十厘、加費四百二十二厘、小半船には加寧稅八十厘を課して居る。三水關の一九〇二年及一九〇六年に於ける諸附加稅收入を示さば、左の如きものがある。

	掛號	蓋印	絞水	船頭	單尾	禮節 (端陽、中秋及新年)
一九〇二年	二、六九九 ^兩	二八九 ^兩	三三六	一、一三四	二七二	二八〇
一九〇六年	一、六一七	一六九	二一九	六三九	一八三	一七〇

禮節は船舶の大小に従つて冬季五角乃至四弗を課して居た。(註五)
終りに近年二、三重要常關の船稅を擧げん。

天津常關に於て一九一四年改訂した五十支里內常關(戶關)の船捐は、光緒二十八年七月以來の制を採り、船舶尺寸の大小を按じて六等とし、六尺未滿は六等として毎月五角、六尺より七尺半迄を五等として毎月一元、八尺より九尺半迄は四等として毎月二元、十尺より十二尺半迄は三等として毎月二元五角、十三尺より十四尺迄は二等として毎月三元、十五尺以上は頭等として毎月四元と

し、毎三箇月に一回徴收し、冬季は免徴する爲に、二箇月に一箇月の核算を按じて納捐せしめ、其他(二)旗費として船主に對し船稅を納入したるものに一隻毎に旗面を給し、旗費一弗を課し、(三)稅單徵費として納稅貨物が稅銀五兩以上のときは、毎單に付手数料二錢を課し、(四)海船進口費は、同じく光緒二十八年七月の舊制に照して更に改定したものであり、凡そ入港の海船中南洋船隻の入港に就ては二十五元、北洋船隻は十五元とし、生鹽船は入港毎に五元を徴したが、之を三元に改めた。(註六)

工關の船料は從來長さ幅とを乘じ、七五折價(掛)として價を定め、每價一兩に收銀三分三厘とし、五十一兩以上のものは桅收銀一兩六錢、四十一兩以上のものは桅收銀一兩二錢、四十兩以上のものは杉收銀七錢とする。

牛莊常關に於ける一九一四年の改訂に係る山海關五十支里外常關續訂稅例中の船稅に就ては、(一)梁船稅として梁頭五尺以上のものは、仍ち舊例に照して課稅し、五尺未滿の糧船は積載糧貨の多寡を按じて之を徴收する。但し檢關(山海關)、天橋廠、大孤山の三局に於ける小船梁船稅は、尙便宜舊例に依つて居る。(二)船捐としては民船の出港に際し、其容積に應じて課し、汽船の噸稅に該當する容積一石乃至百五十石の每石〇、〇〇七兩より四百一石乃至七百石の每石〇、〇一七五兩迄四級とし、七百一石以上は每石〇、〇三〇兩とする。又船捐の附加稅として民船の入港に對して課する稅がある、其稅率は一石乃至百五十石の每石〇、〇〇四兩、百五十石以上の每石〇、〇一〇とする外、貨物

の輸出入に從事する民船には每一回登錄稅を納入せしむるが、其稅率は同じく石數に依り、一石乃至五十石の三兩より千九百五十一石以上の二十八兩迄十六級に分つて居る。

上海常關に於ける民國以降の船鈔は汽船及民船に分れ、汽船の船鈔は均しく江南北關に納稅し、江海關監督管轄區域内の各民船が境外に貿易を爲さんときは、常關より徵鈔船牌を發給し、其鈔銀は梁頭を按じ、每尺上海貨銀二錢二分とし、毎年二回之を徴收するものとする。

福建常關に於ける現行閩海常關の章程に依れば、民船が福州に出入港して貨物を運搬し及び運賃を收むる船隻は、凡て其積載量に按じて每擔銀圓五厘を徴收することとし、大商船には毎出港の際に之を課し、毎年四次を過ぐるを得ない、小商船にも出港の際に毎出港之を課するも、毎年十二次を過ぐるを得ない、内河船は均しく毎月首次出口の際に之を徴收し、特別船は毎三箇月一次之を徴收する。但し本港常時往來の渡船、客船及各鮮魚船は又毎月一次徴收し、海濱に永く貨物を運搬せぬ釣船の如きは免稅して居る。閩江改修の爲に常關管轄の下に在る各大小商船及運賃を收むる船隻に對し、毎船積載能力百斤に付加費として一厘を徴收して居る。

前記貨物を運搬し又運賃を收むる大小民船は、常關に登錄して船舶證の發給を受くるを要し、載貨能力一千擔以上のものを大商船とし、登錄料は一箇年二十元とし、更新の際には十元とし、一千擔以下のものは小商船とし、登錄料を一箇年五元とし、更新の際には二元五角として居る。

厦門常關に於ける舊制に依れば、内港及外港を指定して入出港船に對し船稅率を異にし、特殊の課税をして居たが(註七)、現行法は閩海常關と大略同一である。但し小商船並に内港營業の船舶又は餉渡(官料運搬船)又は貨物(運賃を收めぬ渡船)以外の船舶には、均しく毎次出口の際に船鈔を徵收し、毎年十二次を越ゆることを得ないとし、又は内港營業の船舶にて餉渡、貨渡以外に屬するものは、毎月首次船鈔を徵收すること、餉渡、貨渡は舊章に照して船鈔を免じ、又漁船にして貨物を積載せぬものも亦鈔を免するものとす。(註八)

(註四) 廣西財政説明書、皇朝文獻通考卷二六、工部則例卷九四三、Customs, "The Native Customs" (1902-06) pp. 102.

(註五) 福建省財政説明書、湖北省財政説明書

(註六) 稅務月刊民國三年第五號、直隸財政説明書

(註七) 清末に於ける厦門常關の船稅は、第一は入口青單錢として内港より入港する船舶に對して一元を徵し、外港より入港する船舶に對して二元を徵し、又特に鼓浪嶼より入口するものも二種に分ち、甲地よりせば毎單二元五角、乙地よりせば一元とし、或は竹を積載して入口せば毎單三角を徵し、杉木を積載して入口せば三元一角を徵し、而して全船の貨稅が一元に上らぬものは青單錢を免じた。第二は出口單錢としては、船舶が厦門港より出口して臺灣又は他省に仕向くるものは毎單一元とし、福建沿海一帶の地方に仕向くるものは毎單五角とし、排頭門口より出口するもので、各内海に仕向くるものは一角五仙とし、外港に仕向くるものは厦門港口辦法に依ることとし、鼓浪嶼口より出口するものは各種二角五仙とす。(厦門常關並各分口照向辦法彙併簡便徵收例款章程)

(註八) 財政部稅務處審定閩海常關試行簡易稅則章程及同厦門常關試行簡易稅則章程

第三項 常關稅の減免

第一目 免稅

從來關稅を免除する場合は、時に依り地方に依り固より區々であり、又特例を存したが、一部明代よりの慣習を踏襲し、前清時代を通じて免重徵主義を採り、貨物又は船舶外藩の進貢貨物、官辦の物料官運及賑濟用の米穀類、生活の必需品、旅客携帶品又は零細の貨物、其他營利を目的とせぬ貨物、又は稅糧運搬の船舶或は沿海の小漁船等に於て之を見たのである。而して是等免稅に關しても豫期の如くに實施せられぬことが多かつた爲に、屢次取締の禁令を公布して居たのである。左に革命の前後時代に分つて敘述する。

甲、前清時代の制度

前清時代に於ける免稅方針は、革命後に在つても大差なく、又現在常關中には舊制を一部採用して居るものがあるに依つて、左に清代の實例を列舉することにする。

第一 重徵免除の例

一物一稅の方針は明代以來實現され、清朝に至つては場處的或は時間的に重複課税を避けたのである。現在海關に於て行はれて居るが如き完全の形式を備へた所謂免重徵制度とは同一でないが、同一趣旨に基いて居るのである。

厦門と臺灣との往來船に關し、康熙五十七年(一七一八年)厦門を根據とする場合には、厦門常關に於て課税するが、江浙省に往來し、厦門を仲繼地とする場合には一貨兩徴に出でないで、厦門關は之に重課せぬこととし、(註一)、其後例へば、閩廣江西の貨船が蘇松等に直下せば北新關に納税し、蘇松等の商客が閩廣に對して貿易するときには北新、浙海兩關に納税し、若し海關激浦に在つて納税し、繁子門を通過して長江より運搬するものは、北新關に於ては重徴しないのである。(註二)、嘉慶十三年(一八〇八年)には崇文門密雲縣所屬の穆家峪地方に設局し、委員を派して各税を徴收し、照票を有するものは入京發賣するも再徴せぬこととし、殺虎口に於て己に納税した内地一切の貨物を歸化城に進柵して零星發賣すれば課税を免するも、進柵後に運載し、又他地に轉販の目的を以て出柵の時には收税する。又武昌廠分口游湖關にては、凡そ料廠納税済の船舶にて照票を有するものに對しては、驗査に止め徴税せぬ。(註三)、鳳陽關肝胎口に落地發賣の米豆糧食は小販(梁頭八尺五寸に足らぬもの)と同じく、正陽等の關に於て己に納税済のものは更に該口に於て課税せぬ、同關毫州口運到の貨物は、己に他口に細税を納入したときは之を課税せぬ、或は贛關に於ては、鹽稅が己に淮課中に併合された後は再徴せぬ。(註四)、而して粵海關に在つては、一切の洋貨が舊任監督時代に納税し紅單を有して居るものは、新任の際に重徴しないことにした。(註五)

光緒三十四年(一九〇八年)には始めて産業保護の目的を以て機製洋式貨物の免重徴制を定め、當初海關、厘局又は常關の何れかに於て正税を納付したものは、運單を發給して中途常關稅又は其他の税厘を免ることにした。

第二 近海貿易の免稅

康熙二十三年(一六八四年)海禁開け、福建、廣東に新に關差を設けて出入船貨に課税せんとするに當り、其海口内の橋津地方貿易船車等に對しては、其課税を免除する旨を定め、次いで同二十五年更に之を布告する所があつた。(註六)、但し清末廈門の實例を見るに、内港及外澳に分ち、内港をば三十九箇處、外澳をば四十八箇處指定し、内港の大部に於てのみ復出口稅(再輸稅)を免除して居たのである。

第三 進貢の物件並に帶回の恩給物件に對する免稅

康熙二十四年設關の際に外國貢船の抽税を免じたが、外藩蒙古王公臺吉人等の帶來した進貢物件乾糧、茶葉、騎馱、馬馱、口食、羊隻及京より帶回の恩賞、俸祿、緞布等は均しく査驗に止め免稅した。朝鮮國貢使が往還し、又内地客商の貿易するとき、貨物の種類を問はず朝鮮人に對しては免稅し、内地商人に對しては貨價一兩に付三分を徴した。(註七)

第四 官辦の物料に對する免稅

各省官辦の銅、鉛、錫其他一切の物料は免稅としたが、物料が實數を超過し、又は別種貨物を混

するときには之に課税し、隱匿するものは漏税の例に依つて辨理し、其運載の官物船隻は尙船料を徴するものとす。次に口外の官員が玉石を携帯して嘉峪關を通過するときは、普通納税すべきが、官の運送に係るときには、又其課税を免するのである。(註八)

第五 米穀及其運搬船舶に對する免稅

通例は賑濟用其他の目的に依る官運の米穀を免稅とし、又米穀を運送する船舶は之を免稅とするが、各地に於ける特例が少くない。康熙五年(一六六六年)には、天津海口より運來して奉天に至る海洋商船には正税を徴收するが、雜費を免じた。乾隆二年(一七三六年)には、米穀は民食で百貨と異り、若し豐歉を分別しないで一樣に徴收せば、凶作の省は米價を昂騰せしめ民食に害ありとし、爾來米稅、船料を徴收して居た各關は、豐年の時舊に依つて徴收するの外、地の旱澇には其附近各關口に於て免稅することにした。同三年に米雜船が凶歉の地方に運到せば免稅することにし、現に直隸の米價騰貴に依り、天津、臨清、通州、張家灣、馬頭等の米稅を免じ、翌六年には官辦米穀を免稅し、同七年には歉收の爲に天津、臨清、殊墅、蕪湖等の關口商級の米船に對し、票を給して免稅とし、各關口の則例を統一して免稅せんとし、其後屢次同一方針の諭告を發した。嘉慶十二年(一八〇七年)には、天津鈔關は海運の糧船に付載貨の二割に對して免稅したことがある。今戶部則例(同治年代)に掲げて居る米穀貨物に對する各地關口の取扱を分別すれば、張家口、殺虎口、江海關、西新

關、廟灣口、贛關、南新關、閩海關、大平關、四川成都府、廣東肇慶府屬の開建二縣等は、米穀稅及船料を共に免じ、天津關、蕪湖關、九江關、北新關、寧波、温州及淮安關の清江廠等は米穀稅を免じ、船料のみを徴し、山海關、許墅關、鳳陽關の亳州口は船料を免じて米穀稅のみを徴し、廣西の桂林、平樂、梧州、潯州の四府、富川、加縣、懷集の三縣は米穀稅並に船料を共に徴し、其他崇文門、打箭爐及揚關の際壩は、食米は免稅すれど、酒米は徴稅し、(乾隆二年の定制)、揚關は本地にて卸賣するものに限り免稅し、淮關に於ても本地に卸す所の米稻及本城内外にて買ふ所の豆、麥、雜糧を免稅とした。北河の漕糧を撥運する船隻には船稅を徴收せず、又浙江省嘉興、湖州二府の南糧を運搬して南北兩關を通過する船隻及民間の漕糧又は租米を交納する船隻に對しても亦同様である。或は江蘇省本省撥運の倉穀、兵糧、賑米を運搬する爲に民船を傭募し、官定の運賃あるものに對しては、糧稅並に船料を共に免じて居る。次に數量を限り免稅して居る一例として、徐關雜糧は、其數七石以下及稅二分に及ばぬものは免稅とし、又許墅關所屬地方鎮集船の載米十石に及ばぬもの及農民交租辨糧質當の米、麥は本地の土貨と共に免稅とした。(乾隆四年制定)、又米穀船にして空船で通關の場合も多くは船料を免じて居り、(乾隆三年七年等制定)、清末に至つても本制を維持し、現に湖北荊州鈔關の如きは、之を免稅として居た。(註九)

第六 日用必需品、携帶品、其他零細貨物の免稅

本原則も亦古來より順致したもので、康熙二十八年の諭には民間日用の物竝に餉口貿易は悉く其收税を免すとあり、又雍正十三年にも日用小物免稅の議を定め、乾隆二年には殺虎口にて肩擔、脊負、携帶の箕筐、簪帶、鞋襪、麥麪等の物は其輸稅を免じ、其輿販の爲に車駄に積成捆擔するものは課稅することなし、綏遠の麵舖に於て發賣する本城兵民の零星な食品は免稅とし、嘉慶十九年には崇文門の箆箕、竹帚、竹篩、竹筐、布襪、布襪、皮鞮、木屐、香草等は稅額も亦少き爲に免稅とし、江海關の例に於ても民間日用各口免稅則中に、衣物、食物は一定數以下の零細貨物は免稅するが、商販のときには有稅とし、其他貨物の數量、稅額等を限り免稅して居る。其他各關の例は、乾隆三年には携帶の零星梨棗六十石以下は免稅し、又同二十三年には民間の零星日用物件中、布は一、二疋、煙草は兩三包なれば免稅することなし、尙浙海關各口の寬徵免徵則例に依れば、食物（魚類）は每船四百斤以下は免稅とし、雜貨中炭類は每船千斤以下のときは免稅とし、江蘇餉口に於ては衣物、食物何れも零星貿易のときに、又貨物の價格十餘金以下は免稅とし、蕪湖關に於ては零貨稅銀一錢に及ばぬもの、擔負小販は之を免稅とし、淮關に於ては、車載、驢馱、肩擔、脊負の零星な貨物の稅銀三分に及ばぬものは免稅とし、尙同關商稅も零星貨物にて其錢糧二分に足らぬものは又免稅とした。特殊貨物の種類に依つては、數量の多寡を論せず免稅のものがある。例へば浙海關の貝類を始めとし、徐州に於ては草帽、故衣、黃花菜、黑蜜、罈砂瓶、線香、鹽漬、柳樹、焦炭、木炭、神畫軸

を、粵海關に於ては蘿蔔、乾醃、蒜苗醃、瓜菜、神元寶（禮拜紙）及肉菓、枳梗炭、烏木臭、泥臭、蓮肉等を、北新關に於ては糧食の外に書墨、筆、硯、金銀器、門神、符錄、神馬、豬羊骨、噸銀、罐等を免稅とした。浙江乍浦口に於ては、番茄、福建製の泥風爐、同草紙等は之を免稅とした。其他嘉峪關に於ては、舊衣（舊貂は襖も同じ）、丁梨、脆棗及商人が寶泉局の渣土を承拉して城内にて淘煉するものは免稅し、粵海關に於ては乾隆四十九年の諭に依り、洋船の寶玉類は連脫多く、取締困難の爲に無稅とした。（註十）

第七 沿海小船に對する免稅

康熙二十八年の諭には採捕魚蝦船の免稅を定め、雍正七年には浙省に於て商販を目的とせぬ船稅をば免じ、乾隆元年には、邊海の居民採捕魚蝦單桅船隻は概ね免稅とし、此場合には鑑札を受領せしめて納稅義務を免除した。則例に依れば、粵海關に於ては、衣物、食物、用物及雜貨を通じて沿海貿易小船は數に照して之を免稅することに規定して居る。（註十一）

乙 革命後の制度

現在の免稅制度は前清時代の例に依るもの多く、各關に於て異つて居る。左に二、三の實例を掲ぐることにする。

上海に於ては、（一）江海關監督管轄區域の江北納稅證明書（分關發給の收稅單）、子口單（運單）及三

聯單附貨物は免稅とし、(二)蘇杭兩方面の内地に貿易する船舶には課稅せぬ、就中戎克船の場合には上海常關に之を報告することを要しないのである、(三)帆船又は汽船貨物にして上海を仲繼とする場合に、陸揚をせずに原船の儘出港するときは、過境稅と云ふ輸入稅を徵收し、輸出稅は免する。但し陸揚するときは、假令原船に依つて出港するも輸出稅を課するものとす、(四)船用炭食米の數量は船員數、航路の遠近に依つて定め、一人につき食米二斤半を許可して居る、(五)舊衣服、舊器具等の家具、(六)印刷した圖書、(七)石油箱、煙草箱に詰めた舊石油、(八)外國食品にて自用に供し、其價額が常關銀三十兩を逾へぬもの、(九)舊木油桶及鐵油桶にて明瞭な記號を印したもの、(十)黃沙石片、小石の建築用に供するもの、(十一)稅銀一錢に足らぬもの等は、均しく免稅として居る。

天津常關の現行法は、旅客の携帶品にして營業用に供せぬもの、價額十兩に達せぬものは免稅とし、其餘の貨物は、數量及價額の多寡を問はず一律に章程に照して課稅して居る。又仲繼貨物に就いて、(イ)入境の後經過した閉卡の證明を有するときは、出境に際して轉口稅單を發給し、其再徵を免じ、(ロ)入境し納稅濟の貨物にして出境せんとするときは、檢査後五日以内に其旨を申告せば、出境に際して免重徵執照を發給し、其再徵を免することゝ定めて居る。

牛莊常關に於ては、其稅率表中に無稅品として土布、鮮魚、油、硝石等の數品を掲げて居る。崇文門稅局に於ては公使館員及衛兵用の糧食竝に個人の荷物である證明書を有するものに限り免

稅とし、又工場製品に關しては、例へば丹華燐寸會社老天利七寶工場、双合盛麥酒會社及首善工廠の製品を市外に積出すときは、當初稅局に五分を納付すれば其他の課稅を免するが、若し外國に輸出するときは、本稅五分も免除するものとして居る。

閩常關に於ては、福州港と内河とに分つて免稅品を區別し、福州港にては米、稻、山芋、鮮蒜、鮮土葱、各種鮮瓜、書籍、稻殼、稻草等、冰、沙、粗石を、内河にては米、柴、山芋、山芋米、白菜等、大毛の生せぬ鶏、鴨、鵝、草履、粧奩、家屋移轉の舊家具、各種樹秧を免稅とし、尙稅表中には免稅品として洋麵粉及土麵粉、山芋米の輸入を免稅とし、每船二港を過ぎぬもの竝に賣買の用に供せぬ大猪(重二十五斤以上のもの)及小猪(重二十五斤以下のもの)を掲げて居る。船舶として餉渡(官料運搬船)、貨渡(運賃を收めぬ渡船)及貨物を載せざる漁船は之を免稅とし、尙在來の則例に依れば、又免重徵の制を定めて居る。即ち(イ)輸入貨物が己に輸入正稅を納付し、所屬各關口を通過したとき、若し原船の載貨に係る證書の記載と貨物とが一致したときは再徵を免じ、(ロ)輸出貨物にして所轄最近の關口に於て正稅を納付して各分口を通過するときは、若し原船の載貨に係る證書の記載と貨物とが一致したときは再徵を免する。

厦門常關の場合も福州の例と殆んど同一であるが、閩海關と異なるものは、厦門口の免稅貨物には尙棺木を加へ、内港に於ては肥料、草鞋、炭等を加へて居り、稅表の掲載品中で實際現在の取扱と

して鮮鴨蛋、鮮雞蛋、生活を有する雞、鴨、鵝等をも加へて居る。蕪湖常關の稅則表中には鮮大椒、舊家具、書籍、茅蘆菜、西香瓜、鮮蒜苗、大蒜、蘿蔔、藕、菜臺及青菜、灰糞、土黃、砂泥、麵粉、秧種、糧食穀等を免稅品として掲げて居る。(註十二)終りに特筆すべき事項は、前に述べた機製洋式貨物に關し、今日に至る迄次第に其種類を増加した外、民國以來其產業保護方法の一として特殊貨物に就いては、多く一定の時期を限つて常關稅を免除して居るものがある。例へば民國六年十二月二十七日財政部及稅務處より大總統に上申した呈文に依れば、全國手工織布及手工棉織物に對しては、海關輸出稅每百斤一兩を徵收するの外、五十支里内常關を三年間免除することとし、民國九年河南省汜水縣新文工廠の製造する粉筆に對しては、常關稅を三年間免じたが、更に同十二年五月一日より一箇年間之を免ずることとした。而して從來安徽の官鑛山に於て使用する機械、車軸、軌條其他器具等に對しては、五十支里内常關稅を免じて居たが、民國十四年六月以降は、内地釐捐各局と共に五十支里外常關も同じく免稅を實施することにした。(註十三)

(註一) 皇朝文獻通考卷三三

(註二) 戶部則例卷四〇

(註三) 戶部則例卷四〇、六六、大清會典事例卷二三八

(註四) 戶部則例卷五七、六二

(註五) 戶部則例卷六九

(註六) 粵海關志卷八、粵道貢國說卷四、皇朝通志卷八三、皇朝文獻通考卷二六、大清會典事例卷二三九

(註七) 戶部則例卷四〇、嘉慶會典卷一六、大清會典卷二二、大清會典事例卷二三四、皇朝文獻通考卷三三

(註八) 戶部則例卷三九、四〇

(註九) 皇朝文獻通考卷二六、三三、淮關統志卷五、大清會典事例卷二三七、二三九、戶部則例卷四〇、四一、湖北財政說明書

(註十) 大清會典事例卷二三五、二三八、二三九、戶部則例卷三八、三九、四〇、五二、六二、六五、皇朝通志卷八三、粵海關

志卷八、淮關統志第五

(註十一) 戶部則例卷六九、大清會典事例卷二二九

(註十二) 江海關稅則、天津常關土貨估價冊、審定閩海常關試行簡易稅則章程及審定廈門常關試行簡易稅則章程、酒井忠道著北

京崇文門稅の研究、稅務月刊第三卷二七、二八號、Customs Handbook of Shanghai, pp. 121.

(註十三) 財政月刊第五卷四十九號、第十卷百十四號及第十二卷百三十八號

第二目 減 稅

前清時代内外國船に對して割引率を定め、廣東、上海等の海關に於て之を實施したことは前述の通りであるが、載貨に對して減稅を行つたものは、例へば鳳陽大關に於ては、貨物の種類に依つて一割乃至五割を扣除して課稅した。蕎麥、稻穀、苧麻、猪毛、粗陶器、石炭等には最高五割を免稅したのである。揚州關に於ては、遠地より來るものに對しては二割を減稅し、同瓜洲關に於ては米、麥、豆各貨百七十擔より三百擔迄は、最高七割を越ゆるときは最低二割を控除し、下水魚、蛋等の貨は七十擔以上、上水糖、紙等の貨は、三十擔以上は同じく七割を控除して課稅し、其他溯流下流兩種に分つて稅率を異にし、下水に酌減して居るものは、例へば大平關に在つては每貨百斤に付、上水の徵銀四厘に

對して下水は一厘とし、船料は每船上水の徵銀八分に對して下水は三分として居り、贛關に於ても衣物、用物、食物、雜貨を通じて上下水に分ち、下水は上水に比して稅率を低下して居る。又出入に依つて區別するものがある、例へば坐糧廳は衣物、食物、用物及雜貨を通じて各品に付落地及起原に分ち、起原稅は落地稅に比して多くは三分の一乃至四分の一程度低減して居る。(註一)

出入に依つて其稅率を異にするものがある、例へば福州及廈門常關稅則に依れば、茶葉を臺灣の如き外國に輸出するときは、現在各通商地に移出するときの百斤一元九角二分五厘に對し、減酌して一元五角四分とし、輸入は之と異り、洋棉布を外國より輸入するときは、海關稅則に照して一稅を徵するに對し、內國港より輸入するときには半稅を課して居る。

特殊貨物に關して減稅した例は、直隸地方の土布、棉織物に對し、民國八年一月より六箇年間釐捐と共に五十支里外常關稅を半減することにし、開灤炭の稅率に就いては、民國十年同礦務局と天津常關との間に爭執があり、當時總稅務司は五十支里內常關の各種土炭に關して二個の提案をした、即ち第一は水路輸出(內外國)とし、海關稅を納付せぬときは常關に於て毎噸輸出稅銀五分を徵收し、其他一式の常關を免じ、若し海關に於て納稅せば、常關に於ける五分の輸出稅を免することとし、第二は一切の土炭に對する常稅は現行章程に照して徵收し、一概に減じて毎噸稅銀五分と定むることとしたが、簡便を旨として後者を採用したのである。(註二)

(註一) 戶部則例卷四九、五七、六二、大清會典事例卷二三四、二三五

(註二) 財政月刊第六卷六十二號、同第八卷九十一號

第四項 禁制品及制限貨物

禁制品中の大部は外國の輸出に係るものとし、內國貿易上の禁制品は其例が少いのである。左に前清時代に於ける輸出禁制品に就いて敘述する。

開禁當時より主として廣東、福建、浙江等を始めとし、南支方面に於て漸次輸出禁制品として指定したものには、內地人口及運送船、木鐵釘、油麻等の貨物(康熙二十四年、同五十七年、雍正三年制令)、軍器、火藥等(康熙二十三年、同二十四年、乾隆三十四年、同五十六年、嘉靖元年、同十一年及十二年制令)、金銀、制錢(雍正八年制令、乾隆九年、嘉靖十九年、道光二年、同十三年諭及奏文等)、銅(乾隆十四年制令)、鐵(廢鐵に關しては雍正七年、鐵鍋に關しては同九年の禁令)、白鉛(嘉慶十二年、道光十二年制令)、米(康熙四十七年、雍正六年、同八年制令)、茶(嘉慶二十三年臨時制令)、大黃(乾隆五十四年制令、同五十七年廢止)、絲斤、紬緞等(乾隆二十四年、同二十七年、同二十九年制令)等がある。而して前記諸品中米、大黃、絲布其他に關しては、輸出數量の制限を設け、例へば米は雍正六年に船隻運載の石數を暹羅大船三百石、中船二百石と限り、輸出を許可することとし、乾隆二年には沿海地方內商、出洋及外商入市に每船人口及往返程期を計り、船用米として一人一升半を限り

又奉天省貿易の商船が天津に廻航するときは、一人の食米三市斗、山東に廻航するときは五市斗、以南に廻航するときは一市石、福建、廣東に廻航するときは、航路は遠隔であつても浙江の寧波、江南の劉河等を経由し、補給し得るが爲に一市石を帶有することを許可して居り、又松江等の地方出洋樵採小船も海路の遠近人数の多寡に従つて一人の食米一升餘、米一升を許すことにした。大黃は乾隆五十四年外國輸出を禁令したが、琉球の例に依り、毎年一國に對して販賣高五百斤以下を許可し、次いで同五十七年には之が制限を撤廢したのである。絲斤、紬緞に就いては乾隆二十四年に輸出の禁令を公布し、同二十七年には輸出の増加に依つて價格が騰貴したので限制を定め、東洋(日本)辨銅船は每船土絲五千斤、湖絲三千斤とし、同二十九年には江浙兩省の東洋銅船は每隻綢緞三十卷(一卷百二十斤)とし、縑絲を帶用せんとするときは每絲百二十斤を綢緞一捲に充當し、其數は一千二百斤を越ゆることが出來ぬとし、又江浙閩等の内外船は土絲及二蠶粗絲各一千斤とし、廣東省の例は他省に比して多く、土絲及二蠶絲各五千斤とし、綢緞として帶運せんとするときは每綢緞八百斤を絲一千斤に充當し、其數は八千斤以内として居る。江蘇省より閩、粵等の内國港又は安南に對するものは、外國に對するものに比して低く、每船縑絲三百斤として居る。

輸入禁止に就いては、沿革上棉花及阿片の如きものとし、棉花は内地棉保護の爲に乾隆四十三年に禁令を公布したことがあり、阿片は保險上又は財政上の必要からして、雍正七年以降嘉慶道光十

九年に至る迄、屢次禁令を發布して居る。(註一)

現在に於て詳細に禁制品を定め、殊に海關の例を適用して居るものは上海常關である。(註二)、今江海稅則下の犯禁品及制限品を列記せば、下の如くである。

一、軍器、彈丸、彈藥及其製造原料

甲、硫酸、鹽酸、硝酸、硝石(智利)、苛性曹達、硫黃、火藥、炸藥、亞鉛、燐素、導火線、雷汞
其他爆發藥等の納稅すべきものを除くの外、若し總稅務司より稅務處に轉咎し、陸軍部の特許證なくば運搬を許さぬ。

工業用の硝磺は、特に江蘇硝磺局の發給する督軍檢印の護照あるものに對して、常關は徵稅の上其輸出を許可する。但し每船每次五百斤以上を積載することを得ない。

乙、輸入の硝石、硫酸、曹達等は均しく納稅すべく、而して地方官發給の護照を具へ、又其護照には江海關監督の檢印を要する。

丙、軍器、彈丸を當省より外省に運搬して國軍の用に供するものは、均しく免稅する。但し督軍の護照及監督の公文あるを要する。

丁、軍器、彈丸、火藥及一切の器具、軍用通信器具及造橋器具にして、若し陸軍部の護照及總稅務司に轉咎した特許證なくば、當省より外省に運搬することを許さぬ。

戊、各種軍需品を當省より外省に運搬するものは、陸軍部發給の小護照を具すべきである。
已、前條に述ぶる所の各種軍需品は、各種共五百件に満たぬものは督軍或は鎮守使又は護軍使の護照を要する。

二、各種雜糧の輸出は保證書を具ふべく、食米は保證書の外に又護照を要する。保證書を期限内に取戻さぬときは、常關は規定に依つて保證書に記載して居る金額を追徴し、沒收するものとす。
雜糧及食米の保證書には、下記印紙税を納入すべきものとす。

價值十元以上九十九元迄	印紙税	二分
價值百元以上四百九十九元迄	印紙税	四分
價值五百元以上九百九十九元迄	印紙税	一角
價值一千元以上四千元迄	印紙税	二角
價值五千元以上四萬九千九百九十九元迄	印紙税	一元
價值五萬元以上	印紙税	一元五角

三、機械製内國產麥粉にして運單を有するものは、常關に於ては之を免税とし、粉袋には工場名、商標を押印し、若し通商港に運搬するときは保證書を具へ、下記印紙税を納入すべきものとす。

一百袋以下	印紙税	二分
一百袋より二百九十九袋迄	印紙税	四分
三百袋より四百九十九袋迄	印紙税	一角

五百袋より九百九十九袋迄	印紙税	三角
一千袋より二千九百九十九袋迄	印紙税	五角
三千袋より四千九百九十九袋迄	印紙税	一元
五千袋以上	印紙税	一元五角

四、銀行券

甲、假銀行券は絶対に其運搬を禁ずる。

乙、空白銀行券は中交兩銀行券を除くの外、絶対に其運搬を禁止する。

五、錢貨、錢型及鑄造機器

制錢及銅元を當省より外省に運搬するときは、護照竝に保證書を具ふべく、船用の銅元として船主は五千枚、船員は一人四百枚を所持することを得るものとし、東三省の小銀圓(即銀角)は絶対に其輸入を禁じ、各種私造の錢貨は又絶対に之が運搬を禁じ、錢型及鑄造機器は造幣廠使用の護照を存するものを除くの外、絶対に其運搬を禁ずる。

六、各種賭具は絶対に其運搬を禁止す。

七、各種淫畫同上。

八、食鹽にして鹽務署發給の引單なくば、其運搬を禁ずる。

九、洋藥(外國阿片)、土藥(内國阿片)は運搬を禁ずる。

モヒ、コカイン及皮膚注射器(即ち瑪琪針)は、西洋醫の保證書なくば其運搬を禁ずる。戒煙瓦、モヒを含む阿片及コカインは、絶對に其運搬を禁ずる。

(註一) 戶部則例卷四一、大清會典事例卷二二九、皇朝文獻通考卷三三、粵海關志卷一七

(註二) 現在上海常關に於て適用して居る海關規定に於ける禁制品は、(イ)軍器彈藥類又は放射機、(ロ)前記に必要な附屬品、(ハ)軍事用の物品として車輛、彈藥、運搬具、信號機、電信機、氣球等、(ニ)軍器彈丸等の部分品、(ホ)軍服、背囊、水瓶、糧食器、カップ、望遠鏡、雙眼鏡等の軍用品、(ヘ)爆發藥、(ト)爆發材料等であるが、運搬を制限して居るものには、(チ)軍器、彈丸の見本、(リ)護身用の武器、(メ)狩獵用の銃器類、彈丸等、(ル)無線電話及電報の機具等がある。但し獵銃の一種又は空氣銃の少量は、外國人が海關監督の證明書を有せば輸入を許可せられ、又玩具用の銃は「テイツイ」銃よりも強度のものでも輸入を許可され、或は爆發物の少量(二擔以下)は信用ある商社の申告に係り、工業用又は醫學用に供するもので、稅務司の認めたるものは又輸入を許可することにして居る。食鹽は禁制品であるが、例外として家庭用の爲にする小賣商の輸入する二封度の罐詰二打入の二十箱以内のものは之を許可することにし、又家畜用として少量の岩鹽も之が輸入を特許して居る。Customs Handbook of Customs Procedure at Shanghai, pp. 166-7, 170.

第五項 徵收手續

第一目 稅則の公示

明代以來關吏又は公私當事者の不法な誅求が行はれたので、稅則の公示主義を採用し來り、清代に於ては殊に屢次同主義の勵行に腐心したのである。之が爲に稅率を本榜に刻し、關口の街市に樹立して民衆に公示すると同時に、地方官をして別に小本を印刷し、低價(二分)を以て一般に之を頒布せ

しめて居た。今稅則の刊刻に關して特に諭告して居るものを擧ぐれば、例へば順治十年(一六五三年)には各關口をして定例を刊刻せしめ、同十四年には關稅は部より條例を頒布し、榜に刊して關口に立て、商人の輸納に便にすることとし、康熙五年(一六六六年)には又同様の方法を示し、同八年には各關の刊榜より鈔貫の文字を除去し、徵銀數目を明記することに改め、其後雍正二年(一七二四年)の諭告には、稅則を木榜に刊刻して關口に豎立し、各商をして一望にして知らしめ、後字跡の模糊蒙蔽の弊なき旨を記し、其後同五年、六年、七年、十年及十三年、乾隆元年、七年、九年、二十五年、三十三年、四十二年、嘉慶十九年(一八一四年)、道光二年(一八二二年)等の奏文諭告等には、何れも關吏の勒索苛斂を禁止するが、一方法として稅則を刊刻することを記し、一方當該管轄官吏が木榜を立てず、若くは小字で書寫して僻處に懸げ、他紙を以て之を掩い、其手を高下するを希圖するものあるときは、該督撫より査參して處罰すべきものとし、又地方官にして刊すべき稅則の詳校を行はず、舛漏あり、或は更に扶同尙隱する者あれば、之を嚴罰する旨を規定し、殊に前記道光二年の諭告に依れば、崇文門稅局の弊害に就て、尋常の行李往來は貨物の有無を問はず、每衣箱一隻の勒索銀二、三兩より八兩の多きに至り、或は偶然携帯の常用物件に就き、其稅則を知らぬときは之を査出して二十倍の罰金に處すべしとし、又同治六年(一八六七年)の諭告にも、崇文門稅局の弊害に就いて、稅課の外に需索多き事實を擧げて居るが如く、禁令が殆んど具文に歸したことは他地方に於

でも同じく、今日に於ても移管した五十支里内の常關中、稅則を改定公布して居るもの、外は、舊時と異なる所がないのである。(註一)

(註一) 皇朝通志卷八三、皇朝文獻通考卷二六、戶部則例卷三九、嘉慶會典卷一六、大清會典事例卷二三九、粵海關志卷八、

第二目 通關法

不法課稅を防止するが爲に、前記稅則の刊刻と同時に各代を通じて關口に櫃を設け、親填簿を備へ、商賈貨物を運搬して關に到るときは號單を受け、貨物の數目を列記して之を申告せしめ(投報)、當該官査驗して稅額を算定し、申告者をして自身親填簿に記入せしめ、稅銀を櫃中に投せしむるものとす。納稅濟の上は收稅紅單二紙を填寫し、一は商人に給して納稅證とし、一は戶部に送りて察覈に供する。紅單を受領したときは放關(許放)を許され、放關は毎日二次之を行ふを例とする。放關の際には關吏が更に紅單を驗し、其一角を截ちて再び單尾に戳記(奧印)を用ひ、放關の時日を填明し、以て稽查に便にし、又商船が入港したときは、當該商人は船口貨物に對する實際の數量を開單(申告)して親投(納稅)し、關は直に稅單を過硃(朱書)して査驗し、稅金を算明して紅單に記入し、之を商人に給する。放關の手續は前記に同じである。而して關吏が本人をして親填せしめず、又は舖戶貨物を包攬(引受)して不正の利を貪り、若しくは關役と串通して苛索するが如きことあらば、分別處罰する

こととした。但し崇文門稅局に於ては、貨物が先に到つても賣主が未だ到らぬときは、特例として店舖の代納を認めて居る。又商人に給する紅單の代りに三聯單を發行することがあり、或は貢物に對する場合の如きは印文のみを給することとして居た。通關法に關して清初以來公布したものを擧ぐれば、例へば順治十年には櫃を設けて收稅し、勒扣することを得ずと定め、同十三年には各關當堂に櫃を備へ、梁頭貨物は條例を定め、商民自身で簿に填じ、銀を輸し、櫃に投じて驗明放行すべきものとす、康熙八年には、收稅單は同種二紙を填寫し、一は商人に留め、一は部に送つて査覈すべきものとす、康熙十三年には臨准關等に於て隱占、詭奇(騙名)包攬等の積習を防止する爲に、截票法を申明して諸弊を悉く除くと記し、同二十五年にも親填法を公布し、乾隆元年には江西省九贛工關の鈔課は、商人をして稅金は自ら櫃に投せしめ、收稅後は三聯單を發給し、一は商人に給し、一は巡按衛門に交し、一は稅署に存して需索侵隱の弊を免れしめんとし、同三十三年には商人をして親手填注せしめ、吏胥をして操縱することを得せしめず、多征少報の弊を杜かしむることを記し、次いで咸豐六年(一八五六年)には、各關の商稅は一律に復た紅單を用ひ、日徵細數清冊と共に部に送つて考覈することとし、翌七年には閩海常關に於ては親填等の簿を裁撤し、洋稅成案に仿照し、日徵細冊を造りて考査に備へ、紅單は關に於て商人の納稅後の憑證とし、取締上必要の爲に之を廢止せぬこと、した。尙又紅單は各關を通じて劃一にする旨をも定めたのである。光緒十一年(一八八五年)寶鑾の崇

文門稅務に關する疏文に依れば、紅單制を實施しても實際紅單を給せぬものがあり、或は納銀額は票數より多く、又私に紅單を撤回して多く勒索するものがあるので、人民の愁訴を許し、之を究治したが、後崇文門稅務局に於ても亦三聯票根を用ゆることにし、一は商人に給し、一は該局に存し、一は戸部に送つて稽查に供し、若し前記同様に情弊を見るときは、又商民に報告せしめて之を究治することにした。尙曩に嘉峪關に於ける玉商の輸稅に就いては、肅州より三連印票を發給することなし、清末四川の夔、爐兩關其他に於ては、四連票を使用するものがあつた。(註二)

貨物の通關は古來原則として驗査後徵稅し、之を許放するのであるが、變例があつた。蓋し乾隆二十七年許墅關に於ては倒住法と稱して貨船が關に到れば、本商をして納稅せしめ、通關後に逐一検査の上放關すと定めたことがあつたが、舖戶奸商は之を僥倖とし、漏稅するものあるが故に、後検査を先にし、納稅票を發給した上で始めて過關を許すことに改めた。又清末に於ても鳳陽常關に在つては、經牙代客(仲買)の投報に歸して居る商保に對しては、入貨廣聚して驗査に違なきを事由とし、商をして稅收を擔保とし、驗査に先んじて許放して商民には極めて便宜であつたが、又需索其他の不正手段を生じたことがある。尤も現在天津常關に於ては、又納稅後貨物の検査をして居る。(予が一九二六年天津常關當務者に就いて聽く所に依れば、主たる事由は稅關と貨物置場との距離遠きが爲に、検査を先にせば商人側の不便著しきものあるとの事である。)(註三)、革命後に於ける連

單制を見るに、民國三年四月には財政部より江漢關等監督に對して四聯單制を使用せしめんとする命令があつた。同令に依れば、本部は前次四聯稅單を擬定し、北京商稅、張家口貨稅等徵收局をして式に依り刊刷し、分別填用し、各海常關をして一律に之を使用せしめんとし、宜昌、山海關兩監督兼管の五十支里外常關に於ては之を適用し、舊時の三聯單に比して勝る旨を記して居る。又同年六月各關稅制整理案中、津海關に於ける一項には小單の使用を嚴禁し、四聯稅單に改むべきことを掲げて居る。次いで民國五年九月財政部より稅務處に移牒し、總稅務司をして五十支里内常關に於て四聯稅單使用を各關稅務司に命令せしめたことがある。同令に依れば、財政部は曩に四聯單の要式を定め、又第二關局に丁聯を交付して驗査に備へ、各節各關に通行して處辨した。兩年以來の成績は良好であつた。但し五十支里内常關では未だ實行しない。現に温州關監督の具陳に従へば、四聯單制を五十支里内常關に一律に推行せば、稅收に於て裨益が多い。蓋し本制は各常關局卡に於て聯合查驗して弊混を杜く見地より設けたので、營に五十支里外及内地各常關のみに適用すべきでないとして居る。(註四)

民國八年三月十一日制定の検査崇文門商稅單據章程中に於ては、四聯稅單を普通商貨、工關、磚瓦、煤油、官用品、正陽門火車聯運、行李内夾帶貨物、通縣稅局の普通商貨、同局工關の双合盛啤酒汽水の各種單に分ち、外に三聯單を双合盛啤酒汽水統稅、丹革大柴統稅の二種に分つて居る。四聯單は

甲、乙、丙、丁の四種に分ち、甲聯は截つて該局卡に保管して査閲に備へ、乙聯は監督公署に廻附し、丙聯は商人に交付して納税の證據とし、丁聯は當該貨物が他の局卡を通過して落地とならぬきは、丙聯と連同することとし、截切せず之を一括商人に給す。其貨物が仕向地に到達するを俟ち、再び該處最終の局卡に於て驗査截留の上押印し、若し其納税済の貨物が此第一局卡を通過し、徵稅後落地となるときは、該卡に於て截留の上押印し、是等稅單は乙聯と一括して公署に彙存するものとす。統稅三聯單は存根、運單及備査の三種に分ち、存根は截して該局卡に保存して査閲に備へ、運單は該商に交付し、備査は公署に廻附して檢査に備ふ。(註五)
終りに天津、北京、上海常關等最近の通關手續を概述する。

天津常關

天津常關に就いては、民國四年審計院の調査に成るものがある、之を五十支里内外に分つて説明せん。

第一 五十支里内常關入口手續

(一) 入口(輸入)

(イ) 納稅者は請驗貨物單(輸入申告書)を作成し、總局に出頭して納稅し、(ロ)總局の檢稅處(徵稅係)は單に照して稅金を檢算し、後納稅者に還付し、(ハ)納稅者は請驗單を持つて收稅處(中國銀行

徵稅係)に到り、納稅の後には收稅處に於て單上に押印して之を納稅者に還付する、(ニ)納稅者は再び驗單を總局の日報處(稅金)に送交し、(ホ)日報處に於ては登錄後繕單處(文書係)に廻附し、稅單(納稅證)を作成し、(ヘ)繕單處は稅單を作成した後、請驗單と合體して標碇處(朱書係)に廻附し、(ト)標碇處は朱書を了した後に蓋印處(捺印係)に廻附し、(チ)蓋印處が捺印後幫辦(事務官室)に廻附し、(リ)幫辦は簽字(署名)の上發單員に交付し、(ヌ)發單員は稅單を納稅者に交付し、請驗單は造冊處(統計係)に送付する、(ル)納稅者は稅單に依つて貨物を運搬輸入し、(オ)分局に於て檢査し、單貨相符合せば直に之を許放するものとす。

(二) 過境(通過)

(イ) 納稅者は請驗貨物單(輸入申告書)に書入れ、竝に過境(通過)の上仕向くべき地點を註記し、總局に申告する、(ル)乃至(オ)は入口の場合と同じ、(ワ)納稅者は第二分局を通過する時、稅單を其檢査處に呈示して檢査を受け、單貨相符合せば直に許放さる。

(三) 出口(輸出)

(イ)乃至(チ)は入口の場合と同じ、(ル)納稅者は稅單(納稅證)に依り、貨物を運搬出口する、(オ)分局に於て驗査を受け、單貨相符合せば直に許放さる。
第二 五十支里内常關(葛沽、大沽、北塘)境内進出口貨稅徵收手續

(一) 進口(輸入)

(イ) 海船が運貨を進口し、(ロ) 大沽、葛沽、北塘等の境を經過するものは、章に照して進口税を一回納入するを要し、(ハ) 該貨が若し塘沽境内に於て銷費するものであれば、別に徵稅せぬ、(ニ) 販運出境せんとするものは、内地税を一回納入することを要し、(ホ) 出境して天津五十支里外の各地方に赴くものは、別に天津五十支里外常關章程に照して辦理すべきものとす、(ヘ) 天津境に在つては驗單の上に許放する、(ト) 若し天津を通過して出境すれば、又驗單の上で許放する。

(二) 出口

(イ) 天津境内より運貨出口せば、章に照して出口税を一回納入するを要し、(ロ) 塘沽境に入れば、驗單の上で許放する、(ハ) 天津五十支里外の各地方より運貨して塘沽境に入れば、正税を一回納入するを要し、(ニ) 該貨が若し塘沽境内で銷費すれば、別に徵稅せぬ、(ホ) 海船に積載して出口せば、一回納稅するを要する。

第三 五十支里外常關稅徵收手續

(イ) 民船又は車輛が到來せば、局に赴いて登録し、(ロ) 稅局の書記は之を登録簿に記入し、(ハ) 商人又は船主は貨物發送の驗查を受ける爲に申告する、(ニ) 稅局委員又は書記は船又は車に至り、單を按じて貨物と發貨單(送狀)と相符合するや否やを檢査し、(ホ) 單貨を檢査して相符合するときは稅

金及單費(手数料)を檢算して商人に通告し、(ヘ) 商人又は船主は局に到りて納稅し、(ト) 稅局の書記は稅單(納稅證)を發給して許放する、(リ) 稅局は毎日截留の稅單存根(副本)を保存し、稅額を合計して登録する、(ヌ) 月計稅收等は分項し、循環印簿に登記する。

第四 五十支里外常關稅等徵收手續

(一) 鈔關船料徵收手續

(イ) 民船は入口せば局に赴いて登記し、(ロ) 稅局の書記は之を登記簿に記入し、(ハ) 船主は船契(雇船契約書)を呈示し、(ニ) 稅局の委員又は書記は臨船して梁頭の尺寸及裝載の貨物を檢査し、(ホ) 檢査して單貨符合するときは、税金及單費を檢算して商人に通告し、(ヘ) 船主は局に到りて納稅し、(ト) 稅局の書記は船料を稅單に記入の上交付して許放する、(チ) 稅局に於ては毎日截留の稅單存根を保存し、合計して登記するものとす、(リ) 月終統計は稅收と共に分別し、循環印簿に登記し、(ヌ) 毎月十日以内に稅收及一聯稅單を循環印簿に合併し、監督公署に送りて查檢に供するものである。

(二) 工關船契稅徵收手續

(イ) 船主は入口し、若し原領の船契稅單が已に滿一年に達せば、局に赴いて申告の上登記する(新船が未だ船契稅を完納せぬときに入口せば、直に記録を認む)、(ロ) 稅局の書記は之を掛號簿(登録簿)に記入し、(ハ) 船主は舊契を返還し(未だ過稅を納入せぬ船契の如きものは、梁頭尺寸單を申告

(ニ) 稅局の委員又は書記は臨船し、復た梁頭の尺寸を檢查し、(ホ) 檢查して單貨相符合するときは、船契稅及單費を檢算して商人に告知し、(ヘ) 船主は局に到りて納稅し、(ト) 稅局の書記は船契稅單又は船號單を發給し、船主は之を憑據書類とする、(チ) 稅局は毎日截留の稅單存根を保存合計し、稅收と共に登録する、(リ) 月終統計は稅收と共に分項して循環印簿に登記する、(ヌ) 循環印簿は毎月十日以内に稅收及一聯稅單と合併し、循環印簿は一括して監督公署に送付して查檢に供するものとす。(註六)

上海常關

上海常關に於て五十支里内常關の通關手續中、海關に於て定められたものを掲ぐれば左の如くである。

第一 輸 入

民船が上海に入船したときは、常關總務課に通過帖を提示するを要し、又漢文申告書に積荷證書を添附して提出すべきものとす。輸入申告書は同課に於て英譯し、翌日の檢查に供する爲に検査官吏に交付し、民船貨物は又多く申告書受理の上船内で検査を爲し、検査官吏は其結果を申告書に認め、署名の上船長又は監貨員に依つて總務課に廻附し、税金を算定したときは納稅告知書を發行し、申告者に還付し、申告者は常關内の稅關銀行に納稅し、銀行の領收書を呈示し、總務課より押印した陸揚許可書の下付を受けて船卸を開始する。

上海關監督下の江北の常關に依り發給せられた納稅證明書を有する貨物に對しては、上海の常關

稅を免除すると同時に、上海常關が發給した積荷證明書を添付した貨物に對しては、江北の常關稅を免除する。江北の納稅證明書は、貨物検査の後申告書の記載事項に照合し、其證明書の記載數量を超過したときは、從來江北の爲替差金として正稅の外に耗銀一割を追徴したが、現在は正稅のみを徵收することにして居る。而して江北外の地方より仕出した納稅濟證に對しては、其效力を認めぬ。各條約港及其他の常關に於ても納稅濟貨物に添付すべき證明書を發給して居るが、江北に對する上海納稅證明書の場合に於けるものと異り、其貨物に對しては上海常關稅を免除せぬ。且つ貨物の一部が中途荷卸せらるゝことを報告せらるゝも、陸揚地の稅關より書面を以て通報を受けぬ以上は、積荷明細書に従つて課稅する。若し積荷明細書に記載せる數量に超過したるときは、普通二倍の税金を課することゝす。

吳淞に入港した内向民船は、入港届、輸入積荷目録等を提出するを要し、小艙級(深さ五尺未満)の民船は、積荷證明書、納稅證明書(江北より入港)又は三聯單を添付し、漢文の輸入申告書を提出することを要す。輸入申告書は又英譯して民船貨物を検査する検査官吏に引渡す。内向民船は輸入申告書が午後三時前に吳淞稅關に提出されたときは、入港日の検査を受けることを得とし、検査官吏は申告書に検査の實績を認め押印し、船長又は監貨員を通じて事務處に之を還付し、税金算定の上は納稅告知書を發行して申告者に交付し、申告者は吳淞稅關内の稅關銀行に納稅し、銀行領收證を呈示

して貨物の船卸を開始するのである。而して其貨物を上海に船卸せんとするときは、其貨物が検査を了し納稅済なることを表示する爲に、吳淞稅關より進浦單なる證明書を受くるものとす。該書類は上海に於て出港許可を受けたる後、常關官吏又は常關總務課に引渡すべきものである。大船級（深五尺以上）の船舶が吳淞に入港したときは、吳淞稅關に於て之を検査するも、其課稅は毎に上海に於て取扱ふ。福州マストの民船を除くの外、總て上海通民船の通過證又は積荷證明書は、吳淞常關に於て之を検査し、上海に呈示する爲に船長に還付する。其他大船級の登録證書、納稅證明書、三聯單等は吳淞に提出し、更に毎日封箱に入れ、使丁に依つて本關に廻送されるのである。

第二 輸出

上海に於ける貨物の輸出に關しては、申告者は總務課に於て其署名捺印した二通の出港免狀を受け、一通は當該官衙に保管し、一通は稅關官吏の監視する民船に送る爲に申告者に還付する。押印した出港免狀は、總務課の許可なくば之を變更することを得ぬ。貨物の船積を完了したときは、總貨物に對する輸出申告書に通過證、運單等あるときは之を添付し、總務課に提出する。該申告書には又船員及船用米の數量を記載するを要し、輸出貨物は船内で検査を受く。輸出申告書は之を英譯し、翌朝検査に供する爲に検査官吏に送附する。免狀は、検査後検査官吏が之を輸出申告書と共に總務課に還付し、納稅済の上は、民船貨物に關する通過證として派司、運單、護照等の書類を船長又は其

代理人に引渡すものとす。

第三 再輸出

輸出した船舶と同一船舶にて再輸入し、検査に依つて原貨物であるといふ證明を得たときは、免稅する。但し戻稅證は凡て發行しないこととして居る。陸揚せぬ輸入貨物を再輸出したときは、輸出稅を免するが、又戻稅證は發行せぬ。

第四 特殊貨物の通關

海關を通じて上海に輸入し、常關を經由して船積する米は、輸入倉庫に於て検査し、常關輸出申告書に照合する爲に護照及派司を持つ海關官吏に依つて倉庫より船舶迄看守され、護照に米の無稅なる旨を記入せぬときには、検査後徵稅せらる。總務課に於て正當に査照した護照及使用殘の派司は申告者に還付し、使用済の派司は之を抹消して海關派司係に廻付する。又常關に於て正當に査照した再輸出申告書は、海關轉送申告書を送付するもの外、前記手續に依る。總て米の運搬は、護照を有する饑饉恤救米の外は、保證狀の提出を要す。其護照は、荷揚地の地方官憲が檢印の上、上海常關に還付するものとす。保證狀の提出は、米の外麥、豆等雜穀の船積をなす場合にも必要とし、殊に米に就いては當海關監督の檢印した護照を添付するを要し、保證狀、證明書を作成し、申請人を通じて陸揚地の稅關に送付し、同地より之を保證狀に定めて居る期限内に上海に返送するものとす。

五十箱を越ゆる石油は、浦東碼頭に碇繋せる船舶に對し、又港第八區の下流又は董家渡船渠の上浦東碼頭に限り、特許に依つて之を船積することを得。石炭を揚樹浦又は浦東碼頭より入港したる民船に船積する場合にも、之が特許を要す。尙是等特許に對する申請書は、一般輸出申告書に依る。而して其他の貨物に對して徵稅を了した後に、石油及石炭の船積を許可する。其船積を終りたるときは、許可書に検査官吏が副署して總務課に廻付し、民船の出港を認む。民船に依る運單附貨物は、内河航行汽船の船積に於けると同様の取扱を受け、海關發行の運單を附せざる内國機製綿絲に對しては、海關に於けると同率の輸出稅を課し、仕向地に運送する途中は課稅を免する。特別納稅證明書を下付する内國機製麥粉は、現在に於て無稅なれど、有稅品たる外國製粉と區別する爲に運單を交付する。該運單は海關監督の定めた形式に依る關係工場が之を發行し、又製粉が内國工場産品なることの證明を以て常關から發行し、之に收入印紙を貼用する。收入印紙の價格は、其製粉の數量及價額に従つて區別がある。(註七)

(註二) 皇朝通志卷八三、戶部則例卷三九、大清會典事例卷二三七、二三九、皇朝經世文編卷五五、四川財政說明書

(註三) 戶部則例卷四〇、皇朝文獻通考卷二六、安徽財政說明書

(註四) 稅務月刊第一卷第五號、同三年第七號、同第三卷第三十四號

(註五) 財政月刊第六卷第六十四號

(註六) 稅務月刊第二卷第二〇號

(註七) Customs Handbook of Shanghai 1921, pp. 102-119; 1926, pp. 120-130.

第三目 徵收の監理

第一 稅冊の作成と關稅の報解

一、稅冊の作成

徵稅に關する簿冊は其事實の證明に供するが故に、稅吏及地方官の監督上重要なものに屬し、清制に依れば、其要式は戶部に於て之を定めて各關に頒布し、各關は之に據つて簿冊を刊刷裝訂し、其面上に關印を押捺した上戶部に送り、戶部は更に長官の印を鈐して之を各關に轉給する。稅冊には前記親填冊の外に循環簿及稽考冊の三種があり、循環冊は毎日の納稅、收入、紅單費、(手数料)及其商賈の姓名を登錄するもので、毎年期を定めて戶部に送り、其查覈に供し、稽考冊は毎日徵收の商稅銀兩、納稅者名、貨物の數目等を逐一登記するもので、三部に分れて居り、一は戶部に送つて考覈に供し、一は關に留めて查證とし、一は監督に收執せしむるものである。蓋し稅簿は斯く關より季を定めて戶部に送付すべきものとし、又違式の簿冊は固より私設の稅冊を作成することを禁止したのである。例へば康熙八年には稅簿紅單は季を按じて部に報告せぬもの、部頒の稅簿に關差の印を用ゐて填し、送付したものは罰俸半年に處することを定め、雍正七年の諭旨に依れば、當時各關には別に私簿を設け、部に報告するには號簿を以てし、日を俟ちて填造したので、以後部頒の號簿に限り、實を以て報告することを命令したのである。而して新舊關差交代前に戶部に對して新冊の

轉發を請ふを要すとし、共請求期に就いては、乾隆五十二年以來の定制に依れば、土地の遠近交通の便否に依つて各差があり、例へば崇文門左右翼は關差の交代時期(關期)より一月以前、坐糧廳天津關は二箇月以前、山海關、張家口、殺虎口、歸化城は三箇月以前、臨清關、江海關、濟甯關、淮安關、揚州關、西新關、鳳陽關、蕪湖關、九江關、贛關、北新關、浙海關は六箇月以前、閩海關、粵海關、大平關は九月以前を限りとし、自ら其期限を超へても請求せぬもの、又は關期已に満ちて未だ戸部轉給の稅冊に接受せず、檀に本關の印簿を用ゆるものは、又例に照して處分するものとした。前記稅簿は清初以來使用し來つたものであるが、咸豐七年閩海關に於ては前述の如く親填等の稅簿を廢止し、日徵細冊を設けた例外があると同時に、天津常關に於ては、革命後に於ても循環簿の舊名を使用して居るのである。(註八)

二、關稅の解送及奏咨

常關稅は由來國稅なるが故に、各關よりは經費を存留した上に收入を中央戸部に送附し、又決算報告を爲さしめて居る。會典に依れば、關稅には正額があり、贏餘があり、各時を以て報解すと規定して居る。關稅報解の方法に就いては、時と處とに依つて異り、例へば康熙二十五年には爾後稅銀は四季に報解すること、したが、同五十五年には本制を廢止して任期滿了(關差は一箇年)の日に親身投繳(自納)すること、し、乾隆二十七年濟甯關整理案の一には、又管關の監督をして月に按じ

て督撫に知會し、一年の滿期に至れば總額を奏咨する旨を定めた。蓋し會典則例に従へば、凡そ各關の報解は、崇文門左右翼は一年四季、濟甯關、九江關、揚州關、淮安關、蕪湖關は兩季、西新關は兩次、山海關、張家口、殺虎口、粵海關、坐糧廳、贛關、閩海關、大平關、江海關、浙海關、臨清關、東海關、天津關、鳳陽關、北新關、歸化城は一年一回とし、其起解の日限は京師を去る距離の遠近に従つて異なり、例へば崇文門左右翼の如きは滿季後一箇月とし、其他多くは三箇月とし、又粵海關の如きは六箇月として居り、是等期限を越ゆるものは例に照して處分する。而して各關の稅銀起解委員が領解の時は、一定の日限即ち程途例限(又は程途期限)に従つて戸部に送附するのである。若し風の爲に阻止された等の事情があるときは、隨時報明し、通過地の地方官よりは督撫に詳報し、部に咨して稽查する。途中故なくして遷引したものは、例に照して處分する。

尙奏咨(奏銷)にも日限があり、各關に於て異つて居る、京輔各關の正稅及贏餘を徵收するには、費用を扣除して一年分を決算し、關差をして親ら奏報せしめ、若し一年の外に餘日あれば、後任監督に引續ぎ、次年の滿期に於て分晰し、彙報せしめ、一年に及ばずして離任するときは、稅銀を部に報告し、後任監督に引續ぎ、一年の滿期後後任者より前後徵收數目を彙報す。直省各關に於けるものは、山海關、張家口及殺虎口の三處が前後兩任者より各在職月日を按じて覆計し、不足銀數は各自に賠償せしめ、通算を用ゆることなきを除くの外、其他各關は該關監督をして毎月督撫に咨明し、兩任三任

を問はず、俱に一年を通算し、一面には奏報し、一面には督撫に咨會せしめ、其收むる贏餘も亦虧少なく、彼此兩任能く相抵補せば處罰を用ゐず、若し抵補することを得ぬときは、不足額ある者は處罰するものである。

前記規定は固より具文に歸するもの多きの外、殊に清末變改したものがあり、例へば粵海關に於ては、洋税は一年四結每兩月内に造報(決算報告)するに對し、常税は毎三箇月内に造報し、革命後中央集權制の崩壊と共に、多くは式の如くに報解奏咨を實行することなきに至つたのである。(註九)

(註八) 嘉慶一六、粵 關志卷一八、世宗聖訓廿三、大清會典事例卷二二七

(註九) 嘉慶會典第十六、大清會典卷二三、大清會典事例卷二二六、二三七及同一〇六、吏部處分例、皇朝文獻通考第二六、戶部則例卷四〇、廣東財政說明書

第四目 徵收法

常關稅の徵收に關しては、地租、鹽稅又は厘金の場合に於けると同じく、宋元以來官私兩方面の請負課稅主義が行はれて居る。即ち普通商民の請負に歸して居るもの、外に、中央政府は各關又は地方官吏等に對して配賦稅的に一定額の徵收を命ずるものであるが、定額に不足するときは之を賠償せしめ、定額を超過したときは、規定上は中央政府に解送すべきものとし、殊に收入の多寡に従つて賞罰を定めて居たが、實際上は官吏の私收に歸するものが多い。私經濟上の請負制度に對して之を官治請負制度と稱すべく、何れも支那の國民性から生じた結果に外ならぬのである。

一、請負制

請負制度の獨占的包攬に就ては、清初以來屢次其弊害及防止に關して諭告したものがあつた。例へば順治八年(一六五一年)には李人龍が請飭鈔關積弊疏に於て包攬代納の害を論ずる所があり、同時に經紀(仲買人)の包攬を取締ることを命じ、同十年には關役の包攬を禁止し、雍正十一年(一七三四年)には地棍(惡黨)の包攬を嚴禁し、科索を免るべき旨を定めたものがあつた。乾隆二十七年(一七四二年) 濟甯關整理案中には舖戶代客の包攬を禁止すべきことを記し、翌年又經牙(仲買人)包攬の弊を去るべき旨を布告し、嘉慶二十年(一八一五年)照票の外に客貨を包攬せば、查出處分すること定め、道光三年(一八三三年)五月の論文には、包攬の商賈は關に在る家人書吏と串屬し、重を以て輕と報じ、多を以て少と報じ、通同掩飾漁利を貪り、甚しきは賄を納れて私放し、皆偷漏隱匿を免れぬと記し、次いで咸豐元年(一八五一年)八月の論文には、崇文門稅局に就いて近來奸民包私あり、差役人等と串通し、私局を設けて包攬偷漏し、稅銀の減少を致す故に、弊端を懲すべき旨を述べて居り、又同治九年(一八七〇年)の論文には、江蘇各屬の應試諸生が牙行、船戶と包帶した私貨多く、又牙商と勾串して客貨を包攬し、衆を恃んで杭稅するを以て、之を禁革すべき旨を記し、次いで同十一年討論(脫稅の一種)を禁止するの論文中にも、各營の差官甚しきは客貨を包攬し、婦女を馱載し、游勇營棍を夾帶して關卡を通過し、盤詰(検査)に服せざるの情ありと記して居る。

請負制の弊は前記の如くであるが、尙收入上より見るときは著しき不成績であつたので、時々官辨に改めたものもあつた。

廣州の商税は從來廠書の包征包解に依つたが、同治五年（一八六六年）十一月には大平關の新章に照して委員會同辦理し、六年正月より廣佛各埠の商税は官辨に歸したことがあり、宣統二年鳳陽常關に於ては認捐（請負税）が不足した爲に、悉く監督より法を設けて彌補することにした。又當地方の仲買商人等の請負即ち商保の弊が多きことは、先にも一言した如くである。蓋し厘金と共に常關税の請負制が最も多く發達し、同時に其弊害の著しき例は廣東であり、張之洞の奏文には、道光末一年以降同治年間を通じ、光緒十一年に至る商人包辦の害を指摘して居る。次いで光緒二十八年（一九〇二年）以降海關管理の五十支里内常關に於ける二三請負制の例を見るに、寧波常關には正税百兩に付、附加税として省外に對する輸出入税（材木を除く）二十八兩五錢、福州材三十兩三錢九分、省内の輸出入税六十兩六錢二分、梁頭（船税）八兩九分を存し、是等は包税行たる通關人が受取り、同時に常關正税と共に支拂ふもので、其年額は三萬兩と稱した。而して是等收入は公然とは書辨に依つて計算されず、寧ろ諸關竝に稿房又は市中に在る裏關等の經費に充當された。又光緒三十二年（一九〇六年）には茶の課税に關して問題を起したことがある、茶は多年其厘金と共に結合して請負に付して居り、常關に於て計算されなかつたが、稅務司の提議に依り、省官憲の命令を以て茶税を

ば本局に恢收し、其結果收入を増加すべきものとした。温州常關に於ても移管後、商人が各本關に納税した後は、各分港に於ては皆検査の上許放し、各關監督は船戶の包攬司扞（監吏）の留難を稽查する旨を定めた。葉煙草の如きは、一九〇三年迄商人の請負に附して居た。（註一一）

厦門常關に於ては稅務司ヅアン、アーリストの提案に依り、常關稅局をば海關内に移すと同時に、常關稅の代辨業を廢止したのである。

革命後は、例へば三年五月以降閩海關屬五十支里外常關中、涵江關、鯨山埔、尾遮浪の各分關、烏菜港分關等は從來何れも商人の包辦（請負）に歸し、諸種の附加税があり、收入減退して居たが、之を回收整理して相當の成績を示したのである。

二、定額制と實徵制

實額及實徵兩制の可否に就いては、已に元明時代に於て論せられた如く、（第二章第三款第四目及第五目第三參照）各一利一害があり、殊に前清に於ては多く定額制を採り、時に依り或は實徵主義を加味したのである。而して革命後には實徵制を採ることにし、考成條例を改めたのであるが、其成績は依然として不良である。

（一）前清の制度

前清の定制は會典に依れば、中央戶部より毎歲正稅額を定め、各關に命じて徵收納入せしめ、或

は財用不足のときは正額外に贏餘を徵稅せしめ、而して各關の經費として凡そ正稅の一割を稅耗(附加稅)として徵收し、之に充當し、若し附加稅を徵收せぬときは、贏餘を以て支辨し來たのである。定額に對して不足の場合には之を賠償せしめ、餘あれば之を實解せしむることにした。蓋し雍正三年の硃批諭旨には、九江關の贏餘に關して「此項之盈絀惟看天然之豐歉何如不可爲一例但祇據實爲是耳」と記し、又同四年には廣西梧州、潯州二府の稅銀は、該巡撫をして實在徵收數を查覈せしめ、廉能の官をして監收し、毎月儘收儘解(實徵實解)することにし、一年の後舊定額外に贏餘若干を徵し、實に據り議奏せしむることとし、又乾隆六年の諭文には各省關稅の正額を定め、實徵實解し、自ら贏餘あるものは司推者侵蝕の弊を杜き、竝に商民に累なきものとするも、但年歲に豐歉同じくなく、貨物の多寡亦異り、其贏餘も毎年劃一なることを得ぬ。近來各關報滿の時、若し贏餘も前年に比して増加せば可なれども、減收せば部の駁議を蒙るにより、逐歲増加して底止する所なく、商民を苦累すること多く、即ち稅收の増減あるは地方の事情に因る。查覈が嚴に過ぐれば額數日に増し、衆庶を害するも、查覈寛なれば司推侵蝕して國帑を損ず、爾後各關の贏餘は前年と比較し、各該督撫をして地方の情形に就いて詳細查覈せしめ、若し侵隱等の弊なくば實に據つて聲明覆奏せしめ、其覆奏不實であり、又扶同尙隱があり、發覺せば一に部に交し、處分する趣旨を述べて居る。次いで實際同四十六年には揚關の稅收が雍正十三年に比して三萬二千六百餘兩を減退したので、戶部

をして調査せしめ、將來雍正十三年を標準とし、胥吏をして例外に苛求せしめず、監督をして收多く報少く、且つ毎年比較は歲に増加又は加減のないことを命じた。然れども時の事情に依り、増減已むなきものがあり、嘉慶四年三月の上諭に依れば、向來各關徵稅は正額外に盈餘の一項を以て前三年間の收入と比較し、最多額の年分に依ることとし、若し不足のあるときには、經徵員をして賠補せしむることとしたが、有名無實に屬し、各關の情形は不同である。故に各盈餘數目は折衷し、戶部の奏する所の分を減額し、各關毎年の贏餘が所定の數に比して短少あれば賠補せしめ、多きときは實徵實解せしむることとし、三年比較の法は之を廢止することにした。次いで同六年四川打箭鑪は毎年の定額を二萬兩とし、贏餘あれば又實徵實解せしめ、短少すれば之を賠補せしむることにした。又同七年密雲縣の木稅は同年以降雜稅徵收の例に照して同一方法に改め、或は事情に依つて臨時に實徵制を認めた。例へば九江關の如き、咸豐三年以降大平亂の影響に因り、商旅が暢行せぬ爲に、同年暫く實徵制を許したが、同八年には靖亂の結果之を認めぬことにした。

陝西潼關も光緒十四年(一八八八年)に實徵制を採り、不足を生ずるときは賠徵せしむることにし、清末常關移管後に於て、東海關の五十支里外常關の如きは一律に實徵制を採用することにし、前記關稅徵收の成績に關しては賞罰規定を設けて居る。康熙八年(一六六九年)に定めた罰則は、關稅の缺半分に及ばぬものは罰俸一年、半分より一分以上に至るものは一級を降し、二分以上のものは二級

を降し、三分以上のものは三級を降し、四分以上のものは四級を降し、皆調用(轉任)し、五分以上のものは革職することとし、同十四年には各關の缺半に及ばぬものは一級を降して留任し、餘は前例に照すこととした。其後嘉慶十四年(一八〇九年)の制に依れば稍重く、缺半分に及ばぬものは二級を降して調用し、缺半分より一分以上に至るものは三級を降して調用し、缺二分以上に至るものは四級を降して調用し、缺三分以上に至るものは五級を降して調用し、缺四分以上に至るものは革職することにした。然るに關稅の贏餘に就いては、是等正額に比して稍軽くし、例へば乾隆十四年(一七四九年)及嘉慶十七年に公布したものは、短少一分に及ばぬものは議を免する外、一分以上のものは罰俸一年、二分以上のものは罰俸二年、三分以上のものは一級を降して留任し、四分以上のものは一級を降して調用し、五分以上のものは二級を下して調用することとし、關稅は一に雍正十三年の徵數を以て定額とし、欠くる所あれば定例に依つて處分することを定めたのである。

其他嘉慶二十八年には人參の變價銀兩に關する贏餘に就いて罰則を定め、又盛京所屬十五城に於ける承辦官の短收に就いては、特に罰則を定めて居る。而して賠繳年限に關しては、例へば道光三年(一八二三年)六月宣宗の聖諭には、三百兩以下は定限半年、三百兩以上は一年以上等、金額に比例して定限を長くし、十萬兩以上は八年迄に賠償せしむるものとした。(吏部處分例は道光十一年の條に載す)、尙右定限内に賠償し得ぬときは革職して監追(追徵)し、若し監追後尙實行せぬときには永遠

監追に處し、其子孫をして之を代償せしむる規定を設けたのである。尙前記賠繳數も各關收入の増減を顧みて扣除して居るものがある、例へば則例及會典に依れば、歷年缺額のあつた淮安、濬野、揚州、臨清等の關及時々缺額を見た九江、南新、鳳陽、蕪湖、西新等の關は、盈餘定額數は六割とし、短少すれば賠繳せしむることとした。

賞の規定は康熙十四年に罰則を設けると同時に、全完のものには紀錄一次、溢額每千兩には一級を加へ、五千兩以上に至れば升級先用し、而して部より官員を直派し、督撫をして管轄せしめぬこととした。同十六年に各關共稅銀二萬兩以上のものは前例に照して議叙し、萬兩以上の全稅を徵せば紀錄一次、溢額半分以上は一級を加へ、一分以上は二級を加へ、一分半以上は三級を加へ、二分以上は四級を加へ、三分以上は升級先用し、數多きものは加級することとし、其後道光十二年に各關監督の徵收贏餘銀兩溢收一分以上は紀錄一次、二分以上は紀錄二次、三分以上は紀錄三次、四分以上は一級を加へ、五分以上は二級を加へ、尙再び多くの贏餘あれば實徵實解することにし、均しく五分以上の例に依りて計算することにした。(註一二)

清末宣統元年(一九〇九年)に定めた廣西潯州常關の賞罰規程を掲げば、下の如くである。(廣西財政説明書各論上)

(甲) 賞 (増 收)

一 割	記功一次	留任三箇月
三 割	留任六箇月	留任一箇年
五 割以上	特別褒獎	
(乙) 罰 (減收)		
半 割	記過一次罰銀五十兩	記過一次罰銀百兩
一 割 半	記過二次罰銀二百兩	記過三次罰銀三百兩
二 割 半	免職	免職して差を停す一年
三 割 半	免職して差を停す二年	免職して差を停す一年
四 割 半	免職して差を停す三年	特に處分を議す
		五 割以上

(二) 革命後の制度

革命後に於ても前清時代と同じく實徵制を採つたが、吏員の腐敗した爲に収入は却つて減退を來す虞があり、所謂比較、定額制を採つたのである。本制度は前數箇年間の収入を根據として比較額(標準額)を定め、其徵收成績に依つて賞罰することとするのである。財政部は民國三年五月九日常關徵收考成條例を發布し、三箇年毎に各關の收入標準額を定め、一定時期に之を考覈し、其收入が標準額を越ゆるときは、其増加額に應じて當該監督長官を褒賞し、若し其收入が標準額を下るときは、其多寡に従つて罰俸、休職又は免官等の處分を科することとした。而して其標準額の決定方法は、原則としては最近五箇年間の收入最多の額を根據とし、之に凡そ三割を加算した數を以てした。當時三十數種の關に於て標準總額を八百八十三萬五千元に計上したが、但し年に依つて斟酌して居る。

例へば民國五年度の比較を算出した方法は、三年度の原定比較に對して實際三年に於て増加した額に従ひ、大平關、贛關は半割、江海關、浙海關等は一割、荊州關は一割半、張家口及天津關、武昌關等は二割、臨清關、夔關、東海關等は二割半、瓊海關は四割を加算した如く、減收の場合には厦門關の如く、原定額と同一に見積つたものがある。

考成條例の規定に依れば、(一) 考査の時期には毎季考査と毎年考査とがあり、毎季考査は三月毎に之を行ひ、毎年考査は會計年度終了の時に之を行ふ、(二) 徵收標準額は毎三箇月標準額と全年標準額とがあり、全年標準額は最近數年間の收入中最多額の年を指定し、之に割増を加へて算出し、財政部より表を以て之を定むることとし、毎三箇月標準額は、各關に於ける全年標準額に依つて毎月の増減を斟酌して之を定め、財政部に報告するものとす、(三) 獎勵方法は、(イ) 各關の毎三箇月收入が其標準額より多きものは記功し(記録して褒賞す)、増數の額に依つて記功の回數を定め、(ロ) 各關の全年收入が其標準額より多きものは、增收數に依つて勞績金を給與し、而して勞績金給與辦法は、又徵收官額外増加獎勵條例を適用する、(四) 懲罰方法は、(イ) 各關の毎三箇月收入が其標準額より少なきときは記過し(記録して譴責す)、減收の數に應じて記過の回數を定む、但し記過が三回續くものは、一年期滿を待たずに事情を斟酌して罰俸し、或は休職處分を科することを得、記過回數は記功回數と相殺し得る、(ロ) 各關の全年收入が、其標準額より減少すること一割ならば罰俸し(其率及月數は財

政部に於て之を決定する)、二割ならば休職又は留辨(假在勤)とし、三割ならば休職とし、四割ならば休職又は褫職(免官)とする、(ハ)各關に於て稅銀を私消し、又は隱匿することがあるときは、章程に照して徵罰する外、其缺額を監追(追徵)する、(ニ)前記不足額が已むを得ぬ特別の事情に依つて生じたときには、各關は財政部に審査を願出づることを得るものとす。

本令は民國六年三月六日の修正常關徵收考成條例に依つて改訂されたもので、同年二月の改訂事由書に依れば、各關中標準額較少きものは、往々毎結(三箇月)記功六、七次に至るも全年の考査増收は尙格に及ばぬものがあり、辦法は殊に不公平なりとし、即ち獎勵の部に於て勞績金の制度を撤廢し、各關の毎三箇月收入の増加が一割乃至三割迄は記功一次、三割以上五割迄は記功二次、五割以上は記功三次とし、各關の全年考査に依り、四季を通じた記功次數が記過處分と相殺して尙記功四次以上に至るものは、財政部より別に勳章(例嘉禾章)を呈給すること、した。其他前記徵收官額外増加獎勵條件は、曩に民國五年秋に廢止した。

前記考成條例(舊法第十九條、新法第十七條)に基き、各地に於ては特別に規定して居るものがある。例へば民國三年九月二十四日閩海關五十支里外常關徵收考成暫行條例を公布したが、一般法と異なるものは、考査時期をば毎三箇月(按結)及全年(終考)考査の外に、毎月(按月)考査を加へ、各關の徵收比較(標準)も亦毎月、毎三箇月及全年の三種に分ち、毎月及毎三箇月標準額は各關の全年標準

額數に照し、増減は兩月に分別比較して訂定するものとし、獎勵方法に就いては增收の割合に従つて記功の數を定むる外、監督より特に存記(記録して任官資格を認むること)を與へ、又は特に斟酌獎勵することもあり、或は勞績金給與方法も定めて居た。懲罰に就いては、各關共毎月收數の其減額に比して記過の次數を定め、記過三次のものは罰俸とし、毎三箇月收數の其減額一割のものは罰俸とし、二割のものは休職とし、全年收數の其減額一割のものは休職とし、二割以上のものは監督より部處に詳請して京外各徵收機關に通飭し、爾後再び任用せぬこと、した。

民國十三年三月二十四日に公布した鳳陽關分關徵收考成規程に依れば、考査の時期は毎三箇月、半年及全年の三種に分ち、獎勵方法に就いては、各分關共三箇月の增收が一割より三割迄は記功一次、三割より五割迄は記功二次、五割以上は記功三次とし、記功次數は半年及全年考査の時に記過と相殺する。分關全年記功次數を記過處分と相殺したものを除くの外、尙記功二次以上のものは調優(榮轉)し、記功四次以上のものは監督より財政部及省長に呈請し、徵收成績優良として記録に存し、特別の獎勵をなす。懲罰方法に就いては、各分關共毎三箇月收入收數の減額の割合に比して記過の次數を定め、記過二次以上のものは差を撤し、半年の收數は功過相殺の後、記過三次のものは又差を撤し、全年の收數が減額二割以上のものは再任を爲さず、三割以上のものは差を撤するの外、監督より財政部及省長に呈明し、各機關をして三年停職せしめ、各種考査收數が特別の故障なく短徵四割以

上のものは、前記の外監督より財政部及省長に呈明して追徴する。各分關の收税にして根票符合せず、私收隱匿することあらば、刑法に依つて處理する外、缺額は之を追徴することとした。

如上定額制と共に賞罰方法を設けて增收を獎勵することは、又苛誅を獎勵する結果となることがあると同時に、記功を受くるよりも定額外の贏餘增收を私得することが利益を一層大ならしめるから、寧ろ定額以内の報告を提出するのは、支那官吏自然の情であつて、本規程の實效は少かつたのである。(註一三)

(註一〇) 東華錄卷三、皇朝通典卷八、皇朝文獻通考卷二六、戶部則例卷三八、大清會典事例卷二二九、二四〇、宣宗聖訓卷三

七、雍正硃批諭旨三五、皇清奏議卷四

(註一一) 廣東財政說明書に依れば、請貢制の弊害に就いて下の如く述べて居る。固より常關稅に限つたことではない、厘金に於ても著しいのである。

一曰、各項餉捐包商之弊粵省財政一大汚點一曰、商包賭餉是已(中略)或以一商一而獨承一捐一或以一商一而共承一捐一或就一捐一而包一承一府屬或數縣一縣一不等或一商包承分三之各商一各商復分三之各行一如三階級一焉其法歷由一商人一繳納、按餉准承辦一商承辦後更有商人一伺利爭承則有加餉一每運加餉以三加多一者承充故商人或數年一易或一年再易、互相傾軋競爭、如市而省外各州縣就地抽捐之款亦有三招一商承辦者一竊以爲此等包商辦法其弊有五商人志在取利盈竭澤而漁、弊一、挾官力以魚肉良民、弊二、官取一什一商取一什百一利歸一商中飽一弊三、商人與省城局所直接、地方官不任稽察、鞭長莫及動缺餉項、輒至鉅萬一弊四、凡商人承餉對於州縣衙門一有私費例規一、或州縣官於三包餉之外、另立稅捐名目一、上下交征、民苦重稅一、弊五、考之各國一有請貢制度一與我國包商之法一相同、近世無一用之者一粵省之始行三商包一、未始非爲一便利起見一而其意一國病一民於隱微之中一乃較之差役之需索一爲一尤甚一云々(廣東財政說明書總說、安徽財政說明書、東華錄光緒十三年條 "Customs The Native Trade" (1902-6) pp. 52-3. 61. 82)

(註一二) 嘉慶會典卷一六、大清會典卷二二、嘉慶會典事例卷一八九、大清會典事例卷一〇六、二二六、二二七、二二八、九四

二、皇朝文獻通考卷二七、仁宗聖訓三三、戶部則例卷四〇、陝西財政說明書、山東財政說明書、沈文肅公政書卷一、

雍正硃批諭旨第六

(註一三) 稅務月刊第一卷第五號、一一號、稅務月刊第二卷第二十四號、第四卷第三九號、四〇號、一一號、一〇二號

第五目 禁 令

關稅法上の犯則處分は、官吏其他徵收機關に對する場合と商民等に對する場合とあり、前者に關しては、各項に於て官吏の不法誅求其他の處分に對し、又收入減少に對して述べたのである。茲には専ら商民又は關係者の關稅違脫其他禁令違反に關する罰則を述ぶるのである。支那法は從來輕重を分ち、會典にも重ければ罪し、輕ければ罰すとし、分註には客商漏稅律に照して治罪し、貨物の一半を入官(沒收)し、若し漏稅數が多くないときには分別議罪し、其究治を免るとあるが如くに、輕きときは罰金刑に處し、重きときは體刑を科するのである。一般法としても雍正三年に定めた隱稅律には、課稅を納めぬものは笞五十とし、船商匿貨律には、船舶入港して貨物を申告せぬときは杖一百に處すとある。乾隆四十一年の禁令には、閩海關漏稅數錢より一兩に至れば其稅を倍罰し、一兩以上三兩迄は三倍、三兩以上五兩迄は五倍とし、粵海關漏稅は、五錢以上は加罰一倍、一兩以上は二倍、二兩以上は三倍、三兩以上は四倍、四兩以上は五倍、五兩以上は貨物の一半を沒收することとし、會典及則例に依れば、其他の關に就いては、例へば天津關は加罰三倍、濟墅關は倍罰、淮安關は漏

税が每貨百石に付五石を超過すれば、只正税を補足せしめて其加罰を免じ、十石を超過すれば、正税を補足する以外尙一倍を罰し、超過額に従つて加罰を定めて居る、北新關は凡そ郷民の携帶に係る零星貨物の税銀が數分より一錢有餘に過ぎぬものは其正税を補納せしめ、或は罰一、二倍を科し、粵海關に於ては又雜貨等の貨物に對しては、銀數五錢以下のものに在ては正税を納入せしめ、若し五錢以上のものには均しく加罰一倍とし、嘉峪關は玉石の漏税に關して正税が五錢以上に在れば一倍、一兩以上は二倍、二兩以上は三倍、三兩以上は四倍、四兩以上は五倍を加罰し、五兩以上は貨物の一半を沒收し、一半は補税とし、若し銀數が五錢以下に在れば、只正税を完納せしめて其加罰を免す。崇文門は商人の漏税に關して、其價値の輕重を量り、酌加して四、五倍に議罰し、或は累犯者に對しては二十倍に至つて止むものとした。

是等犯則の檢舉上に密告賞與制を設けて居た。例へば匿稅律に依れば、沒收した一半の貨物は十分を率として其三分を密告者に給與する、但し稅務官吏攢攤(徵稅吏)自身が檢舉した場合は此限りでない。又舶商匿貨の律に依れば、密告者には賞銀二十兩を給すと居る。山海關は私帶參珠に關して一年の内人參二十斤、珠子四兩迄を搜獲する巡査人等には、特に二十兩を賞とし、每人參二十斤、珠子四兩の比例を以て賞銀を遞加し、該管の官は分別議叙する。若し反對に搜索に力めず私帶して過關せしめば、巡役の責任を分別査議する。崇文門に於て拏獲した商人の漏税罰賠銀兩は、

一半を原拏人に給することとした。(註一五)

民國八年十二月十一日には各關罰款章程十二條を公布し、各常關に適用することとした。同法に依れば、罰則を分つて(甲)漏税、(乙)偷越、(丙)私帶禁物の三種として居る。

第一、漏税罰則には左記の場合がある。

- (一)貨物の多きを少しと報ずるもの、數が正税銀五角に及ばぬものは、正税を補納せば處罰を免す。
- (二)同上數(漏報)が正税銀五角以上十元に及ばぬものは、正税を補賠せしむる以外に三倍の處罰を加ふ。

(三)同上數が正税銀十元以上のものは、正税を賠補せしむる外に六倍の處罰を加ふ。

(四)貨物を私帶して脱税を圖るものは、正税を賠補せしむる以外に六倍の議罰を加ふ。

(五)子口單(洋貨内向通過税)或は三聯單(土貨外向通過税)を利用して脱税を圖るものは、條約の規定に従つて脱税の處罰を科し、貨物を沒收す。

第二、偷越罰には左記の場合がある。

- (一)貨物を偷越(無斷通過)し、正税額銀洋三角以上十元に及ばぬものは、正税を賠補せしむる以外に十倍の處罰を加ふ。
- (二)同上數が十元以上のものは、正税を賠補せしむる以外に二十倍の處罰を加ふ。

(三)貨物を携帶關(越度潜出)して報せぬものは、偷越例第二項に照して處罰し、若し兇暴を逞ふして抗拒するものは、地方官に押送し、律に按じて懲辦す、但し商船が海洋の風潮又は江河の水勢に依つて碇泊することを得ず、隨流越關するとき、調査の結果相當の事由ありと認められた場合には、税金を補賠して處罰を免す。

第三、禁物夾帶罰には左記の場合がある。

(一)禁製品例へば洋藥(外國阿片)、土藥(內國阿片)、生熟土膏(煙膏)及土皮煙灰、嗎啡、高根等及通商輸入稅則章程第四款に記載して居る各貨物は、查獲の後に之を沒收して燒繳し、竝に省庫より支出して黨に給するを除くの外、貨主を地方官或は法廷に解送し、律に按じて懲辦す。

(二)彈丸、火藥及武器を私帶したときは、地方官より情實を訊明して別に懲罰を議す。

(三)硝石、硫黃等の爆發物を私帶し、特別運照なきものは之を沒收す。
各關の罰金は總て四割を賞與金に充て、六割を戶部に解送し、而して罰金の處理には四聯車を使用し、一聯は査閱の爲に保存し、一聯は犯則者の甘結(誓約書)とし、一聯は査獲者の受賞證とし、一聯は繳驗(納入検査證)とす。

曩に民國三年九月に制定した張塞虎三局聯合査驗稅單章程に依れば、單貨符合せず、貨物が稅票より超過したときには、關稅通脫として罰金を科して居る。即ち單外の貨は各本局の稅則に照し

て正稅を補徵する外、其補徵額が二十分の一以上のものは加倍罰に處し、十分の一以上のものは二倍罰に處し、十分の二以上のものは四倍罰に處し、十分の三以上のものは六倍罰に處し、十分の四以上のものは八倍罰に處し、十分の五以上のものは十二倍罰に處する。而して稅票なきものは補徵せしむる外、其正稅補徵額に従ひ、即ち正稅一錢以上一兩以下のものは二倍の罰を加へ、正稅五百兩以上のものは二十四倍の處罰を科する迄二十階級に區別して居る。(註一六)

(註一五)、嘉慶會典卷一六、同事例卷一九一、大清會典卷二三、同事例二二九、七六三(刑部戶律課程)戶部則例卷三九、四〇。

大清律例卷一三、二〇

(註一六) 稅務月刊第一年一一號、財政月刊第七卷七三號

第五款 常關稅收入

第一項 前清の常關收入

常關の歲入は前清時代を通じて正稅及盈(贏)餘に分ち、各關の額數を一定して居る。盈餘は時に増減があるも、額外の附加稅其他の收入と同一ではない。乾隆十四年戶部の奏文に依れば、「贏餘は究むるに正額の外に在れど、額外別徵に非ず、額に照して實徵實解し、額に溢るものは之を贏餘と云ふ。名は贏餘と雖ども、實は課幣にして、即ち正供なり。」と説明して居る。(註一)、而して崇文門左右翼等の如く贏餘額を定めず、實徵制を採るものがあり、又許墅關、揚州關、九江關、粵海

關、北新關等の如くに、贏餘額は正稅額より多きものがある。

常關收入の増減を歴史的に考察せんに、第一期は清初より康熙二十四年の貿易開禁前後迄で、明末の苛税を整理したと同時に、内外通商貿易は未だ發達しないので、自ら常關數も少く、其收入は明季より一層減退したものとさへあつた。(例へば揚關の如きは、明時四萬餘兩が二萬八千六百兩に激減した。)(註二)、而して當時の常關としては、内國品の取引を主とした淮安、鳳陽、蕪湖、北新等を巨擘とし、反之後世の重要外國貿易港としては、天津(康熙元年河西務を改めたもの)の外は見ざるべきものがない。第二期は康熙末より雍正、乾隆時代を中心とし、道光末の開港當時迄であり、内外通商の發達に伴ひ常關(又海關)を擴張し、海常兩稅收入を増加したのである。第三期は南京條約以後漸次海常兩關の分離を來した頃より清末に至るものであり、本期は殊に汽船交通の隆盛を見るに及び、沿岸貿易を海關に吸収し、又は通過稅(子口稅)制度を利用する等常關の作用を牽制し、一方釐金の盛行を來した反映として、常關收入は次第に減退したのである。(註三)、第四期は五十支里内常關の移管其他革命後常關の整理以來現在迄で、再び常關收入は著しく増加するに至つたのである。常關稅の定額は既に康熙二十五年(一六八六年)に定められたものを始めとし、雍正十三年(一七三五年)には盈餘額を定め、乾隆十八年(一七五三年)の奏銷冊は之を標準としたものである。康熙二十五年の定額は約二十關を合算して百十七萬四千餘兩に過ぎぬが、乾隆會典に依れば、同十八年には四十

十關内外を通じて其總額は四百三十三萬餘兩を占むるに至り、當時最も富饒と稱した。次いで四十二年には三年比較の法を定め、五十一年には各關に於て多く減退を見たが、六十年(一七九五年)には定額を増し、最高を六百四十六萬餘兩としたので虧欠を來したのである。乾隆會典(卷十六)には四百五十萬餘兩としてあるが、同五十四年の戸部則例に依れば、凡そ三十有餘の各關を通算して正統額百八十七萬餘兩、盈餘額百五十七萬餘兩、合計三百四十四萬餘兩に過ぎぬ。會典に依り、之に崇文門左右翼等の盈餘額及工部關の收入等を加算するも四百萬兩足らずであるが、蓋し會典則例等の記載自體に不精覈の點あるを免れぬ爲である。嘉慶、道光時代の收入は乾隆の盛時には及ばぬが、未だ粵海關盈餘額を分離せぬ爲に、假令崇文門左右翼等の盈餘を除くも、戸部關の定額は約四百萬兩に近く、之に工部關の收入三十六萬餘兩を加算せば四百三十餘萬兩を占めて居る。然るに咸豐より同治に至つて次第に減收し、殊に粵海關の贏餘額數を常稅中より除外したので、同治の戸部則例又は光緒會典事例等に見るに、何れも三百五、六十萬兩臺であり、工部關の收入を加算しても四百萬兩を出ないのである。而して會典と會典事例とは又出入があるが、要するに前後時代差額の大部は、粵海關の贏餘數に依つて著しく變動を見るのである。收入の定額は前記の如く康熙、雍正又は乾隆時代のもの標準として居るが、實數は定額に對して増減があり、道光年間南京條約前後の例を掲ぐれば、下の如くである。(石渠餘記卷六)。

第四章 常關稅

定額	戶部二十四關(正稅及盈餘)	工部五關(正稅及盈餘)	合計(正稅及盈餘)
道光二十一年(一八四一年)	三,九八九,二二三	三六三,九〇八	四,三五二,二〇八
道光二十二年(一八四二年)	三,九一五,一〇六	二九二,五八九	四,二〇七,六九五
道光二十五年(一八四五年)	三,三八〇,五一九	二四九,九三六	四,一三〇,四五五
道光二十九年(一八四九年)	五,二三八,八九七	二七二,五四八	五,五六一,四四五
	四,四〇一,五〇八	三〇三,三六六	四,七〇四,八七四

更に重要な十一關の定額及實收を比較せば、下の通りである。(單位千兩)

關名	定額	乾隆五十二年 戶部則例	同治則例	會典事例	實收
崇文門	九四	九四 水脚銀七	九四 水脚銀七	九四 水脚銀七 (會典盈餘額三)	三三三 三一五 三二三
淮安	一五〇	一八六 水脚銀一五	一八六 水脚銀一五	二〇五	二五〇 一八一 一四六 一四六
濟寧	一六八	一六八 水脚銀二二	一六八 水脚銀二二	一九一	二七二 二五一 三三二 三四〇
揚州	四四	四四 水脚銀七	四四 水脚銀七	七一	一六三 一一八 一一八 一一八

第四章 常關稅

關名	定額	乾隆五十二年 戶部則例	同治則例	會典事例	實收
蕪湖	一一八	一三八 水脚銀一八	一三八 水脚銀一八	一五七	二七二 二四八 二七七 二七四
鳳陽	七九	七九 水脚銀一〇	七九 水脚銀一〇	九〇	一〇七 九六 一〇七 一〇六
九江(湖口)	一五三	一五三 水脚銀一八	一五三 水脚銀一八	一七二	五六二 五三六 四五二 五七九
北新	一〇七	一〇七 水脚銀一五	一〇七 水脚銀一五	一二三	一八八 一八八 一八八 一八八
閩	1	六六 水脚銀七	六六 水脚銀七	七三	一九九 一二九 一八五 一九三
大平	四六	四六 水脚銀六	四六 水脚銀五	五二	一三五 一三五 一三五 一一八
粵	九一	四〇 水脚銀三	五六 水脚銀三	四三	八六四 一二八 三六二 四二九

前記道光二十五年の實徵數が五百五十餘萬兩に達して居るのは、粵海關の收入が二百三十六萬餘兩を占むる爲である。蓋し粵海關志に依れば、大關及七十五口の總收入は十年前の道光十五、六年に百六十七萬餘兩、同十七、八年に百二十四萬餘兩を示すに過ぎぬ、比記事より推量すれば、石渠餘紀の記載數は稍過大に失するのである。チャイニース・レボジットリーには、道光二十七年（一八四七年）の通過稅（常關稅）をば、外國貿易關稅の三百萬兩に對して四百十九萬九千餘兩と記して居る。（註四）、

前記諸關中、正稅額は前後に於て同額のものが多いも、盈餘額には差がある。今雍正初年頃の定額を見るに、九江關は僅かに六萬七千兩、閩海關は四萬兩（正稅合計十萬兩）、粵海關は四萬八千兩（同九萬一千餘兩）、太平關は四萬五千兩乃至二百六十兩に過ぎぬが、鳳陽關は十一萬八千餘兩（同二十萬八千餘兩）、蕪湖關は十八萬餘兩（同四十一萬八千餘兩）の多きを占めた。前記乾隆の戶部則例に載せて居る盈餘額は一、二例外を除き、皆雍正十三年の則に依り、乾隆時代の各關數額は一般に增收を示して居るも、粵海關に於ては乾隆五十七年の例を見るに、入港船は前年（一七九一年）に比せば十七隻を増加したにも拘らず（モースの東印度會社支那貿易吏卷二には、前年の三十五隻が五十七隻に上つて居る）、盈餘額は僅かに一萬五千餘兩で、總額は十一萬六百餘兩を減退し、又乾隆四十三年に於ける揚關の收入は、雍正十三年に比すれば、三萬二千餘兩の減少である。（註五）

光緒年間に至つては收入著しく減退し、光緒會計表に掲げて居る十箇年間の比較を示さば、下の如くである。

光緒十一年（一八八五年）	二、四〇九、二九三 ^兩
光緒十二年	二、六三六、二一一
光緒十三年	二、六五八、五二八
光緒十四年	二、七〇九、三七八
光緒十五年	二、六〇二、八六二
光緒十六年	二、六四〇、六六九
光緒十七年	二、五五八、四一一
光緒十八年	二、五二三、四四九
光緒十九年	二、八四四、三七四
光緒二十年（一八九四年）	二、七七三、一二三

光緒二十年の收入に就いて中國最新度支全錄の説明に依れば、各省官吏の報告に徴するに、開市通商以來各海港の内地稅は著しく低減し、例へば天津は従前四萬兩乃至六萬兩のものが一萬二千八百八十餘兩に下り、寧波及浙江全省は従前約七萬九千餘兩のものが四萬兩に下り、上海は僅かに三萬三千兩、廣東は十九萬二千兩に過ぎず、全國を合計するも百萬兩に上らぬと記し、又ゼミイーンの中國度支考にも同様に推定し居るが、實際よりも過少に失するものの如く、ロバート・ハートは一九〇一年の收入を二百七十萬兩と推定して居る。

収入の減退は前記の事由に依る以外、官吏の私得に依るものも相當の額に達し、實際の徵收額は法定額を超過すること著しく、多額に達したことは清初以來明白の事實である。康熙五十一年より雍正四年迄（十五年間）に官吏の侵蝕四百七十二萬餘兩、民欠五百二十九萬餘兩と云ひ、（註七）、廣東に於ては、雍正五年福建巡撫常賚の疏に依れば、實際收納したものは二十萬餘兩に上り、同四年に楊文乾の報告には羨餘共九萬兩とあるが、恐らくは十五萬兩に達し、私收は四萬五千兩に上るべく、又雍正初年淮安關稅務慶元の奏文に依れば、同關兼管の趙世題の康熙五十八年六月より六十年六月迄二箇年間の徵收額は百十七萬八千餘兩に達し、同六十年六月より六十一年正月の離任迄八箇間の徵收額は二十五萬兩ありとし、其隱瞞銀は四十一萬三千餘兩を占むと記して居るが如くである。（註八）

後世に至るも、例へば光緒八年（一八八二年）鄧承修の奏文には、關稅侵蝕の弊は十餘年來日に増し月に盛となり、上海、登萊、蕪湖、漢口、新關、九江、夔州、廣州、肇慶、梧州、歸綏道、山海關等に權稅する者は、侵蝕せざるはなく、其額は十餘萬少とも七、八萬に上り、歳を通算せば數百萬を下らぬとし、パーカーも按察吏の報告に依れば、光緒十四、五年頃北京地方の不正徵收額は、報告數に百倍すると記して居る。（註九）

常關収入は、清末に至つて蕪湖、九江、鳳陽關等の如く海關發達の反響に依つて却つて減收を來したものがあつたが、（光緒二十一年蕪湖常關稅は海關稅の四十二萬二千兩に對して十四萬兩に下り、九江常關は従前五十萬兩臺のものが四十萬兩に下り、内地常關稅は従來九萬兩のものが汽船入港後五萬兩に下り、鳳陽關は従來十萬兩以上であつたが九萬兩臺に下つた）、（註一〇）、再び增收を示したのもも少くない。例へば廣東常關は、光緒二十九年戶部の調査表には卅六萬四千兩とし、三十四年（一九〇八年）には海關管理の分が二十萬九千餘兩、宣統元年（一九〇九年）には同じく二十三萬五千餘兩を占め、大平關は、同上戶部調査表には十六萬九千兩とし、（戶部則例には十二萬八千兩とす）、廣西の常關は、宣統元年には卅二萬餘兩、同二年には二十七萬七千餘兩を占め、（戶部則例の舊額は梧關六萬二千餘兩、潯關四萬三千餘兩とす）、臨清關は光緒三十二年の改章以來増加し、同三十四年には戶關正稅額十一萬四千餘兩、工關九千八百餘兩を占め、（戶部則例には正稅二萬九千餘兩、水脚銀九千六百餘兩、盈餘一萬一千兩とす）、東海常關は、光緒二十九年戶部の調査表には十三萬兩とし、同三十四年は十二萬九千餘兩、宣統元年（二月一日より二年末迄）は十二萬七千餘兩を占め、（會典には正稅五萬兩、盈餘二萬兩とす）、其他清末に於て江蘇の滬關は二十九萬三千餘兩、臨時八千三百餘兩、揚關は十二萬五千餘兩を占め、（戶部則例に依れば、江海常關の正稅二萬一千兩、水脚銀二千五百兩、盈餘四萬二千兩とし、揚關は十二萬三千兩とす）、鳳陽關は九萬餘兩となり、従來より却つて減退し、湖北の荊州鈔關は六萬兩、同府關は三萬兩、武昌廠關は三萬兩、漢陽新關は十九萬兩を占

めて居る。(戶部則例には武昌廠正稅三萬三千、盈餘一萬二千とし、游湖關は定額がない) 光緒二十九年戶部の各項入款表を合計せば、約三百八十餘萬兩に達して居る。(註一一) 移管當時の一九〇二年以降一九〇六年迄五箇年間の五十支里内常關收入を見るに、天津、上海、廣東等重要港の收入は、左記の如く増進を示して居る。(單位千兩)

埠名	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年
牛莊 (一部厘金を含む)	五五九	五〇三	三七六	四四四	三六九
天津	一〇八	八六三	七七三	一、〇五〇	一、一九五
芝罘	四五	一〇九	一〇五	一三六	一一七
膠州	三五	六八	六七	六九	七八
宜昌	一二	四八	四八	四二	四〇
沙市	三五五	一七	二〇	二〇	一八
九江	一五九	四〇六	四〇二	四一一	四四五
蕪湖	九二	一八一	一八八	一八七	一七八
寧波	一〇一	一四七	一四八	一七六	一九二
溫州	一八	一〇八	一〇八	一〇五	一〇九
福州	五五	三〇	二六	二六	二五
廈門	一九三	六五	六五	七三	六六
汕頭	四七	二二〇	二二七	二三八	二三二
廣東	三九	五〇	六〇	八一	六七
計	二四六	三二五	二九三	三五九	三八九

埠名	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年
江門	七四	一三四	一三三	一四五	一四三
梧州	一二八	一六	一九	一七	一六
瓊州	一九	一六	八	八	七
北海	一〇	八	八	八	七
計	二、三〇四	三、四〇三	三、一六五	三、六九〇	三、八〇四

然るに清末一九一一年は革命前であつたから、動亂の爲に稍減退して三百二十三萬九千餘兩に下つたのである。(註一二)

常關收入は規定上經費として一割を扣除し、其餘を總て京師に報解(京餉)すべきものなれども、次第に其數額を減少するに至つたばかりでなく、實徵額と報告數とは著しき差があり、關稅收入の最も多額に達した廣東關に於ても、南京條約前は毎年八十萬兩乃至百三十萬兩を解送したが、實際の徵收額は三百萬兩臺に達したと云はれたのである。(註一三)、而して中央及地方政府に分配せらるゝ收入額は、自ら之を明にすることは出来ないが、モースカパーカーの著書 (China, Past and Present) より引證した清末の收納額は、中央政府は三百七十九萬兩、各省は百二十九萬兩、州縣地方は二十四萬九千兩とした。(註一四)

又各關(海常)より解送する收入中には、皇室費の分擔額がある、其額は例へば同治五年(一八六六年)の初には三十萬兩と定めたが、不足の爲に後に倍加したのである。光緒二十二年(一八九六年)

各地常關充當額中、北廣東及福建は各十萬兩、九江關は十五萬兩としたが、年に依つて異動を免れぬ。例へば大平關は五萬兩乃至十五萬兩とし、安徽内地關は三萬兩乃至十萬兩とし、蕪湖關は三萬兩乃至五萬兩とし、浙江内地關は四萬兩とし、鳳陽關は三萬兩乃至十萬兩とし、亦内地關及江蘇揚州關は各三萬兩とし、直隸内地關及江蘇揚州關は各三萬兩とし、直隸内地關は四萬兩とし、直隸内地關は四萬兩として居るが如くである。但し雲、貴、陝、甘は貧省であるから解送を要せぬこととした。(註一五)

移管後五十支里内常關收入は、條約に依つて賠款に充當すべきものとなつて居る故に、前に述べた通り、當初支那官吏は之が移管を好まなかつたが、後に次第に整頓され、海關を経由して交付せらるゝに至つたのである。

(註一) 高宗聖訓卷一〇五

(註二) 李笠翁編資治新書卷三

(註三) 常關收入減退の事情に就いては、東華續錄道光二十七年(一八四七年)の條に、閩海關は洋貨日に増し、常稅日に減し、洋稅項下より常稅銀若干を撤補すべき議を決したことがあり、同光緒八年五月の條にも道光二十三年より閩海通商開始し、洋稅の爲に常稅の多くは侵佔されたことを記し、同二十五年五月の條に軍機大臣和碩禮親王世鐸は、著名の津海關、江海關、粵海關、揚州關等に於て亦年々少しも起色なきは、洋貨が常稅を侵佔し、短收した爲であると述べ、陝西財政説明書には、潼關の例を擧げ、雍正より道光を通じて旺であつた商稅銀は、咸同年間釐卡の設けらるゝに及び、商貨は厘局を通過し、殊に洋商は三聯單を利用したので、常稅は激減したと記して居る。

(註四) Chinese Repository, vol. XIII, pp. 96.

(註五) 高宗聖訓卷一〇七、一〇九

(註六) 中國最新度支全錄、中國度支考、J. Edkins, The Revenue and Taxation of the Chinese Empire, pp. 8, 9; S. R. Waget, op. cit., pp. 338-9.

(註七) 清史列傳卷一八(尹繼善)

(註八) 雍正 批諭旨第一三冊、三六冊

(註九) E. H. Parker's, The Financial Capacity of China (Journal of N. C. B. of R. A. S. vol. XXX, pp. 92)

(註一〇) Parker's, op. cit., part II Chinese Revenue, pp. 104, 120-1. 安徽財政説明書

(註一一) 廣東、廣西、山東、江蘇、安徽各財政説明書、周榮中國財政論綱

(註一二) Customs, "Native Customs Trade Return" (1902-6) pp. 1.

(註一三) S. W. Williams, The Middle Kingdom, vol. II, pp. 291.

(註一四) H. B. Morse, The Trade and Administration of China, pp. 339-340.

(註一五) Parker, op. cit., pp. 83.

第二項 革命後の常關收入

革命後殊に民國三、四年以來常關を整理せる結果、次第に收入を増加し、近年各地常關を合計せば二千萬元(約一千三、四百萬兩)内外に達する。

革命後五十支里内常關はロバート・ハート時代に於ける名義上の海關管理と異り、完全に勢力ある管理を實行したので、頓に收入の激増を來したのである。尤も民國の初兩三年間は革命亂の爲に却つて稍減じたものもあつたが、民國四年より三百七十餘萬兩に達し、八年以降は四百萬兩を超過し、

十四年には最高四百七十八萬餘兩(七百十八萬三千餘元)を突破したのである。民國元年以降同十四年迄の主要常關中、著しく增收を示したものを擧ぐれば、從前無干渉に在つた天津及蕪湖を筆頭とし、天津關は八十三萬兩が倍加して百五十餘萬兩に上り、蕪湖關は宣統三年(一九一一年)には僅かに十三萬八千餘兩であり、次いで民國元年には尙十七萬兩臺に止つて居たが、民國四年(一九一五年)には忽ち六十三萬餘兩に上り、遂に百五萬餘兩を越へたのである。(註一)、上海關は二十四萬兩のものゝ三十八萬餘兩に増加し、九江は二十三萬臺のものが三十二萬餘兩に増加し、閩海關は六萬兩臺のものが二十一萬餘兩に増加し、潮海關は四萬兩臺のものが二十萬三千兩に増加して居るが、之に反して宜昌關は七萬七千兩臺のものが一萬八千兩に、沙市は二萬四千兩臺のものが一萬五千兩に減退し、粵海關の如きは三十四萬七千兩のものが民國三年には最高六十二萬餘兩に上つたが、其後激減して三十萬兩に下り、同十年以降は又三十萬兩臺に上つたが、同十二年より減退して十四年には僅かに十六萬餘兩に過ぎぬ。梧州は十四萬餘兩のものが五萬七千餘兩に減退した。一方には五十支里内外兩常關收入の比較を見るに、山海關(牛莊)、東海關(芝罘)、宜昌關、瓊海關等を除く以外は、何れも五十支里内常關の收入が多額を占め、十四年十二月財政整理會暫編豫算表に依れば、就中天津の如きは五十支里外常關の十萬四千餘兩に對して二百三十九萬餘兩とし、蕪湖は同上二十四萬六千兩に對して百二十四萬餘兩を占めて居る。(註二)、左に五十支里内常關の民國元年以降同十四年迄

の對照表を掲ぐ。

各海關兼管五十支里内常關自民國元年至十一年實收數目表 (單位千兩)

關別	年別													
	(一九二二年)	(一九二一年)	(一九二〇年)	(一九一九年)	(一九一八年)	(一九一七年)	(一九一六年)	(一九一五年)	(一九一四年)	(一九一三年)	(一九一二年)	(一九一一年)	(一九一〇年)	(一九〇九年)
山海(牛莊)	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000	1,160,000
東海(芝罘)	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
津海	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
宜昌	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000
沙市	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
九江	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
蕪湖	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
江海	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
浙海(寧波)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
甌海(温州)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
福海(三都澳)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
閩海(福州)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
厦門	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
潮海	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
粵海(廣東)	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000

第四章 常關稅

地別	實民國三年收	實民國四年收	實民國五年收	比民國六年較	實民國六年收	實民國七年收	實民國八年收	實近G收年	實近H收年
江津海	二二七	二四七	三三三	二四五	二七三	二八六	三三三	(十二年數) 二九〇	三三三
粵海	一三三	一七七	一三七	七九	七九	八六	八八	(十二年數) 一九一	一〇四
潮海	三三三	三五九	二五七	二七一	一九六			(十三年數) 二九三	三三四
瓊海	一三九	一四五	一二九	一〇四	九九			二九三	一〇四
閩海	九六	一二八	八五	一八	九八			二九三	一〇四
東海	一〇三	一三八	一四八	一三〇	一八			二九三	一〇四
山東海	二〇九	二九五	三三九	二二五	三〇			(十二年數) 一五〇	一八五
浙江海	四二五	五六七	五三六	五三三	五五			(十二年數) 一〇六	二二四
甌門海	六三	九三	一〇八	八三	九八			(十二年數) 九八	一八五
燕湖	一〇四	一二五	一一三	一一	一八			(十二年數) 一六	二二
鎮江兼揚州	一三六	一九八	一七一	一四七	一八五			(十一年數) 一九七	二四六
宜昌	一三〇	一七七	九八	一五六	九二			(十三年數) 七二	一三三
武昌	一三六	一八五	一七〇	一〇	一七			(十二年數) 九八	一五六
武安	一六四	二二七	二〇八	一八五	一九二			(十二年數) 一一一	二〇七
淮安	一四六	一六二	一七七	一九四	一八七			(十二年數) 二八	二八八

第四章 常關稅

地別	實民國三年收	實民國四年收	實民國五年收	比民國六年較	實民國六年收	實民國七年收	實民國八年收	實近G收年	實近H收年
鳳陽	二七一	四三八	四四一	四三〇	三三三			(十一年數) 三六三	七三三
臨平	二六八	四八四	三九四	四二八	五三二			(十二年數) 五〇〇	六四〇
太關	一七〇	一九八	一五七	二四七	一八四			(十三年數) 二四〇	二七三
贛州	一八八	二二〇	二二六	二四四	一三八			(十三年數) 一三二	三六〇
辰州	一一一	一〇九	一〇六	一三六	九九			(十一年數) 一一一	一七四
潼關	七九	九八	一五七	一七四	一六五			(十一年數) 一一一	一七四
嘉略	四四	一	三	一	一			(十一年數) 一一一	一七四
成都	四四	七三	七六	二二九	一一			(十一年數) 一一一	一七四
雅安	三	三五	一九	三五	三三			(十一年數) 一一一	一七四
寧遠	三	三五	一九	三五	三三			(十一年數) 一一一	一七四
打箭	三	三五	一九	三五	三三			(十一年數) 一一一	一七四
寶慶	三	三五	一九	三五	三三			(十一年數) 一一一	一七四
閩安	三	三五	一九	三五	三三			(十一年數) 一一一	一七四
京師	九九六	一五七	一三七	一七四	一六五			(十一年數) 一一一	一七四
左翼	一五九	三三	二二	二七	二一			(十一年數) 一一一	一七四
右翼	一五九	三三	二二	二七	二一			(十一年數) 一一一	一七四
張多	四一〇	六三三	五七六	五八一	六五八			(十一年數) 一一一	一七四
塞北	三六八	四一九	三七八	三四一	四二三			(十一年數) 一一一	一七四

第四章 常關稅

合 計	六二八三	八四〇〇	七二八四	七八	七〇五	減增 七七八	—	徵收費一、〇〇四	九九二	徵收費一、五〇四	一一七二
-----	------	------	------	----	-----	-----------	---	----------	-----	----------	------

備考

A、B、C、D欄は便宜妥才傑租稅論（卷二の四八四—四八九頁）に引證したものを掲げ、D欄の六年度比較及實收は財政部發行の財政月刊（第六卷六七號）記載の數さ多くは同異があり、疑を有す。
 E、F兩欄は財政月刊（第八卷八六號及第九卷一〇六號）に依り、比較數（標準額）は前年と同一であるが、閩海關、山海關、淮安關、鳳陽關、贛關、張虎多稅關等の異なるものがある。
 G欄中年度を記入せぬものは、主として西南諸省で未報告に係るもの故に、舊比較に照して記載したのである。（民國十四年十月財政整理會編關鹽菸酒印花鐵路郵政收入表五—七頁）
 H欄中主として西南諸省の分は、原冊には民國八年度の比較に依り、潼關及宜昌關は九年度の比較に依り、其他は總て十一年度の比較に依ることとして居る。但し京師、張虎多、塞北、淮安、揚由、新隄等は尙最近の例を參照したものである。而して本表中には津浦鐵道商貨統捐局收入二百餘萬兩を列記して居るが、寧ろ厘金に屬すべきを以て、之を除外したのである。本表と近年實收とは年度に於て大差なきに、揚由關を始めとして著しく相違を見るは、又疑を存す。（民國十四年十二月財政整理會暫編各海常關歲入歲出預算專表一四—一八、二〇—二三頁）
 終りに最近民國十六年六月以降十二月迄、江海關以下十關の收入を示さば、左の通りである。

（銀行月刊卷八第六號）

江海關	一三九、四二七 ^元 （十一月、十二月分）
揚由	五〇七、二五三（七月以降の分）

淮安	八七、一一〇（六月以降の分）
臨海	五、〇七一（十月以降の分）
浙海	八一、七二四（七月以降の分）
鳳陽	三一、三七一（十二月分）
蕪湖	八〇〇、〇二二（六月以降の分）
閩海	八一、六六〇（七月以降の分）
潼關	一九九、六〇五（六月以降の分）
潮海	二二、五五九（七月以降の分）
合計	一、九五六、七五三

江海關五十支里外常關收入は十五年度定額を六十二萬元とし、更に增收見込二割を加算し、比較七十四萬四十元としたのである。

（註一） H. B. Morse, The International Relations of the Chinese Empire, vol. III pp. 399-400.

（註二） 稅務月刊卷二第二十四號

第三項 常關收入と借款との關係

常關稅は賠償金又は公債の擔保に供し、庚子賠款支拂の目的を以て五十支里内常關をば海關の管理に移すことに定め、殊に革命後は其收入をば完全に總稅務司の管理に歸屬せしめたのである。公債の支拂に關しては、外債及地方債に充當したが、殊に内國債に對しては五十支里外常關收入の一部

第四章 常關稅

第四章 常關稅

をば充當したのである。此關係に於ては、五十支里外常關も亦海關の管理に歸したものと謂ひ得るのである。

團匪事件の結果、一九〇一年四月二十二日外交團は匪亂賠償金の支拂方法に就いて討議すべく英、佛、獨、日使臣より成る委員會を開き、同委員會に對する諸提案中、總稅務司ロバート・ハートの建議には、鹽稅と共に常關稅は重要な財源の一であるとし、當初外交團より支那側に要求した總額四億五千萬兩の三十箇年年賦に對し、常關稅は毎年三百萬兩と定めたのである。常關稅の充當に關しては、各省の督撫は概して反對の意見を持たした。當時の事情に就いては先に述べた通りである。革命亂の爲に通商貿易が頓挫したので、各省に對する賠償金の分擔を自動的に中止したから、五十支里内常關は海關の自由なる管理の下に屬した。一方北京政府當局は自己の利益の保障並に賠償金支拂確保の必要上、議定書の條項を嚴守すべきことを命じ、五十支里内常關收入を總稅務司の管理に屬せしむる爲、上海に於て別途賠償金勘定を立つることにした。而して常關稅の保管銀行別に各國に對する支拂額の歩合は、下の如くにした。

銀行 代表國家	一九〇二年最終	一九一三年	一九一三年十月廿三日より	一九二三年二月廿三日以降
議定書の公定率	六月より十月迄	一九二三年二月廿三日迄		

銀行團の決定率

英	一一、二四八	一一、三〇二	一一、三七五	一一、三七五
葡	〇、二〇〇			
國	〇、三三三			
佛	一五、七五〇	一五、七九四	一五、七三一	一五、七三一
印度支那銀行 (匯理)				
西班牙	〇、三〇〇			
瑞典	〇、一三三			
華比銀行	白耳義	一、八八五	一、八八五	一、八七七
花旗銀行	米合衆國	七、三一九	七、三一九	七、四九一
橫濱正金銀行	日本	七、七三一	七、七三一	七、四七六
和蘭商業銀行	和蘭	一、七三三	一、七三三	一、七二二
伊太利銀行	伊	五、九一四	一	五、八九一
露清銀行(道勝)	露	二八、九七一	三四、八八六	三四、九〇四
獨亞銀行	獨	二〇、〇一五	二〇、九〇五	二〇、九六九
獨	八八九			二〇、九六九

前記保管銀行に對する配當歩合は、支拂の對獨參戰に依る獨亞銀行の消滅並に露國革命の政變に依る露國賠償基金をば内國債支辨の目的を以て他の銀行に轉交した爲に變化を來し、其後一九二六年九月には又道勝銀行の破産に依り、其名義を撤廢したのである。

大戰後常關收入は從來同様に海關收入と同じく先づ上海海上銀行の總稅務司常關勘定内に拂込

第四章 常關稅

み、定率に依り八分に別ち、毎月四回解送した。庚子賠款は正金(日本)、滙理(西、瑞典、佛)、荷蘭(和)、華比(白)、花旗(米)、道勝(伊、露)及匯豐(蘭英及獨亞銀行清理處)等各銀行に配付したが、一九一七年十二月以降は西班牙、瑞典及和蘭を除くの外、各國は支拂延期を承諾した。但し露國は一部を領受し、米國は一部を保留して總稅務司勘定に拂込み、教育上の支途に充當することにした。各國が支拂延期を承認したものは毎月末支那政府の財産に編入し、又第七年短期内債の抵押に供し、其他香上銀行の總稅務司常關勘定として保留したものは、(一)は中國銀行に交付して奧國賠償金に充當することにし、(二)は一部獨國賠償金の償還に充つることにし(定額二十四萬元)、不足數は毎月總稅務司海關收入の保留項下より之を補充することにした。

外債の償還に關する間接の保證手段としては、一八九五年の續英獨借款は厘金の補充として湖北常關稅の九萬兩、九江常關より他に送附したもの、轉用一萬四千兩、揚州關の三萬兩、鳳陽關の一萬二千兩等を充當し、一九〇八年津浦鐵道借款及一九一〇年同二次借款は直隸、山東、南京等の厘金以外、各淮常關稅より毎年十萬兩を支出することとし、一九一二年瑞記(澳)一次及二次借款は崇文門商稅を充當し、地方借款は一九一七年日本興業銀行等の京畿水災借款に對して臨清、多倫及殺虎口の常關稅を充當したのである。

内國公債に關しては、民國三年公債は左右翼の毎月商稅三萬元を充當し、更に其追加額に對して

は殺虎口、鳳陽關の收入中より毎月四萬元を支出し、中國、交通の兩銀行に保管して處理することにした。(三年八月三日公布の民國三年内國公債條例第六條及同年十二月二十一日公布の擴充民國三年内國公債々額條例第二條)、民國四年公債は未だ擔保とせぬ常關稅及張家口徵收局收入並に山西厘金を充當することとし、其の常關稅は下の如くで、合計三百九十萬元に達する。(民國四年二月九日公布の四年内國公債條例第七條)

- 一、江海、揚由關歲入四十七萬元
- 二、閩海、厦門及閩安、竹崎、洪唐、崇安、浦城、光澤、上杭、北嶺等關歲入三十六萬元
- 三、浙海、甌海、温州等關歲入二十三萬二千兩
- 四、粵海、瓊州、潮州等關歲入五十三萬元
- 五、荊州、武昌、漢陽、新關歲入七十萬元
- 六、贛關、辰州、寶慶、瀘關等關歲入三十四萬八千元
- 七、夔關、成都、寧遠、永寧、雅州、廣元、打箭爐等關歲入四十二萬元
- 八、太平關歲入三十萬元
- 九、張家口、塞北徵收局歲入五十四萬元

民國七年の六厘公債は、指定五十支里外常關收入を以て第二次擔保とすることを定め、(民國七年四月二十七日公布民國七年六厘公債條例第六條)、同九年の賑災公債は各省貨物稅並に常關稅の一分を加徴して充當することとした。(民國九年十一月十二日公布賑災公債條例第四條)

一九一七年十二月十五日民國三年內國債の發行著手し、一九一八年二月十五日民國四年內國の發行に著手し、前者は一九一七年十二月三十一日より、後者は一九一八年四月十二日より支拂を開始し、其總額は約六百五十萬元に達すべきが故に、政府は未だ賠償金の擔保に供せられぬ収入をば、總稅務司の手に保管して賠償することに決した。其常關の實際上の管理は固より監督に歸屬して居るが、収入金は一九一八年一月より毎月稅務司に交附するか、又は條約港より遠距離の場合には監督より直接香上銀行の上海分行の總稅務司國債基金勘定に拂込むことにし、後一九二〇年一月には同じく英國麥加利銀行(渣打銀行)上海分行に之を移したのである。是等常關は凡そ三十六箇處に上り、一九一五年の定額は七百三十七萬九千元で、實徵額は七百四萬三千餘元とし、一九一六年の定額は七百三十六萬二千で、實徵額は七百五萬九千餘元を占めたが、多くは軍閥の重要財源であるから、總稅務司の國債基金勘定に拂込まれた額は其一部分に過ぎず、之に對する抗議も何等の効果が無かつた。蓋し地方政府財政上の需要は北京政府と同じく、又中央政府は地方に對する強制力がないと云ふも、政府の無權力に依つて公債所有者に對して責任を解除することは出來ぬから、五十支里外常關收入に依る充當額は、一九一八年及一九一九年は相當額を占めた。然れども下の如く、一九二〇年以來は漸減したのである。

一九一八年

一、七七四、〇七三元

一九一九年	二、一六〇、一一七
一九二〇年	一、五九八、八九四
一九二一年	一、六四二、七四九
一九二二年	七四四、八四八
一九二三年	四〇五、〇〇〇
一九二四年	三二五、四〇一
一九二五年	三一五、〇二四
一九二六年	一三三、八七二

但し支那は(一)金貨公債に對し、著しく暴落した銀價が一九一九年及一九二〇年に騰貴したので、內國債に充當する關稅收入の剩餘を増加したこと、(二)露國戰局の變化に依り、従前露國に支拂ひ來つた収入をば支那自身が處理することを得たので、前記減收を補填し得たのである。(註一)

而して民國七年より八年に至る各種擔保に充當した常關收入は、豫期の收入を得ることが出來なかつたが、中國及交通二銀行より借入れた二百七十六萬九千元を償還するには足り、右金額は六回に互つて償還を終了したのである。十一年より著手した三、四年公債の元本償還事務は一新紀元を開き、従前は獨逸に對する支拂停止の賠償金を三、四年公債利息の擔保とし、又之に倣つて十一年以降停止した對露賠償金を總稅務司(アグレン)の保管に移し、三、四年公債の償還基金とし、且つ總統令に依つて満期後は五年及七年長期公債の基金に移すことに定めたが、擔保に充當すべき各

常關收入は、民國八年以後毎年中央政府に交附した金額は僅かに十萬元に過ぎなかつた。只幸前記對露賠償金の支拂停止の利用に依つて補填したので、難關を切り開いたのである。即ち三年公債最後の元金償還及四年公債最後の三回償還をして豫期通りに實行し得せしめ、又原定の期間内に結末を告ぐることを得たのである。(註二)

七年公債條例の公布に當つて、財政部は五十支里外常關收入は己に三、四年公債償還の擔保金として指定されたが、十七年には二種公債の償還を終るを以て、本公債の償還を實行し得ることとしたのである。其後整理公債案成立し、三、四年公債の抵當を以て本公債元本の抽籤償還の基金とするこゝと、し、元本償還時期は十七年より二十六年に止り、毎期償還は二百二十五萬元と定め、之に要する金額は大體己に支拂を停止した對露償金より支出すべきものとした。然し五十支里外常關收入は前記の如くに三、四年公債の擔保に充當し居るので、一部の利用に過ぎなかつたのである。(註三)

(註一) S. F. Wright, *The Collection and Disposal of the Maritime and Native Customs Revenue*, pp. 23, 143-5, 175-6.

China's Foreign and Native Customs Revenue, (British Chamber of Commerce Journal, vol. IV, No. 6, pp. 118-9)

Mac Murray, *Treaties and Agreements with and Concerning China*, pp. 686, 816, 1938.

上海總商會商業月報卷八第三號、內國公債史略、內國公債類編上冊、內國公債彙覽第一章

(註二) 同商業月報卷八第三號

(註三) 同商業月報卷八第四號

第四款 常關の存廢

常關稅は厘金に比して古き稅であるが爲に定則も存し、其弊少きものと看做されて居たにも拘らず、前に各節に於て述べた通りに諸弊があり、就中通商を妨害することが少くなかつたので、厘金同様に其除弊整理に就いて論じて居るものがあり、既は清初順治八年(一六五一年)李人龍の請飭、鈔關積弊疏には、除弊すべき事項をば、(一)單書の弊(書吏中飽侵食の害)、(二)盤貨の弊(不法課徵、漏報等の害)、(三)包攬の弊(請負代納の害)、(四)關牙の弊(稅關ブローカーの害)、(五)量船の弊(船貨に對する不當検査の害)の五弊を掲げて居る。(註一)、其後雍正、乾隆以降近年に至る迄、各般の事項に互つて弊害を擧げ、之が矯正に就いて布告したものがあつたが、殊に常關の害を寧ろ厘局に比して一層甚しきとしたものもあつた。例へば同治三年(一八六四年)左宗棠は一時閉關した杭州北新關開設延期の疏文に於て、常關の書吏勒索の害は厘局に過ぐるものあるを論じ、又光緒末葉に光緒寺鄉袁昶の整頓厘金辦法に依れば、常關の積弊は厘局に十倍すと述べて居るが、(註二)、是れ固より各地を通じて同様に看做すことは出來ぬ。實際に於て常關は古來國家定制の機關であると同時に、其關局の精粗又は稅率の輕重に於て、殊に貿易に對する妨害の程度に於ては、概して厘局に比して其弊が少いで、自ら創設當時より間もなく廢止を叫ばれた厘金と異り、比較的近年に至る迄改正論はあつても廢止論はなかつたのである。

内地通過税の弊を認め、廢厘加税の目的を貫徹せんとした。光緒二十八年八月十四日（一九〇二年九月五日）に締結した英支マツケー條約に於ては、輸入税の特別附加税を十五割増加することを承諾した代りに、支那各地の常關を存置することにした。同條約第八條第三項には、「現存する各種常關は通商港、沿海、沿江及内地水路、陸路又は邊界に在るを問はず、凡そ戶工部則例、大清會典に載せてあるものは、均しく舊に依つて存留す、但し其位置を記した明細表は記録に止むる爲に英國政府に通知するを要す。而して海關が存在して常關のなき處及沿海治邊にして通商港に非る各處には、均しく常關を添設すべく、將來若し新に通商港を開き海關を設くべき處には、又常關を設置すべく、内地に於て舊常關の位置又は其他貿易の情況に依つて常關を移轉したるときには、明細表訂正の爲に之を英國政府に通知するを要し、其數は從來よりも増加することを得ず。」と規定して居るが、翌光緒二十九年八月十八日（一九〇三年十月八日）締結の米支通商條約に於ては、内地常關の撤廢を約して居る。蓋し米國は英支マツケー條約締結後に支那側と交渉し、當初特別附加税十五割の増率に反對して十割を主張し、内地常關の廢止を主張して下らず、會議を重ねること六十四次に及び、幾一箇年を経過し、談判は殆んど決裂せんとしたが、遂に十五割案を承諾したのである。同條約第四條には、「支那政府は、十九省及東三省の陸路、鐵道及水路に設くる所の釐金其他通過税徴收の稅局は悉く之を廢止することに同意す、但し沿海及海關の存する開港地並に十九省及東三省の陸境に在る常關は此限

に在らず、又海關の存する地方或は將來海關を新設する場處には、沿海又は陸路國境たるを論せず、總て常關を設くることを得、」と規定し、即ち沿海、國境及海關所在地の常關のみを存置し、獨り内地常關のみを裁撤することにした。而して同時に附款第二に於て、「米支通商條約第四條に定められた通商港常關の收入確保を目的とし、本關より相當距離に於て分關を設くることを得（中略）、是等分關並に本關は一九〇一年の最終議定書の條項に従つて海關の管理に歸するを要す。」と規定し、尙曩に一九〇三年六月二十三日兩全權間に取交した外交文書第一には、米支通商條約第四條中に於て、通過税免除の爲に内地常關を廢止するも、之に依つて北京崇文門並に各城門の土貨關稅及左右翼の牲畜並に家屋稅を裁撤するものに非ることとし、又同年九月二十四日同文書第二には、支那政府自ら定むる所の銷場稅、出廠稅又は出產稅等は、内地常關に於て廢止すべき通過税の代償とすべき旨をも記述した。而して當時支那側委員の見解に依れば、内地常關は十餘處に過ぎぬ故に、各省の土貨は必しも悉く之を經由せぬ。英支條約に依れば、出入口共に加税後は均しく重徵を免することゝなり、自ら内地常關も亦土貨の第一次運出に二五半稅を徵するのみであり、若し第一の常關なくば稅を徵する途なく、土貨にして未だ第一の常關に於て二五半稅を納入せぬときには、出口の際に尙七五を徵收すれば、常關を裁撤するも支障がないとして居たのである。（註三）

廢厘加税問題に關聯して常關の改訂を説いた外人中、ジー、ジエミーンソンが既に一九〇一年九月十

二日の申報に發表した見解に依れば、常關を海關の管理に歸せしむれば、各關の管轄區域を分つて便宜とする、例へば江浙を第一徵收區とし、江西及鄱陽湖附近一帶を以て第二徵收區とし、洞庭湖及湖南、湖北兩省を第三徵收區とし、外に四川は尙一徵收區とするに足るものとし、常關をば海關の管理に屬せしむれば、其収入は増加して約二千萬兩に達すべしと記して居る。(註四) 革命當時(一九一二年)よりマツケー條約締結以降研究せられた産銷稅問題に附帶し、常關の存廢に就いて論議せられて居り、商會側は常關廢止論を固持しつゝ、あつたが、財政部は存置意見を有し、一九一二年財政部より參議院に諮請した裁厘加稅案中、其代表的存置事由としては、(一)廢厘は主として通過稅の撤廢に在り、常關は亦通過稅を徵收するものなれば、應に同時に撤廢すべきに似たれども、惟常關は國家大宗の收入であり、又英米との條約にも存し、且つ他に補充すべき稅源未だ確實でない故に、當分之を撤廢せず財政の現状を維持する、(二)常關制は明時より數百年殆んど大變改がなく、將來徵稅機關統一の時に於て、通商港の常關を改めて出產稅、銷場稅の徵收機關とするも、商民は久しく慣見する所なれば別に反抗を生せぬべく、(三)常關の積弊は厘金局に比して甚しくないから、稍統一の體をなし、若し當分の間一律に海關組織を以て行はゞ、則ち弊害を一掃する事は難くない、故に一面先づ外國と加稅免厘の條約を交渉し、以て永久の計畫を立て、一面には暫らく海關の辦法に照して常關徵稅章程を改訂すべきであると云ふに在る。

一九二二年華府會議後、裁厘加稅の實行其他關稅改正の機運が熟するに従ひ、財政部の關稅研究會議其他意見の發表があり、同じく積極及消極兩論があり、財政部を中心とする方面は前述の如く依然存留を主張し、農商部又は商會を代表する方面は廢止を主張し來り、大體の事由は前記と同じきも、諸説を綜合すれば、下の如くである。

存留論は、(一)條約に依つて常關を出產稅及銷場稅の機關と認められたのである、若し常關を裁撤せば如何なる機關を以て之に充當すべきや、(二)米國法に倣つて店舖に於て消費稅を徵收するときは、二種の困難がある、即ち(イ)外國品と共に併徵することが出來ぬ、(東三省營口、安東兩地の銷場稅に此例がある)、(ロ)租界内に於て本稅を徵收することが出來ぬ、故に常關に於て代收することにし、租界内銷售の貨物は己に常關に於て課稅せば、脫稅を免ることが出来る、(三)輸入外國品中民船に依つて運搬するものは常關にて徵稅するが、若し常關を廢止せば海關に必ず影響を及す、或は沿海、長江一帶を往來する民船は必ず海關の驗徵に歸し、淵を爲し、魚を毆り、叢を爲し、爵雀を毆り、全國土貨の徵收權亦外人の手中に移轉するに至る。蓋し財政部當局の意見に依れば、英米各條約は我に許すに常關を存留する權利を以てす、我亦何んぞ自ら之を拋棄することをせんやと云ひ、又常關は條約に於て其存留を規定し、銷場稅をも徵收することが出来る故に、別の機を設くるの必要もなく、殊に銷場稅は永久的のものでないから、新組織を設くる必要を認めぬと主張して居る。

廢止論は、(一)英支條約より見れば、常關は一省に一、二箇處に過ぎぬから、到底全省の出産、銷場兩稅を徵收することは出來ぬ、(二)米支條約より見れば、内地常關は盡く裁撤し、只沿海、沿江、沿邊の常關を留めて出産及銷場兩稅を課徵するのであるから、尙繞越脫稅の弊を免れぬ、(三)釐金が己に害あり、常關は同性質で又通過貨物に課稅するのである、故に一樣に之を裁撤すべきである、(四)常關稅は厘金に比して却つて重く、貨物の消費賣買の有無を問はず、經過の度數毎に課徵する、例へば北京の貨物が天津に往き、積戻して北京に回送せらるゝときでも再度課稅せらるゝ故に、速かに之を廢止して店舗の徵收に改むべきである、(五)出産稅、出廠稅の如きは本と海關に於て之を徵收すべく、何んぞ必しも再び常關を存して留難を増さんや、或は常關は銷場稅を收むべしと云ふも、然し輸出の土貨には銷場稅を徵收することは出來ぬ、常關の徵收するものは輸出しない場合の銷場稅に過ぎぬから、恐らくは收入に限がある、而して一常關を留めるのは即ち一糜費を増すのみである、要するに厘金は即ち常關の變相化身である、厘金を除けば類似の常關も一併裁撤すべく、又裁厘の後に尙常關稅を存するのは、前門に虎を拒み後門に狼を進むるの情況であると評して居る。兩者何れにも相當の事由は存するが、但し理論としては同一内國關稅である厘金も常關稅も同時に廢止すべきものであり、又米支條約の如くに常關を區別し、内地常關のみを裁撤することを約したことも不徹底である。國家の財政組織自體は國情に基くもので、又時の財政狀態より打算して二千萬元に近き

常關稅を一朝にして廢止することは、今日以上に困難な事情があつたのである。従つて産銷稅制度を定めて常關の改訂を計ることは、機宜の處置であつた。其代表的方法として關稅研究會に於ける財政部會員查鳳聲の意見に依れば、出産稅は發送の際に二分五厘を徵し、銷場稅は到著の際に五分を課すべきものとし、何れも之を常關に於て徵收すべきものとし、産銷稅徵收の常關は海關組織に倣ひ、其稅則は又海關の輸出稅に從ひ、所謂省界又は各關の界限を設けず、凡そ土貨は發送第一の常關に於て二分五厘の出産稅を徵收し、後全國に通行するも再び重徵せず、最後の常關に於て五分の銷場稅を徵收すれば、英支條約の文義とも同一である。而して各常關所轄の區域は酌量劃定し、亦必しも多く分關分口を設けず、其每分關分口の地方には委託代收制度を用ひ、各地官廳或は商會又は自治機關をして代徵せしむることゝすと記して居る。

更に財政部の代表者蹇先驄は、常關改徵産銷兩稅辦法大綱案を提出して居る、本案に依れば、出産稅は發送地の第一常關に於て徵收し、銷場稅は最後の常關に於て之を徵收し、通商港にして現に海關あれども未だ常關の設けなき處には一律常關を添設し、邊境區域及内地自開の商埠には酌量して常關を添設し、各常關の管轄區域は別に規定することゝし、銷場が常關を去ること遠き場合は該地商會より銷稅を代徵し、竝に前條に照して産稅を補徵し、其稅金は之を該管常關に報解し、尙常關監派員之を監査することゝし、而して通商港内外常關徵稅手續は一律にし、其五十支里内外の名稱は

督より之を廢止すべきことゝす。(註五)

最近民國十四年(一九二五年)十月二十六日以降開催された北京關稅特別會議に於て、關稅自主權の主張を計畫するに及び、政府は廢厘加稅の手段として常關稅の廢止を提議するに至つたのである。先づ同會議前の十月二十三日に於ける財政善後委員會の決議した自主辦法大綱第三條には、現在の厘金、沿岸貿易稅、子口稅其他通過稅と共に常關稅は支那政府自ら裁撤すべき旨を定め、更に關稅會議開會當時に發布した支那財政整理會の内地通過稅裁撤辦法大綱草案第一條には、五十支里内外及其他の常關稅は之を廢止すべき旨を規定して居る。但し十四年十一月十九日の第二委員會に於て、關稅自主權は列國の承認を得たが、關稅會議は政爭の結果十五年七月初に停頓した爲に、通過稅廢止問題も無期延期に終つたのである。

民國十六年(一九二七年)夏國民政府は關稅自主及廢厘計畫を立て、裁撤國內通過稅條例第二條に於て、同年九月一日以降陸路邊境常關を除くの外、五十支里内外及其他内地常關を裁撤することゝし、差當り財政部より各省中其勢力範圍に在る江浙、福建、兩廣、安徽六省の常關を閉鎖すべき旨を公布したが、政府の基礎未だ確實でなく、且つ施行の準備も成らず、又商人側の反對があり、之を延期したのである。次いで昨年末より關稅自主の準備としての五省裁厘會議の結果、特別消費稅の新設と同時に通過稅の廢止を計畫し、十二月十四日の同會議に於て、國內厘金及厘金類似の稅捐は

一律裁撤すべき旨を決議し、一方同月十三日廣東裁厘會議の決定に依れば、厘金及厘金類似の通過稅は期を定めて裁撤し、又五十支里外常關も之を廢止すべきものとして居たが、先に述べた產銷稅の代徵機關としたと同一事情に依り、特別消費稅の代辦に供し、現に財政部は五省(江浙、江西、安徽及福建)及内地常關をして差當り產品又は銷品の消費稅を代徵せしむることにした。其特殊消費稅徵收辦法に依れば、特殊消費稅の徵收は常關の保留期間内に限るものとし、即ち(一)常關裁撤の時期は、大宗貨物に對して均しく消費稅を實施したときより財政部は期を定めて裁撤すること、(二)常關し、其所屬分卡も次第に之を裁撤し、關督より情形を酌量して隨時之を決定することにし、(三)常關の保留期間内に特殊消費稅を徵する貨物は、常關稅及其他の内地稅を免するものとす。常關の裁撤問題に關しては、財政部及關務署等が計畫中にはあれども、實行し得ぬ事由としては、(一)新稅率を實施しても、未だ其增收の確定的豫算がなきに反し、常關の年收は相當多額を占め、一旦常關稅を廢止せば、恐らく新稅を以て之を補充することは出來ぬ、(二)常關を裁撤すれば多數關員の失職をだし、社會上の救濟問題を生ずる。蓋し常關をば產銷稅同様の特別消費稅徵收機關としたことは、短期間に裁撤を實行することが出來ぬ證左である。(註五)

一方奉天省に於ては、奉直戰以來財政が逼迫した爲に、民國十六年中には臨時常關稅局十四箇處を設置して不當課稅を増加し、且つ土匪の跋扈等があり、商民は負擔繁苛なりしが爲に、常關稅の

裁撤を請願した。但し本年(一九二九年)四月財政部は長春及寬甸に常關を新設し、現に通過貨物に對して課税しつゝあつる。(註七)

蓋し常關稅の存廢に關しては、從來の如く條約の規定を前提とすることなく、自主的に之が裁撤を決定することとし、自ら外人側の注告に在るが如き海關管理に移す方法は、絶対に之を承認せぬこととなつたのである。(註八)、但し前述の事由に依り、現在に於て直に之が廢止を見ることは困難であり、又近き將來に於ても其効果を收むることは容易でない。特別消費稅が完全に施行される結果に俟つべきである。

終りに附言すべき一事は、北平崇文門稅は昨年(民國十七年)遷都以來市況蕭條の爲に、當時商界は原料稅の廢止を請願し、又本年(民國十八年)七月商會は蔣介石の北上に際し、本稅は帝制時代の遺物であり、工業の振興を阻害する惡制の一とし、且市況恢復の目的を以て之が裁撤に關して陳情する所があつた。(註九)

(註一) 皇清奏議卷四

(註二) 同治三年浙江巡撫であつた左宗棠の浙省北新關暫緩開設疏には、「向來關書巡役視爲三利藪、藉端刁索、任意抽收、商民久已視爲三畏途(中略)然輸三於厘局者、無三留難詐索之煩、輸三於關署有三守候捐勒之害云々」を記し、又光緒二十五年光緒寺那袁昶奏陳整頓厘金辦法六條中には、「蓋厘局辦法簡易訪有三員胥劣跡三隨員撤懲、可三以除三弊至三鈔關稅則一則辦法繁曲、名目太多、關符常與三院胥部胥三鈎結聯絡、深根固蒂、牢不可破、故從前疆臣深知三治體一者若三馬新貽沈葆楨一常力持以

爲三常關不可三連復一其正額盈餘應三解之常數、應三取三償於厘金一代徵解三上、蓋以三鈔關之積弊、什三倍於厘局一故也」を記して居る。(皇朝經世文續編卷五五、光緒政要(光緒二十五年))

(註三) 外交部編光緒條約卷七〇、七九、光緒政要卷二九、商約大臣呂海寰等奏報、美國商約定議畫押事、Customs, "Treaties" vol. I, pp. 548-9, 748, 761-2.

(註四) J. Elkins, "The Revenue and Taxation," pp. 68-9.

(註五) 晏才傑租稅論下(四七六一四八三、五九八一六〇〇頁)、楊汝梅民國財政論(七〇一二頁)、北京銀行月刊社中國關稅問題

(註六) 銀行週報卷五八八號、五八九號及五九九號、銀行月刊第八卷一二號

(註七) 銀行月刊第八卷第八號、The Chinese Economic Bulletin, vol. XII, No. 22.

(註八) 既に北京關稅會議の際に提案した裁撤厘金常關等辦法草案に對する買士毅の説明中には、左記主張がある。「苟存三留常關一依三英約第八款第十節之規定一須三商三明總稅務司一由三海關人員中一選三定一人或數人一充三各該省常關之監察員一是內地稅關亦受三外人之干涉一矣、由是留三常關一以辨三產銷兩稅一受三條約種々束縛一實絕對不能三實行一毋三寧舉三常關之機關及名稱一亦一併廢三止之三較爲斬三斷葛藤一直截痛快也」

又五十支里内外常關の名稱を廢止し、五十支里内常關海關管理權の回收に執いて下の如く述べてある。
「將三稅司兼管五十里内常關之職權一解除一概由三各關監一直接管理、其每省選三用海關人員一派令監三察常關一以三每省或每總關一選三派一人一爲三限只就三海關一甄選不三限定爲三華員洋員一仍報由三財政部一加三給委員一以資三綜核一而便三整理一」

(買士毅關稅與國權) 三三三頁

(註九) 銀行月刊第八卷一〇號、民國十八年七月八日天津益世報

支那内國關稅制度

其二

終り

14.2
478

終